

令和6年第3回定例会

当別町議会会議録

令和6年9月3日 開会

令和6年9月13日 閉会

当別町議会

令和6年第3回当別町議会定例会 第1日

令和6年9月3日（火曜日） 午後 1時00分開会

議事日程（第1号）

開会・開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告

第 4 請願審査付託の件

散 会

午後 1時00分開議

出席議員（15名）

1番	角田 広佑 君	2番	海野 学 君
3番	芳形 幸夫 君	4番	櫻井 紀栄 君
5番	佐々木 常子 君	6番	佐藤 立 君
7番	西村 良伸 君	8番	五十嵐 信子 君
9番	山崎 公司 君	10番	秋場 信一 君
11番	山田 明 君	12番	古谷 陽一 君
13番	島田 裕司 君	14番	稲村 勝俊 君
15番	高谷 茂 君		

欠席議員（0名）

欠 員（なし）

説明のための出席者

町 長	後藤 正洋 君
副町長	岡部 一宏 君
総務部長	長谷川 明 君
総務課長	佐藤 剛一 君
財政課長	石原 信登志 君
企画部長	乗木 裕 君
企画部参与	長谷川 道廣 君
住民環境部長	種田 統 君
福祉部長	森 淳一 君
福祉部参与	江口 昇 君
経済部長	三上 晶 君
経済部参与	吉野 裕宜 君
建設水道部長	高松 悟志 君
建設水道部参与	岩城 正志 君
教育 長	三澤 吏佐子 君
教育部長	山田 雅俊 君
農業委員会事務局長	山崎 一 君
代表監査委員	岸 本 護 君

事務局職員出席者

事務局	長	熊谷	康弘	君
次	長	玉木	聡美	君
係	長	中鉢	将太	君
主	任	角谷	光彦	君

◎開会・開議の宣告

(午後 1時00分)

○議長（高谷 茂君） ご苦勞さまです。ただいまの出席議員15名、定足数に達しておりますので、令和6年第3回当別町議会定例会を開会いたします。

◎議事日程の報告

○議長（高谷 茂君） 議事日程ですが、さきにお配りいたしております日程表により議事に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（高谷 茂君） 日程第1、会議録署名議員の指名ですが、会議規則第125条の規定により、

4番 櫻井紀栄君

11番 山田明君

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（高谷 茂君） 日程第2、会期の決定ですが、さきに議会運営委員会を開催し、協議の結果、令和6年9月3日から9月13日までの11日間といたしましたが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、9月3日から9月13日までの11日間とすることに決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（高谷 茂君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員より例月出納検査の結果報告がありました。その写しをお手元にお配りをしておりますので、ご高覧願います。

次に、議長の出張報告をいたします。7月22日に姉妹都市である愛媛県宇和島市に表敬

訪問いたしました。7月30日に東京都で開催されました令和6年度防衛省全国情報施設協議会総会に出席いたしました。なお、復命書につきましては議会事務局に保管しております。

以上で報告を終わります。



◎請願審査付託の件

○議長（高谷 茂君） 日程第4、請願審査付託の件ですが、お手元に請願・陳情文書表を配付しております。

文書番号、請願1番、訪問介護報酬引き上げの再改定を早急に求める意見書の採択を求める請願について、紹介議員の説明を求めます。

芳形君。

○3番（芳形幸夫君） それでは、訪問介護報酬引き上げの再改定を早急に求める意見書の採択を求める請願について説明を行います。

当別町議会議長、高谷茂様。

訪問介護報酬引き上げの再改定を早急に求める意見書の採択を求める請願。

請願団体名、太美地域社会保障勉強会会長、菊地眞生、新日本婦人の会当別支部支部長、佐藤美智子、当別町農民同盟委員長、岸本辰彦、公益社団法人北海道勤労者医療協会当別社員支部支部長、今野一三六、全日本年金者組合当別支部支部長、相馬ひろ子。

紹介議員、芳形です。

請願事項、政府においては、住み慣れた地域で安心して日常生活を続けられるように、訪問介護事業者の経営やホームヘルパーの待遇を改善するために訪問介護報酬を引き上げるための再改定を早急に行うことを求める意見書採択を求めます。

請願理由、訪問介護事業者の倒産が昨年過去最多を更新し、深刻な経営状況の事業者も少なくない中で、4月から介護報酬の改定によって訪問介護の基本報酬が引き下げられました。一般社会法人全国コープ福祉事業連帯機構が行った緊急アンケートでは、基本報酬の引下げにより事業収入が減収し、直行直帰型ヘルパーの人材不足が顕著になっていることが報告されています。このままでは在宅介護が続けられない事態になりかねません。そもそも介護保険が創設された2000年から最低賃金は約1.5倍となりましたが、訪問介護の基本報酬は介護保険創設時よりも引き下げられるなど、全産業平均よりも賃金が低く抑えられてきました。そのため、ホームヘルパーの高齢化と人手不足は危機的状況です。公益財団法人介護労働安定センターが公表した令和4年度介護労働実態調査によれば、65歳以上の訪問介護員が26.3%を占め、有効求人倍率は15.53倍（22年度）にも上っています。

こうしたホームヘルパーが置かれている現状について、2月2日に東京高等裁判所は、賃金支払いの法令遵守や賃金水準の改善と人材確保が長年の政策課題とされながらも課題

解消に至っていない事実は認められると認定しています。訪問介護を取り巻く厳しい状況の中で政府が基本報酬を引き下げたことは介護人材の確保をますます困難にするものであり、再改定を早急に行うことが求められています。

以上、本請願の説明となります。皆様の闊達な討論と慎重な審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高谷 茂君） ただいまの請願・陳情文書表、請願1番については、会議規則第92条第1項の規定により産業厚生常任委員会に審査終了まで付託いたします。

次に、文書番号、請願2番、学校給食の無償化の早期実現を求める意見書採択を求める請願について、紹介議員の説明を求めます。

芳形君。

○3番（芳形幸夫君） それでは、学校給食の無償化の早期実現を求める意見書採択を求める請願について説明をさせていただきます。

当別町議会議長、高谷茂様。

学校給食の無償化の早期実現を求める意見書採択を求める請願。

請願団体名、新日本婦人の会当別支部支部長、佐藤美智子、公益社団法人北海道勤労者医療協会当別社員支部支部長、今野一三六、全日本年金者組合当別支部支部長、相馬ひろ子、太美地域社会保障勉強会会長、菊地眞生、当別町農民同盟委員長、岸本辰彦。

紹介議員、芳形です。

請願事項、国において学校給食無償化を早期実現するよう求める意見書を採択してください。

請願理由、学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達に資し、かつ児童生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たしています。全国では2023年5月1日現在で小学校では99.8%、中学校では98.4%の公立学校において学校給食を実施されていることも学校給食の重要性を示すものです。

こうした中、政府はこども未来戦略において学校給食の無償化の実現に向けて、まず学校給食費の無償化を実施する自治体における取組実態や成果、課題の調査、全国ベースでの学校給食の実態調査を行い、小中学校の給食実施状況の違いや法制面等も含め課題の整理を丁寧に行い、具体的方策を検討するとしています。そもそも憲法が定める義務教育の無償とは、授業料だけでなく、1951年の政府の国会答弁においても学校給食費なども含めて広げていく趣旨が示されています。家庭の経済状況にかかわらず、子どもの学び、成長する権利を保障することは社会全体の責任です。とりわけ昨今の物価高騰によって家計が圧迫される中、学校給食の無償化は急がれるものであり、本道では学校給食の無償化を実施している市町村が54市町村（2023年度）になっています。

以上を踏まえ、上記請願をご検討していただけるようお願いいたします。

以上、本請願の説明となります。皆様の闊達な討論と慎重な審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高谷 茂君） ただいまの請願・陳情文書表、請願2番については、会議規則第92条第1項の規定により総務文教常任委員会に審査終了まで付託いたします。

次に、文書番号、請願3番、新型コロナウイルス感染症に対する経済的な負担軽減を求める意見書採択を求める請願について、紹介議員の説明を求めます。

芳形君。

○3番（芳形幸夫君） それでは、新型コロナウイルス感染症に対する経済的な負担軽減を求める意見書採択を求める請願についてご説明を行います。

当別町議会議長、高谷茂様。

新型コロナウイルス感染症に対する経済的な負担軽減を求める意見書採択を求める請願。

請願団体名、公益社団法人北海道勤労者医療協会当別社員支部支部長、今野一三六、全日本年金者組合当別支部支部長、相馬ひろ子、太美地域社会保障勉強会会長、菊地眞生、当別町農民同盟委員長、岸本辰彦、新日本婦人の会当別支部支部長、佐藤美智子。

紹介議員、私、芳形です。

請願事項、日本政府に新型コロナウイルス感染症に対し、次のような経済的な負担軽減を求める意見書を採択してください。

1、新型コロナ治療薬の自己負担への助成を行い、タミフルなど他の感染症で用いられるものと同水準とするなど新たな公費補助を創設すること。

2、高齢者や基礎疾患のある人を重症化から守るためにもワクチン接種は引き続き重要な予防手段であり、経済的負担から接種を諦めることのないような負担軽減の制度を創出し、自己負担を減免すること。

3、ワクチンの有効性、経済性について新たな知見、エビデンスも含めて情報提供を行い、国民の疑問に答えること。副反応についての原因究明と被害者救済に万全を期すこと。

請願理由、新型コロナウイルス感染症に関して、昨年の5類移行後も行われていた抗ウイルス薬や入院費の自己負担を軽減するなどの支援制度が2024年3月末で終了しました。医療の逼迫や医療崩壊を防ぐためには重症患者の増大を抑えることが必要です。しかし、この間窓口負担の経過措置終了により抗ウイルス薬は約1万5,000円から約3万円、3割負担の場合です、にもなる高い自己負担を理由に処方避ける傾向が広く生じていると報道されています。また、秋から新たな枠組で接種が始まる新型コロナワクチンの自己負担も65歳以上と60から64歳で重い基礎疾患を持つ場合は最大で7,000円、それ以外の場合は1万5,000円程度になると言われており、ワクチン接種を希望しても高額のために接種できないことも懸念されます。新型コロナウイルス感染症の流行による医療逼迫や医療崩壊を防ぎ、必要な医療を提供し、命と健康を守るために要請します。

以上、本請願の説明となります。皆様の闊達な討論と慎重な審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（高谷 茂君） ただいまの請願・陳情文書表、請願3番については、会議規則第92条第1項の規定により産業厚生常任委員会に審査終了まで付託いたします。

◇

◎休会の議決

○議長（高谷 茂君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、議案審査のため9月4日、5日の2日間を休会とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

◇

◎散会の宣告

○議長（高谷 茂君） 本日はこれにて散会をします。

9月6日は午前10時から会議を開きます。

ご苦労さまでした。

（午後 1時16分）

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和6年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和6年第3回当別町議会定例会 第2日

令和6年9月6日（金曜日） 午前10時00分開議

議事日程（第2号）

開 議

議事日程の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 認定第 1号 令和5年度当別町各会計歳入歳出決算認定について

認定第 2号 令和5年度当別町水道事業会計決算認定について

散 会

午前10時00分開議

出席議員（15名）

1番	角田 広佑 君	2番	海野 学 君
3番	芳形 幸夫 君	4番	櫻井 紀栄 君
5番	佐々木 常子 君	6番	佐藤 立 君
7番	西村 良伸 君	8番	五十嵐 信子 君
9番	山崎 公司 君	10番	秋場 信一 君
11番	山田 明 君	12番	古谷 陽一 君
13番	島田 裕司 君	14番	稲村 勝俊 君
15番	高谷 茂 君		

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

説明のための出席者

町 長	後藤 正洋 君
副町長	岡部 一宏 君
総務部長	長谷川 明 君
総務課長	佐藤 剛一 君
財政課長	石原 信登志 君
企画部長	乗木 裕 君
企画部参与	長谷川 道廣 君
住民環境部長	種田 統 君
福祉部長	森 淳一 君
福祉部参与	江口 昇 君
経済部長	三上 晶 君
経済部参与	吉野 裕宜 君
建設水道部長	高松 悟志 君
建設水道部参与	岩城 正志 君
教育 長	三澤 吏佐子 君
教育部長	山田 雅俊 君
農業委員会事務局長	山崎 一 君
代表監査委員	岸本 護 君

事務局職員出席者

事務局長	熊谷康弘君
次長	玉木聡美君
係長	中鉢将太君
主任	角谷光彦君

◎開議の宣告

(午前10時00分)

○議長（高谷 茂君） おはようございます。ただいまの出席議員15名、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（高谷 茂君） 議事日程ですが、さきにお配りをいたしております日程表により議事に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（高谷 茂君） 日程第1、会議録署名議員の指名ですが、会議規則第125条の規定により、

4番 櫻井紀栄君

11番 山田明君

を指名いたします。

◎認定第1号、認定第2号の上程、説明、付託

○議長（高谷 茂君） 日程第2、認定第1号、認定第2号は関連がありますので、一括上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（後藤正洋君） ただいま一括議題となりました認定第1号及び認定第2号につきまして、提案の説明を申し上げます。

初めに、認定第1号 令和5年度当別町各会計歳入歳出決算認定についてであります。地方自治法第233条第2項の規定により、令和5年度当別町一般会計、国民健康保険特別会計、下水道事業特別会計、介護保険特別会計、介護サービス事業特別会計、後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算書を令和6年7月25日から8月5日まで監査委員の審査に付しましたので、同法第233条第3項の規定により、監査委員の意見書をつけて議会の認定をいただこうとするものであります。

次に、認定第2号 令和5年度当別町水道事業会計決算認定についてであります。地方公営企業法第30条第2項の規定により、令和5年度当別町水道事業会計決算書を令和6

年6月25日に監査委員の審査に付しましたので、同法第30条第4項の規定により、監査委員の意見書をつけて議会の認定をいたごうとするものであります。

なお、令和5年度決算における地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率の4つの指標につきましては、1つ目の実質赤字比率及び2つ目の連結実質赤字比率については、介護サービス事業特別会計に赤字が生じているものの、それ以外の会計は黒字であることから、判断比率は算出されません。3つ目の実質公債費比率は9.6%で、早期健全化団体となる基準の25%をクリアしております。4つ目の将来負担比率は28.6%で、こちらも早期健全化団体となる基準の350%をクリアしております。また、水道事業会計、下水道事業特別会計における公営企業の経営健全化基準となる資金不足比率でも両会計とも黒字となっており、判断比率は算出されず、財政健全化法に基づく健全化判断は、全ての比率において健全段階にあることを報告いたします。

以上、認定案件2件につきまして、よろしくご審議をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（高谷 茂君） 次に、監査委員の報告を求めます。

岸本代表監査委員。

○代表監査委員（岸本 護君） おはようございます。決算審査報告を申し上げます。

地方自治法第233条第2項の規定により、令和5年度当別町一般会計及び各特別会計について令和6年7月25日から令和6年8月5日までの実質6日間、また地方公営企業法第30条第2項の規定により、令和5年度当別町水道事業会計について令和6年6月25日の1日間、古谷監査委員と共に慎重に審査を行いました。

その結果、各会計決算書類は法令の様式を備え、また表示された計数は正確であり、諸帳簿と照合した結果も正確であると認めました。

なお、審査結果についての意見書を別紙のとおり提出しておりますので、ご高覧いただきたいと思ひます。

以上、決算審査に関する報告といたします。

○議長（高谷 茂君） お諮りいたします。

本案件につきましては、議長、議会選出監査委員を除く全議員をもって構成する令和5年度当別町各会計決算審査特別委員会を設置し、これに認定第1号、認定第2号を付託の上、審査することにしたいと思ひますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、議長、議会選出監査委員を除く全議員をもって構成する令和5年度当別町各会計決算審査特別委員会を設置し、これに認定第1号、認定第2号を付託の上、審査することに決定いたしました。

次に、委員会条例第9条第1項の規定により、正副委員長の互選をお願いします。

休憩します。

休憩 午前10時07分

再開 午前10時12分

○議長（高谷 茂君） 再開します。

正副委員長の互選結果が議長の手元に届いております。

委員長、佐々木君、副委員長、海野君であります。

それでは、委員長のご挨拶をお願いします。

佐々木君。

○令和5年度当別町各会計決算審査特別委員会委員長（佐々木常子君） ただいま令和5年度当別町各会計決算審査特別委員会が設置されました。委員長を拝命いたしました佐々木常子でございます。昨年医療大の移転が発表され、1年となります。先日総合計画の説明をお聞きしましたが、町のあちこちから新しい当別町を築いていこうとの気概を感じております。この決算委員会では、希望あふれる新しい当別町を築いていくために次年度の予算に向け有意義な審査、質疑となりますようお願いしております。何分不慣れではございますが、海野副委員長と共に職責を果たしてまいりたいと思っております。議員各位、また理事者の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げ、委員長就任の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。（拍手）

○議長（高谷 茂君） ただいま設置されました令和5年度当別町各会計決算審査特別委員会の審査は、議会休会中に行うものとし、認定第1号、認定第2号を審査終了まで付託します。

お諮りします。令和5年度当別町各会計決算審査特別委員会の審査のため、明日から9月11日までの5日間を休会とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、明日から9月11日まで5日間を休会とすることに決定しました。

◇

◎散会の宣告

○議長（高谷 茂君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

明日から9月11日までを休会とし、9月12日は決算審査特別委員会終了後本会議を開き、一般質問を行います。

本日はご苦労さまでした。

（午前10時15分）

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和6年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和6年第3回当別町議会定例会 第3日

令和6年9月12日（木曜日） 午前10時00分開議

議事日程（第3号）

開 議

議事日程の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

午前10時00分開議

出席議員（15名）

1番	角田 広佑 君	2番	海野 学 君
3番	芳形 幸夫 君	4番	櫻井 紀栄 君
5番	佐々木 常子 君	6番	佐藤 立 君
7番	西村 良伸 君	8番	五十嵐 信子 君
9番	山崎 公司 君	10番	秋場 信一 君
11番	山田 明 君	12番	古谷 陽一 君
13番	島田 裕司 君	14番	稲村 勝俊 君
15番	高谷 茂 君		

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

説明のための出席者

町 長	後藤 正洋 君
副町長	岡部 一宏 君
総務部長	長谷川 明 君
総務課長	佐藤 剛一 君
財政課長	石原 信登志 君
企画部長	乗木 裕 君
企画部参与	長谷川 道廣 君
住民環境部長	種田 統 君
福祉部長	森 淳一 君
福祉部参与	江口 昇 君
経済部長	三上 晶 君
経済部参与	吉野 裕宜 君
建設水道部長	高松 悟志 君
建設水道部参与	岩城 正志 君
教育 長	三澤 吏佐子 君
教育部長	山田 雅俊 君
農業委員会事務局長	山崎 一 君
代表監査委員	岸 本 護 君

事務局職員出席者

事務局長	熊谷康弘君
次長	玉木聡美君
係長	中鉢将太君
主任	角谷光彦君

◎開議の宣告

(午前10時00分)

○議長（高谷 茂君） おはようございます。ただいまの出席議員15名、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（高谷 茂君） 議事日程ですが、さきにお配りをしております日程表により議事に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（高谷 茂君） 日程第1、会議録署名議員の指名ですが、会議規則第125条の規定により、

4番 櫻井紀栄君

11番 山田明君

を指名します。

◎一般質問

○議長（高谷 茂君） 日程第2、一般質問を行います。

質問順序は、お手元にお配りをしております一般質問通告一覧により順次行います。

通告1番、五十嵐君の質問であります。

五十嵐君。

○8番（五十嵐信子君） 皆さん、おはようございます。ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして3項目、1つ目は認知症施策の推進について、2つ目は自主防災組織の体制の整備と育成について、3つ目はボランティア体験講座について質問させていただきます。

1つ目の認知症施策の推進について4点お伺いいたします。9月は認知症についての関心と理解を深める認知症月間です。認知症の人が尊厳を保持しつつ、希望を持って暮らすことができるよう共生社会の実現を推進するための認知症基本法が本年1月に施行されました。基本的施策としては、1、認知症の人に関する国民の理解の増進等、2、認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進、3、認知症の人の社会参加の機会の確保等、4、認知症の人の意思決定の支援及び権利、利益の保護、5、保健医療サービス及び福祉サー

ビスの提供体制の整備等、6、相談体制の整備等、7、研究等の推進等、8、認知症の予防等の8項目を掲げ、認知症施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としております。

認知症基本法の施行により、認知症の人とその家族が安心して暮らせる社会の実現に向けて当別町においても実情に即した様々な取組が期待されております。皆さんご承知のとおり2025年には認知症の人は700万人に達し、高齢の5人に1人という推計も示されております。誰にとっても身近な病気であり、誰もが認知症になり得るという認識を持つことが重要で、認知症になったら何もできないといった古い認知症観ではなく、自分らしく暮らし続けることができるとの新しい認知症観が示されました。地域包括支援センターに確認しましたところ、6月30日現在において認知症サポーター数は6,423人、総人口の41.9%で、北海道で2番目に多いとのことでした。認知症サポーター養成講座も数年にわたり開催されていることから、受講した記憶も薄れている町民も多いかと思われます。新しい認知症観に基づき学校や地域、職場においても認知症サポーターを再教育していくことが大切です。さらに、認知症への対応に関心のある民間企業においても受講を促していき、理解を深める機会をつくっていくことも重要です。そして、共生社会の担い手として数を増やし、育てていくことが今まで以上に必要になってくると考えます。当別町においては、令和6年度から令和8年度までとする第9期高齢者保健福祉計画に基づいて当別町版地域包括ケアシステムの深化を深め、人生100年時代を支える町の実現を目指すとして示されております。

(1)、認知症基本法の規定に従うと、都道府県と市町村には認知症施策推進計画を策定するように努力義務が課せられております。町は地域の实情に沿った創意工夫を図るとともに、計画的に推進することが求められてくると思いますが、内容を踏まえほかの関連計画と調和を取り、どのように取り組まれていくのか検討の進捗状況をお伺いいたします。

(2)、厚生労働省の試算によりますと、2025年度末までには介護人材は約34万人不足すると見込まれております。認知症の人に対するケアにおいては、資格取得の際や認知症サポーター養成講座においてもその人らしさを尊重し、その人の視点や立場に立って対応することが最も大切と学びます。ユマニチュードはフランス発祥の認知症等の介護ケア技法で、見る、話す、触れる、立つの4つを柱にその人らしさを取り戻す優しい認知症ケアと、認知症の人にあなたを大切に思っていることを表現するケア技法として注目されております。認知症の人に寄り添うユマニチュードというケア技法の見解をお伺いいたします。

(3)、ユマニチュードの技法の実証実験を行った自治体において、認知症の人の暴言や徘徊などの症状が軽減し、介護者の負担感も低下するといった効果が見られたことから、本格的にユマニチュードの市民講座を始められたところもありました。当別町においても、認知症サポーター養成講座や町民講座などで認知症の人を支える町民に向け学ぶ機会を設けてはどうかお伺いいたします。

(4)、介護の現場においては一生懸命にケアをしても相手から拒否されたり、暴言を

受けたりすることもしばしばあり、介護従事者にとっては度重なる行為に離職の一因になり得るとの意見もあります。その人らしさを取り戻す優しい認知症ケアの技法は、家族だからこそ本音でぶつかってしまい関係が悪くなる可能性がある家族においても学ぶ機会はとても大切ではないかと思えます。ユマニチュードは医療現場においても行われていると思いますが、近年では救急隊員においても導入しているところがあり、結果搬送までの時間短縮が実現したようです。ユマニチュードの効果は、認知症の人と良好な関係を築き、介護者の負担軽減につながるとして介護人材の確保策の一助にもなり得ると言われております。また、介護現場の人材育成としてさらなる介護ケアの質の向上に向けユマニチュードの技術取得の研修を促進してはどうかお伺いいたします。

2つ目は、自主防災組織の体制の整備と育成について3点お伺いいたします。9月1日は防災の日でありました。災害はいつ起こるかも分かりません。防災、減災に関して何度も質問させていただいている項目ではありますが、その後の経過も踏まえてお尋ねいたします。町の地域防災計画については、令和元年9月定例会においても質問しておりましたが、当時自主防災組織結成率は88.4%でしたが、現在は92%と上昇したことを確認いたしました。しかし、地区防災計画の作成状況については、計画のマニュアルも国のつくったものを要約し、各地域に推進してもらう工夫をしていくとの答弁がありましたが、なかなか前には進んでいない状況です。計画には防災組織の意義や活動についても示されておりますが、町内会の現場においてはなかなか浸透されておらず、非常時や災害時本当に機能されるのか危惧しているところでもございます。実際構成員の一員として任務に割り当てられておられる方にも緊急時の対応について不安を感じているとお聞きすることもあります。

(1)、自主防災組織は実際に災害が発生した際には、初動活動の防災体制として非常に重要な組織と認識しておりますが、行政と自主防災組織との連携について現状をお伺いいたします。

(2)、地区防災計画が作成されていないため、自主防災組織の構成員や協力員の交代時には引継ぎなどのマニュアルもなく、現場においては課題があると思われれます。自助、共助としての課題解決に向けて行政の見解をお伺いいたします。

(3)、今年は防災訓練の実施を検討され、開催に向けて準備をしているとお聞きしております。特に町内会への声かけに力を入れて自主防災組織も機能し、実践に役立つ訓練をしてはどうかお伺いいたします。また、避難所運営マニュアルの見直しや緊急避難時においては、施設ごとの運営マニュアルの周知はどのようになっているのかお伺いいたします。

3つ目は、ボランティア体験講座についてお伺いいたします。先日社会福祉協議会へお聞きしたところ、令和6年3月末現在のボランティア数は1,378名、そのうち個人登録は534名で、ボランティア団体登録数は34団体となっております。町民の中には誰かの力になりたい、みんなの力になりたいと小さな思いがあっても何から始めたらよいかと一歩

踏み出せない方もおられます。そのように思っている方にどのように活躍してもらい、生きがいとして継続的に関わってもらえるのか考えることはとても大事なことと思います。町民の活躍の場が広がるように後押しすることにより、担い手の育成にもつながっていくと考えます。様々な分野の体験を通じてボランティア意識の向上、また活動のきっかけづくりの目標として子どもから大人まで年齢を問わずにボランティア体験講座を開催しているところもあり好評のようです。

(1)、ボランティアセンターは、ボランティアに興味のある町民とボランティア団体をコーディネートし、町民が団体の活動を体験できる機会を設けてはどうかお伺いいたします。

以上、1回目の質問を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（高谷 茂君） 五十嵐君の質問に対する町長の答弁を求めます。

町長。

○町長（後藤正洋君） 五十嵐議員の一般質問にお答えをいたします。

初めに、認知症施策推進基本計画の策定においての進捗状況についてというご質問でありましたけれども、現在国の認知症施策推進本部において計画の策定を行っており、近く国による計画が示されることから、その計画の内容を十分に確認した上で町の基本計画策定の必要性について検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、認知症の人に寄り添うユマニチュードというケア技法の見解についてのご質問でありますけれども、あくまで認知症における一つのケア技法であるという認識であります。私の立場でこの技法について見解を示すことは難しいことであるかなというふうに感じておりますけれども、実態といたしまして導入に積極的な病院や介護施設ばかりではないことも承知をいたしておまして、メリット、デメリットの両面があるものと受け止めております。

また、次にユマニチュードの周知のための町民講座や家族介護者や病院、介護施設などの職員研修も促進してはどうかのご質問でありますけれども、町では認知症に関するフォーラムを毎年開催していることから、まずはこのフォーラム開催の際に一つの題材としてユマニチュードを取り上げるかについて参加者のニーズを踏まえた検討を行ってまいりたいと考えております。

次に、自主防災組織の体制の整備と育成に関するご質問でありますけれども、初めに行政との連携の状況につきましては、緊急時に各地域と行政が速やかに連絡を取れるよう各地域から3名の緊急連絡先を毎年提出いただいております。また、現状の問題ですとか課題につきましては、町と連携を取りながら活発に活動している地域がある一方で、各地域の事情により役員の交代時に引継ぎがうまく行えず、活動が停滞している地域も残念ながら存在している状況であると認識をしております。そこで、本年11月に実施を予定しております防災セミナーでは、これまでの一般町民向けのセミナーに加え新たに自主防災組織の役員を対象としたセミナーを開催をし、組織の役割や体制、活動内容などについて学ん

でいただくよう準備を進めているところでございます。

次に、自主防災組織も機能できるような訓練は考えられているのかとのご質問についてですが、まずは先ほど申し上げたセミナーを通じて全ての地域で組織体制の整備などを進めていただくところからスタートしたいと考えております。また、避難所運営マニュアルの見直しや施設への周知はどのようになっているかとのご質問でありますけれども、本年地域防災計画の見直しとともに避難所運営マニュアルも災害発生の初動期から撤収期までの流れを明確化させるなどといった見直しを行い、現在各地域と避難施設管理者に周知するよう準備いたしているところであります。いずれにいたしましても、自らの安全は自らが守るといった自助はもとより、自分たちの地域は自分たちで守るという共助の意識と取組が災害による被害を最小限に抑える上で重要な役割を果たすことになることから、今後とも共助の柱となる自主防災組織の活性化に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、ボランティア体験講座についてのご質問であります。現在のボランティア活動は各ボランティア団体の活動のほか、社会福祉協議会のボランティアセンターにおいてニーズのマッチングを行い地域との関わり、障がい者との関わり、子どもとの関わり、高齢者との関わりなど様々な活動においてボランティアの方々のご協力をいただいているところであります。現在議員ご提案の体験型の講座は実施しておりませんが、当別町健康福祉出前講座においてボランティアセンターの活動をお話する機会も設けており、今後こうした機会の中で参加した方のご意見やニーズを伺い、体験も含めた講座の在り方を検討してまいりたいと考えております。

以上、五十嵐議員の一般質問に対する私からの答弁といたします。

○議長（高谷 茂君） 五十嵐君。

○8番（五十嵐信子君） ご答弁ありがとうございます。順に再質問させていただきます。

認知症施策の推進についてということで（1）です。（1）では、国からのそういう計画が出てから、内容を確認してから必要に応じて考えていくということで今ご答弁いただきました。どういう形で出てくるか分からないというところもあるのかもしれませんが、やはりこういう項目が打ち出されているということでしっかりと今までの対応とか、様々実情を把握されていると思います。何が必要で何が足りなかったのかなとか、そういうのはきっと地域の方とつながって意見をいただいたりとか、ケア会議もされていたりだとか、様々なことで事例だとかあると思います。それに、やっぱりそのものに対してしっかりと当別の実情に合ったものでもう一步考えていくということというのはできないのかなと思っておりますので、この必要性を今後考えていくことでしたので、その点も踏まえまして地域の実情をしっかりと把握して、この計画に落とし込んでいただけるとありがたいなと思っております。これは、要望させていただきます。

（2）になりますけれども、町長も一つのケアの技法であるということで、これが町長の見解としてどうだということとはなかなか言えないということも承知しているところではあ

りますけれども、先ほどメリット、デメリットがあると考えているということでは、先ほど言われましたけれども、私はあんまり何かデメリットという部分では、介護現場で働いているいろいろなそういう先輩たちのとても参考になるやり方だとか、これがユマニチュードだったときもあります。なので、そういういろいろなことを知識として入れていくということに対してはあんまりデメリットというか、一人一人介護員さんも地域の方も家族もみんなそれぞれ違う性格でもありますし、その対応の仕方も違うと思いますけれども、様々そういう技法とかを取り入れながらしていくということにはあんまりデメリットということは感じていないのですけれども、その点についてもう一度答弁をお願いします。

○議長（高谷 茂君） 町長。

○町長（後藤正洋君） 五十嵐委員の再質問にお答えをいたします。

まず最初に、国の方針の関係で要望というお話でありましたけれども、基本的には認知症につきましては当別町もこれまでも認知症の対応ということではいろいろと取り組んできております。今回国が認知症の施策推進本部を設置をして、1月に大綱を決めて、今後各都道府県や市町村にどう下ろしてくるかということが今問われていて、それを待って具体的にさらにどうするかということを決めたいということでもありますので、これまで地域の事情を取り入れた中で当別町としてもやっていただきたいというご要望でありましたけれども、そのことにつきましてはできる範囲、あるいは国が定める範囲の中で当別としてどうあったらいいかということを下りてきた段階で具体的に検討していくという形になるかというふうに思っておりますので、先ほどそのように答弁をさせていただいたということでございます。

それと、ユマニチュードにつきましてはそのメリット、デメリットということでもありますけれども、先ほども申しましたけれども、実態として導入に積極的な病院ですとか、介護施設ばかりではないということも承知をしているという中で恐らく今具体的な、担当部長から答弁をさせますけれども、メリット、デメリットそれぞれがあるというふうに思っております。

私が感じている中では、恐らく今議員がご指摘をいただいているような認知症の、あるいは認知症に寄り添う人たちのケアというのは、例えば以前は家庭の中でそれぞれのおじいちゃんですとか、おばあちゃんですとか、そういった方々に対してより親身になって、同じ家族ですので、そういったことができていたということが多分あるのだろうというふうに思って、それを今そういった施設の中でもその認知症の方に寄り添ってケアをしていくということのかなというふうに理解をしているのですが、仮にそうだとしたら、今の体制の中で十分なケアができるかどうかという点では、マンパワーの不足ですとか、そういったいろんな状況が私は出てくるのかなというふうに思っております。結果的にこのユマニチュードそのものがどうだということを言っているわけではなくて、そのメリット、デメリットも含めながら、今後どうあるべきかということを検討したいということを考えているということで先ほど答弁をさせていただきました。

具体的な部分につきましては部長のほうから答弁させますので、よろしくお願いたします。

○議長（高谷 茂君） 福祉部長。

○福祉部長（森 淳一君） 私のほうからただいまのご質問のユマニチュードに関するメリットとデメリットについてちょっと掘り下げてご説明させていただきたいと思います。デメリットという言い方が適切かどうかは別としまして、まずメリットといたしましては5つ挙げられておまして、1つ目、患者の尊厳を保つ、2つ目、コミュニケーションの向上、3つ目、信頼関係の構築、4つ目として身体機能の維持、向上、5つ目としてケアの質の向上ということでそれぞれ5点挙げられております。デメリットというか、これは事業所ごとに課題という意味での捉えになるかと思いますが、まず時間と労力がかかるということ。ユマニチュードにつきましては、一人一人の患者に対して丁寧にケアを行う必要があるということで、時間と労力がかかるということで忙しい現場、事業所では実践が難しい場合があるということが言われております。また、ユマニチュードの技法を習得するためには専門的なトレーニングが必要ということで、これも事業所にとっては時間と費用を要するということが挙げられております。

3点目といたしまして、個別対応の難しさ。これは患者様一人一人の状態やニーズに合わせた対応が求められるため、ケアの内容が複雑になるということが想定されているということ。

4つ目、効果の個人差ということで、ユマニチュードの効果には個人差がありまして、全ての患者さんに同じ効果が得られるというものではないということ、一部の患者さんには効果が見られない場合もあるということ。

5点目といたしまして環境の制約ということで、立たせることが難しい環境や患者様の状況によってはユマニチュードの全ての要素を実践することが難しい場合が考えられるということでございます。いずれにいたしましても、ユマニチュード、これは否定する話ではないということで、患者さんの尊厳を重視し、コミュニケーションを通じてケアの質を向上させるという点では優れた技法という認識でございます。実践には時間と労力がかかるということで、現場の状況、また患者さんの状況に応じて柔軟に対応していく必要があるということが一般的に言われているということでございます。

以上でございます。

○議長（高谷 茂君） 五十嵐君。

○8番（五十嵐信子君） ありがとうございます。一般的にはそういうふうに言われているということも承知しております。これは技法という部分では全部クリアしないといけないかという部分でいきますと、私はそういう全部となるとやっぱりマンパワーの部分とか、自分でも働いていて思いますけれども、忙しかったときには本当にしてさしあげたいケアもできないというのも実際職員さんの中にいらっしゃると思います。だけれども、忙しいからできないのか、例えば人がいないからそういう心を尽くせないのか、それとは何かち

よつと私別な問題ではないかなというところを今の答弁で感じております。確かに立たせることができない場合もあります。立たせることがいいかということでも、その1点取っただけでもそれは体にとって負担がかかったりだとか、様々な部分でしないほうがいいという判断もあると思います。ですけれども、その方の機能をいかに生かしていくかということとか、そういう技法の中にも入っていると思うので、もう少しいろいろな面を勉強していただきながら、やっぱり今の介護員さんたちが悪いと言っているわけではありません。一生懸命頑張っているというのでも分かっていますし、限られている時間で行っているということもあります。でも、やはり人間ですから、時間に追われたりとか様々なところでそういう気持ちがあってもつい忘れてしまっただけでできないときもあつたりだとか、暴言とか徘徊している方に対しての対応の仕方という部分では思っていることと考えている、その行動と違ってくることもあるのかなというところがあるので、常に何かそういう意識づけをしていくという部分ではとても大事な技法ではないかなって考えております。その点について、これは課題ということで部長のほうからもお話ありましたが、やっぱり今施設の方との話合いというか、いろんな協力体制で会議も設けているということでも言われていました。そういう中で意見とか、どういうふうな課題というか、出ているのかなというのちょっとお聞きしてみたいなと思って、この中にそぐうのかどうか分かりませんが、こういう技法があるということでもやっぱり悩まれていることとか、そういうことは話されているのかなと思っておりますけれども、今のデメリットに関連して聞かせていただきたいと思っております。

○議長（高谷 茂君） 福祉部長。

○福祉部長（森 淳一君） ただいまのご質問にお答えいたします。

事業所の皆様方とは常日頃いろんな機会を通しまして意見交換、現場における課題ですとか実情をお聞きしているところでもございますけれども、まずそこで大きく挙げられているのがやはり介護人材の不足ということで、なかなか人材の出入りが激しいですとか、確保に苦慮しているというお話を伺っているところでもございます。その中でこのユマニチュードの話題というのは、今まで正直僕が参加した会議の中では触れられたことはないのですけれども、やはりケアの技法の一つということでなかなか時間、労力、人材を割かなければ対応できないというところで、これが人材確保の難しさとユマニチュードに取り組む実践の難しさ、これは課題としてあるのかなというふうに捉えております。確かに五十嵐議員おっしゃるとおりこのユマニチュードのメリット、先ほど申し上げた課題、デメリットという点で一般的に言われているところではありますけれども、まずメリットと言われている患者様の尊厳を保つ、コミュニケーションの向上、信頼関係の構築、この3つに関しては非常に高齢者を支える立場の職場においては基本中の基本のことかなというふうな認識でございます。そういった点では、ユマニチュードという言葉ではないかもしれませんが、実際に職場の介護施設等々で携わっている職員の皆様は当然この辺りを実践されていることなのかなというふうに考えております。ユマニチュードの啓発という

か、こういった技法があるよということにつきましては、私どものほうからも会合等々でお知らせできる機会があればしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（高谷 茂君） 町長。

○町長（後藤正洋君） 再質問にお答えしますけれども、今部長からも答弁をさせました。基本的には、先ほど答弁しましたようにユマニチュードそのものを否定をすとか、そういった立場で答弁をしているわけではないということは、先ほど部長からも答弁をさせていただいております。

お話をいただいておりますこの技法、認知症を患っておられる方をしっかり見守るといことですか、その機能を回復するためにお話を常にしていくですとか、触れる、あるいは寝たきりの状態から立っていただいて機能を維持していくですとか、そういったことについては基本的にケアをされている方の基本的な考え方であると私は思っております。今仮に現場がそれを何らかの理由で忘れているとすると、ユマニチュードという新しい技法というか、視点を変えてそういったことを知っていただいて、本来あるべき福祉、介助、介護の在り方を、あるいは寄り添い方の在り方を考えていただくという点では、それは当然必要なことだというふうに思っております。そういった点で今回ご指摘をいただいたことについては、これまでもいろいろな講習会等々を行っておりますので、どういう再認識をすればいいのか、あるいは再認識をする必要があるのか、そのためにユマニチュードという技法が有効なのかどうかということも含めて検討させていただき、対応してまいりたいということでご理解をいただければと思います。

○議長（高谷 茂君） 五十嵐君。

○8番（五十嵐信子君） ありがとうございます。私もこのデメリットに、今言われたことに関して否定されたという部分では捉えておりません。言葉がけとか寄り添い一つに全然対応、その仕方によって、職員さんはよく分かっていると思うのですけれども、対応によってやはり認知症の方の行動の仕方というのが本当に違ってきます。なので、そこを忘れないためにユマニチュード、これは全く新しいことではないのですけれども、実際そういう部分も、様々そういう会議の中でもやっぱり介護員がどうしてなかなか定着できないのかとか、いろいろな部分を考えながら、こういうこともやっていってみたいかどうかというのも皆さんが考えていってもらえたらなというふうに思っておりますので、その点有効かどうか検討していくということですので、どうぞよろしく願いいたします。

3番ですけれども、町民というか、町民講座とか家族とか様々ところで毎回、毎年フォーラム等々開催しているということも、私もいろんなところに参加させていただいて承知しているところではございますけれども、認知症に対して認知症サポーターも全道で2位ということでお聞きしているのですけれども、やはり認知症の方の気持ちというか、見え方というか、いろいろな面で体験することも、そういう危惧もあるということで聞いておりますので、まして社協にもあるということで聞いておりましたので、その体験講座と

どうか、養成講座とか町民講座とかにもぜひそういう部分で体験をしていただきながら、その方の気持ちに寄り添ったことをしていただけたらいいのかなって思っております。それがやはり先ほども言ったように家族の中でも、結局家族だから言葉が荒くなってしまったりとか、関係が崩れていってしまうとかというのも目にしておりましたので、家族にもちゃんとなかなか体験というか、講座に参加してもらえるとということが難しいかもしれないのですけれども、例えばケアマネジャーさんから助言をしていただくとか、もっと密接に対応の仕方とか、認知症の方の特質というか、そういうところも伝えていってもらえるといいのではないかなと思ってこの質問をさせていただいているという趣旨なのですけれども、その点についてもう一度町長の見解をお願いいたします。

○議長（高谷 茂君） 町長。

○町長（後藤正洋君） 五十嵐議員のボランティアの体験講座についての再質問にお答えをしたいと思いますが、先ほども申し上げましたけれども、ボランティアセンターの活動でお話をする機会も設けているということもあります。そして、先ほどのご質問聞いていて、一歩踏み出して行政側がそういった講座をできないのかというようなご趣旨がおりなのかなというふうにも思っておりますけれども、基本的にボランティアの活動といたしましてもいろいろなボランティアがありますので、そういった点ではどういう種類のボランティアなのかなという点で……

〔発言する人あり〕

○町長（後藤正洋君） ユマニチュードの話、失礼しました。3番目というので。

〔「ちょっと一回」と言う人あり〕

○町長（後藤正洋君） ええ、ちょっと。

○議長（高谷 茂君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時04分

○議長（高谷 茂君） 再開します。

町長。

○町長（後藤正洋君） ただいまの五十嵐議員の再々質問に私勘違いしまして、先ほどの答弁につきましては撤回をさせていただいて改めて答弁をさせていただきますし、また先ほどいわゆる認知症ということでご質問いただいているのですけれども、ちょっと記憶が定かでないのですが、別な表現をして言葉じってしまったとしたら、そこも併せて訂正をさせていただきますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

今ご質問をいただきましたユマニチュードを取り上げるかについての参加者のニーズを踏まえてということになりましたけれども、基本的には先ほど答弁をさせていただきますし

たように、症状のある方にしっかりと寄り添って、その人の人権ですとか心というものを大事にしながら寄り添った介護、介助をしていくということが趣旨だというふうに思っております。そういった点では、施設によっていろいろと程度は異なりますけれども、恐らく介護を目指されている方たちは、そういう思いでされているというふうに思って信じておりますけれども、なかなか施設の状況ですとか、労働環境の問題ですとか、いろんな課題があってそれができない状況が一部あるのかなというふうにも思っております。

そういった点では改めて意識を奮起させるということも必要なのかなと思いますので、そういった意味で参加者のニーズを踏まえてという答弁をさせていただきましたけれども、その具体的なことにつきまして今部長のほうから改めて答弁をさせますので、よろしくお願いたします。

○議長（高谷 茂君） （3）の質問について、私も五十嵐さんの質問を聞いてどこをどういうふうに聞いているかってなかなか分かりにくかったので、認めたのですけれども、その点ははっきりするような形でもう一度（3）の質問から始めてください。

五十嵐君。

○8番（五十嵐信子君） 失礼しました。今まだユマニチュードのほうの（3）について再質問させていただいております。

なぜこういう話をするかという、やっぱりいろいろな介護技法があるのですけれども、また介護に携わっている方々も様々だと思います。相互にとって有効な技法というのはどんどん取り入れて、この町で安心して暮らしていけるように、そしてこの町を選んでいただけるように取り組んでいただきたいという思いで質問させていただいておりますので、その点についてよろしくお願いたします。

○議長（高谷 茂君） 福祉部長。

○福祉部長（森 淳一君） ただいまの再々質問にお答えいたします。

まず、ユマニチュードの周知と町民講座についてのご質問という捉えでお答えさせていただきます。1回目のご答弁でも町長からもお話がありましており、一般の方、事業所の方を対象にしたフォーラムというのは毎年開催されているところでございます。今後そのフォーラムの中に参加者のニーズ等を踏まえて、ユマニチュードを取り上げていくかどうかということについて議論、研究進めてまいりたいと思っております。

五十嵐議員ご指摘のとおり認知症の介護に関しましては、もちろん介護される家族の皆様、それと地域での見守りというのが非常に重要であるというふうな認識でございます。ここは議員と一緒にという認識でございます。家族ですとか地域の見守り、こういったことにユマニチュードも含めまして認知症の方に対するケア、これが浸透していくようなフォーラムの在り方、また参加しやすい仕組みづくり、こういったものを引き続き検討を進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

○議長（高谷 茂君） 五十嵐君。

○8番（五十嵐信子君） ありがとうございます。ぜひよろしくお願いたします。

次に、自主防災組織についてですが、2番と3番と、(2)も町長のほうでマニュアルもなく現場において課題があるというところに対して認識しているということでおっしゃっていただきましたので、私と同じ見解なのかなというか、やっぱりこういうのはしっかり現場の方と共に一緒につくってってもらいたいなって思っておりますので、よろしくお願ひします。

3番目なのですがけれども、今回防災訓練も実施されると聞いてほかの議員も一生懸命声を上げていたので、本当に開催に向けて準備していると聞きましてよかったなって思っています。私も地域の方たちと声掛け合って防災訓練に参加することもあるのですがけれども、なかなか人が集まらないということと、やっぱりたまに設けると忘れてしまうという声もありますので、役所の方たちも大変だと思うのですがけれども、ぜひ1年に1回ないし2回という部分で継続的に行っていただいて、本当に実践に役立つような訓練をしていただけることを願っております。

あと、運営マニュアルのほうなのですがけれども、これも緊急時はやっぱり自分たちで避難所を運営していかなければいけないということも想定されると思いますので、この部分もう少し分かりやすいような周知の仕方をお願いしたいと思いますけれども、この件に関して再質問させていただきたいと思います。今後避難訓練に対してコロナのときもできなかったという部分もあるのですがけれども、工夫してやられる思いを聞かせていただけたらと思います。

○議長(高谷 茂君) これは、2の(3)ということでよろしいですね。

○8番(五十嵐信子君) はい。

○議長(高谷 茂君) 町長。

○町長(後藤正洋君) 自主防災組織の(3)につきましての再質問にお答えをさせていただきます。

先ほども答弁をさせていただいておりますけれども、災害が起こったときを想定して備えていくということは本当に重要なことで、ただいろいろな課題があるということは議員のほうからもご指摘いただきました。また、今そういったことを行っても人が集まらないですとか、回数が少なくなるとそのこと自体も忘れてしまったりですとか、組織力を十分に活用ができないですとか、いろんなことがあると思います。そういった意味で今年の11月に基本的に自主防災組織をリードしていただく方と、それから地域の人たちが一体となってそれぞれの役割を分担しながら、どういう訓練がいいかということは今検討して実際に行おうとしております。そういった点では、これまでご指摘いただいているいろいろな組織的な課題ですとか、マンパワーの問題もそうなのですが、あるいはそれぞれの避難所の運営ですとか、初期段階の初動をどうするかですとか、そういったことも含めて訓練に可能な限り詰め込んでやっていきたいなというふうに思っております。そこで指摘されている課題の幾つかが解決されていくという方法につながっていけばいいなというふうに思っております。

そういった具体的なセミナーの開催につきましては、担当のほうからこういう目標でこうこうしたいということは今説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（高谷 茂君） 総務部長。

○総務部長（長谷川 明君） ただいまの五十嵐議員のご質問にお答えをいたします。

町長答弁にありましたとおり、基本的に今の自主防災組織の在り方を見直しをして、もう一度地域の皆さんに共助の力を再認識をしていただくということがまずは一番のテーマになるだろうということを前提とした11月の防災セミナーということは今計画をしているところでございます。

避難訓練の在り方ということのご質問もございましたが、質問の趣旨から確認も含めてということになるかと思いますが、自主防災組織を絡めた避難訓練の在り方ということが議員のご質問の趣旨なのかなと承った上でご回答申し上げますが、避難訓練となりますとどうしても大がかりで各組織を動かしていくという体を実際動かす訓練と、図上での訓練と色々な訓練の在り方ということが多岐にわたって幾つかメニューとしてございます。今行おうとしていることは避難訓練というその大がかりなものではなくて、あくまでもセミナーを行い、地域の課題を見つけていただくような促しをしていくということをまずはスタートとしたいところが今回の趣旨でございますので、地域の組織体制の整備、ここに主眼を置き、各地域が抱えている課題、町長が前段答弁で申し上げた各地域の事情によって活動が停滞しているような地域も残念ながら存在しているという現状をまずは促しを地域に、皆さんに自覚をしていただいた中で共助の力を高めていきたいということが今回のセミナーの趣旨でございます。こういったことを含めて次年度以降防災訓練の在り方、こういったものをまた計画をしていきたいという、今その道の途中にあるというようなことであると共有をいただければということでご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（高谷 茂君） 五十嵐君。

○8番（五十嵐信子君） ありがとうございます。本当に何か一歩進んでいるなという感じはします。自主防災組織の在り方を見直して共助の力、再認識の場としていくということでもありますので、本当に地域と一丸となって行っていったらいいのではないかなって思っております。

小さなお子さんを連れて防災訓練に参加された方がいらっしゃったのですけれども、何かこういう場というのは行こうと思わないとなかなか行けないという部分で、でも来てよかったという、その職員さんの対応にも本当に感動しておられたのです。なので、本当に幅広く参加できるように、防災訓練も地域によって知っているという人と、いや、聞いていないという人と聞いているという人とか様々いらっしゃいましたので、今ラインでもいろんな周知できているので、役場も頑張っていただいているので、幅広く参加できるような周知をお願いしたいということをお願いしたいと思っておりますけれども、その点もよろしい

でしょうか。

○議長（高谷 茂君） 町長。

○町長（後藤正洋君） 先ほど自助ですとか、いろんな段階に応じていろいろとあるというお話をさせていただいて、そういったことも含めて災害が発生したときの初期対応ですとか、そのとき、3日間、あるいは1週間ですとかいろいろと、災害対策本部ができたときにそこは行政がしっかりと全体の状況を把握した上でそれぞれの地域ごとに適切な判断をしていくということは私どもの努めだというふうに思っております。ただ、初期段階でいろいろと直接皆さん、被災された方を救うということ自体がなかなか困難だという状況も出てくると思いますので、そういった点では地域防災組織ということが大変重要になってくるというふうに思います。

当然阪神淡路のときから隣に住んでいる方がどなたか分からないという状況で、誰が住んでいるか。でも、そこで亡くなった方は3日後、4日後に亡くなっていたとか、いろいろなことがありました。そういったことから、防災の在り方そのものを見直そうということとで今になっているわけで、さらに東北のあの震災、そして胆振東部の震災も経て徐々にその対応の仕方がいろいろとやっぱり変わってきて前に進んできていると思うのです。そういったことも含めて、今改めて一番はやっぱり自助です。家庭の中で自助をどうするかとか、あるいは連絡をどう取り合うかとか、初期段階をいかにしのぐかということが大事になってくるかなというふうに思っておりますので、そういったことも含めてこの訓練の中で改めて、既存のこれまで積み重ねてきた改善点はそれはそれでいいと思うのですけれども、やはり原点に戻ってみんなでどうあったらいいかということを経験的にも、個人的にも、家族的にもどうあったらいいかということを考えていくというようなセミナーにして防災意識を高めていきたいというふうに考えております。

○議長（高谷 茂君） 総務部長。

○総務部長（長谷川 明君） 五十嵐議員からのご質問、周知の方法というところに関しまして私のほうからご答弁を申し上げます。

町によります周知、重層的に複数のツール持っておりますので、そういった周知はもちろんのこと、これによって立ち上がります自主防災組織の草の根的な広がり方、こういったものを期待しながら訓練のほうは実施をしてまいりたいということで、これは期待の部分も込めてですが、そういう地域に行き届くような形での訓練をしていきたいということとでございますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（高谷 茂君） 五十嵐君。

○8番（五十嵐信子君） ありがとうございます。新しい方もどんどん太美のほうも本町のほうも入ってこられております。自主防災組織のこの防災訓練とか、そういうのも新たにスタートというか、またしていくということなので、何か新しい方も交えながらみんなに来ていただけるような体制で支える町にしていただけると本当にうれしいなと思っております。

3つ目の質問の(1)なのですけれども、再質問ですが、先ほど以前ボランティアの質問したとき、ボランティアはボランティアで自主的な活動であるということと言われたこともありましたけれども、やっぱり後押しによって町のために活発に動いてくださる方というのは一定程度いらっしゃるのではないかなって思っております。先ほど出前講座ということでやられているということで、そういうのも活用してというお話ではあったと思うのですけれども、町民の中には出前講座はやりたいけれども、5人を集めてというのがやっぱり出前講座の基本でもありますので、なかなか5名集めるという部分でできるところとできないところがあるので、体験講座として誰でも参加できるようなそういう場があればいいのではないかなと思ひまして質問させていただいたところです。その点もう一回答弁お願いしたいと思ひます。

○議長(高谷 茂君) 暫時休憩します。

休憩 午前11時23分

再開 午前11時25分

○議長(高谷 茂君) 再開します。

町長。

○町長(後藤正洋君) 先ほどはちょっと先走った答弁をしまして、申し訳ございませんでした。

ご質問の3番目のボランティア体験講座についての(1)のご質問であります。先ほど答弁させていただきましたように社会福祉協議会のボランティアセンターがありまして、そこではマッチングも含めていろいろなボランティアの方法がありますということもご説明もさせていただいてまして、そこに問合せをしていただくとお一人でも可能だというふうに伺っております。そういった意味では、出前講座においてというお話もさせていただきましたが、そこは5人という縛りがあったということで、どの程度のニーズがあるのかということでお話をさせていただきましたが、具体的にボランティアセンター等々についての中身についても今部長のほうから改めて説明をさせますので、よろしく願いいたします。

○議長(高谷 茂君) 福祉部長。

○福祉部長(森 淳一君) ただいま町長からも答弁ありましたとおり、社会福祉協議会の中にはボランティアセンターというのがありまして、その中でボランティアコーディネーターという専門員も置いておりまして、そこが要するにボランティアしたい方とのマッチングを行っております。ボランティアってどんな活動なのかということですか、例えば空いた少しの時間でも活動したい。無理なく自然にボランティアの一步を踏み出すお手伝いをさせていただきますという立場でこのボランティアコーディネーターも活動してお

ります。そのマッチングサービスの中で実際に体験型というか、いわゆる試しでちょっと参加してみたいということが可能なのかも含めて、今後そのボランティア活動に参加したい方の一歩を踏み出せるような環境づくりというのも前向きに検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（高谷 茂君） 五十嵐君。

○8番（五十嵐信子君） ありがとうございます。コーディネーターさんも一生懸命地域に入ってきている姿とかも見受けられますので、本当に頑張っているのって認識しております。これからも本当に何か一人でも頑張りたいって思う人の気持ちに寄り添っていただけたらうれしいなと思います。

以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（高谷 茂君） 以上で五十嵐君の質問を打ち切らせていただきます。

次に、通告2番、芳形君の質問であります。

芳形君。

○3番（芳形幸夫君） 議長の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

日本共産党の芳形幸夫です。よろしく願いいたします。初めに、質問は大項目4点と、それを小項目の7つの質問からとなります。まず最初に、带状疱疹ワクチン接種について伺います。これは、昨年6月定例会の一般質問で佐々木議員が行っています。改めて私どもも带状疱疹の発症や、重症化を防ぐワクチンの接種費用の公費負担を要望する次第です。発症率が年々高まっている带状疱疹、発症なされた方は治療に苦慮されていると聞いています。発症や重症化を防ぐワクチン費用は高額です。聞くところによると、やはり8,000円であるとか、もう一つのほうは1回2万2,000円、それを2度打たれるとか、この物価高騰の中で重い自己負担となっていると思います。また、道内では67の市町村が既に助成を実施しています。厚労省の審議会が定期接種化を検討ということですが、時期についてはいまだ未定と聞いています。

そこで、質問ですが、当別町についても带状疱疹ワクチン接種の公費負担の検討を要望しますが、いかがお考えかご見解をお聞かせください。

2点目になります。訪問介護事業所への支援について伺います。訪問介護報酬の改定を受け、高齢者の生活を支える訪問介護事業所が休止や廃止に追い込まれ、全国ではサービスの空白地域が広がっています。3月と6月の一般質問において介護サービスの現状と課題、介護事業の展望ということから質問を行ってきました。全国の厳しい状況を鑑みて、改めて当別はどうなのかなという思いに至るところです。政府は介護報酬改定を4月から実施しています。処遇改善加算と特定事業所加算を取得することにより訪問介護の基本報酬引下げがあっても訪問介護は全体としてプラス改定という武見厚労省の答弁です。この答弁と介護事業所の実情とは大きな乖離があると思います。事業所の加算要件達成、これは簡単なことではないと聞いていますし、仮に加算要件が達成になったとしても厳しい運

営状況と聞いています。このようなことから事業所について何らかの抜本的な支援が必要と考えるのですが、いかがなものでしょうか。見解をお聞かせください。

3つ目になります。生活保護費の級地引上げについて伺います。札幌の隣町でありながら、当別町の生活保護費の級地は札幌よりも低い級地となっています。この級地は、地域ごとの物価や生活水準の差を生活保護費に反映させるための制度と位置づけられています。当別町と札幌市は電車で40分ほどですが、そんな近いお隣同士物価や生活水準に大きな差はあるのでしょうか。私は強いて挙げるなら住宅に係る家賃代、これは札幌が高い。当別は近隣への交通費の負担が大きい、その2つぐらいではないかと思えます。札幌は1級地の2で、当別は3級地の2です。実情に合った級地適用を求めるべきと考えます。級地引上げの早期実現、取組強化を要望しますが、いかがお考えか見解を伺います。

最後に、自衛隊への名簿提供についてです。名簿提供に関しては大切な個人情報ですので、町の考えを改めて伺いたいと思えます。最初に、自衛隊への名簿提供に関しては、町は個人情報保護法についてどのような認識をお持ちなのか見解をお聞かせください。

次に、自衛隊への名簿提供に関して、これまでは閲覧でありました。今年度、閲覧から提供に変更した理由と経緯について見解をお聞かせください。

次に、自衛隊への名簿提供を希望しない方へのお知らせは、広報に2度掲載されたのみでありました。18歳未満を含む当事者への周知は、私は十分でなかったと考えていますが、見解をお聞かせください。

最後になります。次年度以降名簿の提供は閲覧に戻すべきと考えます。仮に提供するのであれば、当事者一人一人に同意を得る必要がある。これは、とても重要なことと考えます。見解をお聞かせください。

以上、私の1回目の質問です。よろしく願いいたします。

○議長（高谷 茂君） 芳形君の質問に対する町長の答弁を求めます。

町長。

○町長（後藤正洋君） 芳形議員の一般質問にお答えをいたします。

初めに、带状疱疹ワクチン接種についてのご質問ですが、昨年6月定例会において佐々木議員から一般質問をいただき、また本年6月には江別、石狩、当別ブロックより要望書は提出され、それぞれ答弁、回答をさせていただいているところでございます。带状疱疹につきましては、成人の多くの方が発症するリスクを有しており、高齢になるほど発症率も高く、重症化するリスクも高いと言われております。予防接種による効果が確認されていることから、厚生労働省の専門委員会において定期接種にするべきとの意見が出され、今後も対象者や開始時期など具体的な検討が進められているものと承知いたしております。町といたしましては、実際に助成を実施している市町村の接種率などの情報収集を進めるとともに、今後も国の動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、町内の訪問介護事業所への抜本的な支援が必要とのご質問ですが、さきの6月定例会、芳形議員の一般質問に答弁したとおり、訪問介護事業所に対して運営補助を行う考

えがないことは変わっておりません。しかしながら、運営が厳しい訪問介護事業所の実態があることから、町が地域指定を受けることで訪問介護や訪問看護事業所が適用される特別地域加算の制度があり、その内容は所定の介護報酬から15%上乘せができるものであります。この特別地域加算は事業所の収入が上がる一方、利用者負担も増えることから、今後町内事業所の意見も聞きながら申請に向け検討をしてみたいと考えております。

次に、生活保護費の級地引上げについてですが、現行の級地区分については国が昭和62年度に6区分に設定を行った以降、見直しは行われていない状況であります。しかし、実際の各地域の生活費と級地区分の設定に乖離が生じているとの地方自治体からの声を受け、厚生労働省において令和3年度から継続的に級地区分の変更の検討が行われてきたところであります。級地区分の変更により一部の地方自治体の受給世帯で基準額が減少するなどの懸念もあることや、物価高騰などの経済情勢を踏まえて令和5年4月の級地区分の変更は見送られました。現在国の動向は不明であり、見直しの方向性や時期も示されていない状況であります。町といたしましては引き続き北海道や道町村会と連携を密にし、国に地域の実情を訴えてまいりたいと考えております。

次に、自衛隊への名簿提出についてのご質問でありますけれども、初めに個人情報保護法への認識についてのご質問ですが、個人情報保護法第69条第1項では、法令に基づく場合を除き個人情報の提供を制限していますが、自衛官等募集に関する名簿提供につきましては、自衛隊法施行令第120条の規定に基づき提供するものであり、法令に基づく適正な情報提供であると認識をいたしております。

次に、閲覧から名簿提出へ変更した経過についてのご質問でありますけれども、これまで閲覧により応じてきましたが、自衛官等の募集に関し必要となる情報に関する資料の提出は、自衛隊法第97条第1項に基づく市区町村長の行う事務として自衛隊法施行令第120条の規定に基づき、防衛大臣が市区町村長に対し求めることができるとの通知がされたことに加え、国の個人情報保護委員会において自衛隊法施行令第120条に基づく募集対象者の個人情報の提供は、個人情報保護法第69条第1項の法令に基づく場合に該当するとの見解が示されたことにより、今年度から自衛隊札幌地方協力本部からの依頼を受け、紙媒体で提供することへ変更をいたしました。提供に当たりましては、除外申請を受け付けることとし、情報提供を希望されない方に配慮した上で名簿の提供を行うことといたしました。

次に、自衛隊へ情報提供を希望しない方へのお知らせが不十分だったのではないかとのご指摘であります。名簿提供実施の初年度となるため町のホームページに掲載するとともに、申請受付を実施する3か月間で2回の広報に掲載をし、対象者の方やその保護者の目にとどまるよう努めてまいりました。次年度以降の対応についてのご質問であります。繰り返しのようになりますが、本名簿の提出は関係法令に基づいて行う適正な事務であることから、今年度と同様の対応を行う考えであります。

以上、芳形議員の一般質問に対する答弁といたします。

○議長（高谷 茂君） 芳形君。

○3番（芳形幸夫君） ただいま見解を伺いました。ありがとうございます。

最初の带状疱疹ワクチン接種についてですが、これは国の動きもあります。その中で、当別町においても町村会等と連携をして、早期実施に向けた取組の対応を進めていただくことに力を注いでいただければと思います。再質問としてはありません。

次に、介護事業所、訪問介護事業所の支援についてです。訪問介護事業所の支援についての町からの見解では、やはり支援は過去6月の議会の答弁においても支援の予定はないということをしていただいています。その中で、またこのたびは特別地域加算についてこちらのほうに教えていただきました。このことについては、私は6月の質問の中でこのことについてのほうの意見を述べようとしたのですが、ちょっと間違ったところの見解がありましたので、取り消したことです。それを受けていただいたこともあるのかと思いますが、これがこの特別地域加算をされることによって、現場の介護サービスを提供する人にとっての報酬についてアップするというのはいいのですけれども、先ほどこのことについて述べられた中で利用者負担になるのではないかというのは、さすがに難しいところがあるなというのが私の思いです。

というのも、実を言いますとこの利用者負担というところでは、先ほど言いました介護のところ当たりましての処遇改善加算、特定事業所加算、これが達成することによって利用者の上限限度額という観点からすると、利用者の負担になるのではないかということも言われているのです。ですから、この辺については多少難しいというところはあると思います。

その中で再質問なのですが、在宅での介護サービス提供が重要と私は考えています。事業所の休止や廃止が拡大しており、訪問介護事業所がない自治体が全国で97町村、残り1事業所という自治体は277市町村。これは、私たちの機関紙が6月末時点で調べた数字です。その中によりますと、近いところでは浦臼町がゼロです。新篠津村、南幌町、月形町、雨竜町、北竜町は1か所あるそうです。それを考えますと、いずれ当別町についても厳しいときが来るのかなと予想されます。ですから、支援が必要と考えるのですが、私のこの質問の中には、支援というのはどうしても資金面の支援ということを訴えるような私の質問になってしまいました。それを考えますと、今続けられている事業所との意見交換の場、この継続を強く要望していきたいのですが、いかがお考えかお聞きします。

○議長（高谷 茂君） 町長。

○町長（後藤正洋君） 芳形議員の介護訪問事業所に関する質問の再質問にお答えをさせていただきます。

今ほど事業所の支援の中で意見交換会というお話がありました。町と町内介護事業所との意見交換につきましてはこれまでも行ってきておりまして、相互に協力し合えるものがないかですとか、いろいろ具体的なことを意見交換をさせていただいておりますけれども、その再質問にお答えをいたしますが、町内の介護事業所と継続的に意見交換を行っておりまして、引き続き各事業所が抱えている課題ですとか、意見交換の場を設けていこうとい

うことで、そういったことで支えていきたいというふうに思っております。先ほど答弁しました特別地域加算についても、それぞれの事業所がどういうふうに考えられているのか、あるいは利用者の負担ということもありますので、そういったことも含めて意見交換の場でどうあったらいいかということを見いだしていければというふうに思っております。

以上です。

○議長（高谷 茂君） 芳形君。

○3番（芳形幸夫君） ただいま承りました。ありがとうございます。ただいま言いましたように、町長のほうからの見解もありました。事業所との意見交換の継続、やはりこれからの当別町においてはこのことが最も重要だと思います。ぜひその辺の進展について、よろしく願いいたします。

次に、生活保護費の級地引上げについて伺います。生活保護費のこの級地引上げについては、実を言いますと平成26年に私どものほうの元町議がこれについての改定の生活保護費の級地引上げということで質問を行っています。早いもので10年が経過したということです。それを町民のある方が知っていきまして、ぜひという、質問をとということの要望が昨年上がっていたものですから、私も改めてこの場を借りて質問をさせていただきました。なかなか難しい状況というのは、私も認識しております。近隣の石狩、北広島等においても現地調査の運びということを知っていたのですが、現地調査もいまだなされていないという状態もあるとは聞いています。その中において、やはりこれは質問というよりも要望なのですが、道や町村会との連携をいただいて、さらなる取組を、要望のほうを継続していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（高谷 茂君） 町長。

○町長（後藤正洋君） 芳形議員の再質問にお答えをいたします。

先ほども答弁をさせていただいておりますけれども、引き続き北海道ですとか、道の町村会と連携をしまして、調査も含めて再考していただけるような取組をしていきたいと思っております。しかしながら、生活保護費全体を見ますと、今級地の区分の改正、変更ということも大きな課題であるのですけれども、いわゆる外国人の受給ですとか、いろんな課題が出てきておりますので、恐らく今後はそういったことも含めながらどうあるべきかということは検討されていくのではないかなというふうに私は思っておりますけれども、ご指摘いただいたことにつきましてはしっかりと道や国のほうに関係機関を通じて軽減、あるいは改善の要請をさせていただければというふうに思っております。

以上です。

○議長（高谷 茂君） 芳形君。

○3番（芳形幸夫君） 級地引上げについて、ありがとうございます。ぜひともこれは進展をしていただきたいと思っております。私どもも振興局交渉、道交渉においてしていない部分がありましたので、今後やっていきたいと思っておりますので、併せてやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

最後の質問になります。自衛隊への名簿提供についてです。町長からのほうの見解で最初の個人情報保護法について、それと自衛隊の名簿提供に関してこれまでの閲覧から提供に変更した理由についての経過説明を承りました。その中で私自身はつきり言いますと、これは法令に基づくと、法令に沿ったことの質問をすると難しいです。こちらもそれに対する見解というのがありまして、それをやり合っているとかなり時間がかかるのではないかと、私は今回これは省こうとしていました。その上で個人情報保護法についての重要性という認識から、私は今回この質問にさせていただいています。個人情報保護法についての見解と、それから自衛隊法であるとか、そちらのほうとの関係を他市町村のを読みますと、答弁の中でこちらのほうの要求する答弁と、やはり法令に基づいた解釈との違いというのが私でも分かるような答弁のほうが見られましたので、それについては難しいなというところがありましたので、私のほうは1番、2番については省略させていただきます。その中で自衛隊への名簿提供を希望しない方へのお知らせ、広報に2度掲載されたのみということから私はここの質問に書きました。18歳未満の当事者への周知は十分ではなかったと考えています。

そこで、質問なのですが、2度の周知、またホームページに置かれた周知の中で情報提供対象者、この方々が広報を、またホームページを閲覧する機会があるのか。保護者である両親もまた広報を読む機会、ホームページを見る機会、その機会がどれほどのものなのかというのが私の視点です。やはり町政に関心があるとか、町の動向について関心のある方ならこの記事を見過ごすことなく、またホームページについても見る機会があると思いますが、広報にしても小さな枠を利用した周知です。それを考えますと、その点からの見解というのがどうであるのかお聞かせください。

○議長（高谷 茂君） 町長。

○町長（後藤正洋君） 芳形議員から自衛隊への名簿提出に関しての（3）番に対する、いわゆる18歳未満を含む当事者への周知が十分でなかったという見解だという前提でありますけれども、全く私はそうは思っておりませんで先ほど答弁させていただきました。私ども行政は、法律にのっとり職務を進めております。ですから、先ほど個人情報も含めて、どの条文からこうこうこうだという理由を述べて理論を展開をさせていただいております。今回のこの18歳未満を含む当事者への周知についても、これも法的には全くクリアされていて、それ以上の周知を町としてはさせていただいております。法的に考えるとです。そして、あなたはそれが十分でないとはつきり言われましたけれども、でもではそれが何を根拠にしていると。今行政を行うときに住民参加と言われていて、行政からいろんな情報を発信をして、それを受け止めていただく。その前提として行政は成り立っています。読む、読まないとかではなくて、本来は読んでいただくことが前提として議会も町もいろんな情報発信をしています。本来ですと、ちょうど役場の入り口にあります掲示板がありますけれども、そこに掲示をするだけで法的にはクリアです。でも、それではなかなか読んでいただけないということがあるので、前向きにもっと関わっていただきたい、も

っと読んでいただきたい、そういう思いで3か月に2回も広報で出したということでもあります。ですから、今その辺のもう少し詳しい状況を担当部長から説明をさせますけれども、私どもは法にのっとってあなたが不十分だという評価は、それはあなたのご自由でありますけれども、私どもは一定の法律に沿ってやっているということをぜひご理解いただきたいと思えます。

○議長（高谷 茂君） 住民環境部長。

○住民環境部長（種田 統君） 芳形議員の再質問について答弁させていただきます。

先ほど町長が答弁したとおりでございますけれども、今回この自衛隊に対する名簿の提供につきましては法令に基づいて進めてきた事務でございますので、個人情報保護法との関係でも自衛隊法施行令第120条に基づいて行う名簿提供でございますので、適正な情報提供という捉え方をしております、提供に当たっては特にご本人の同意は必要とされないという、そういう解釈となっております。いわゆるこの名簿につきましては、特に本人の確認をせずそのまま自衛隊に提供しても問題ない、そういう事務内容なのですけれども、ただそこは町としましてはより丁寧な対応をとということで、自衛隊に対する名簿を提供しない18歳の方を対象にそういう希望をされたら、提供をしないでほしいという、そういう方にまず申請をいただければ、自衛隊のその提供する名簿の中から名前を除外させていただきますよという、そういうお知らせを今回3か月間期間を設けて、通常であれば広報、町民の方に情報を伝達する手段は様々ありますけれども、広報紙が町民の方の手に一番届いて、また行政としても読んでいただきたい情報を集約した、そういう広報紙でございますので、それに普通であれば1回の掲載で終わる、そこを3か月間の期間を設けて2回繰り返し掲載させていただいた経緯でございます、併せて若い方にも読んでいただきたいということでホームページにも掲載して周知したところでございます。そういう部分でしっかりこの情報提供に関しましては、町としては丁寧な対応に努めた認識でございますので、答弁とさせていただきます。

○議長（高谷 茂君） 芳形君。

○3番（芳形幸夫君） しっかりと承っています。この問題ははっきり言いまして難しい問題です。先ほど法的根拠に基づいてということをおっしゃっていただきましたし、私については何を根拠にしているかということもあります。これは、やはり視点が違うとどうしても問題点というのは変わってくる場合があります。というのは、私は個人情報保護法の観点から、やはり今回はこれの未成年者、例えば18歳未満の17歳の高校生がただ単純に広報であるとか、ホームページであるとか、そこだけの情報等により示されているからということで自分の個人情報が他者に伝わってしまうというのは、個人情報保護法の個人の利益を守るという観点からすると、ちょっと違うのではないかとというのが私の基本の考えです。というのは、これは私が現役の郵便局で勤めていたときの営業をやっていたとき、そして管理者となったときの個人情報保護の文書の管理、この厳しさを実際に体験しています。毎日の管理、月の管理、上期、下期、そして1年におけるその保存についての管理、これ

はすごく厳しいものです。その指摘を受けて、私はちょっと局を変更したということもあります。やはりこの辺は難しいと思うのです。

再質問になります。先ほど自衛隊のほうの名簿提供に関して個人、やはり私が一番心配するのは18歳未満のそれぞれの方々なのです。その方々が個人情報ということに対してどれほどの判断、知識力があるのか。そのことからについてちょっと見解を伺いたいのですけれども、いかがでしょうか。どうお考えでしょうか。

○議長（高谷 茂君） 今芳形議員の質問というのは、（3）の再質問ですか。
暫時休憩します。

休憩 午後 零時07分

再開 午後 零時09分

○議長（高谷 茂君） 再開します。
住民環境部長。

○住民環境部長（種田 統君） 芳形議員の再質問にお答えいたします。

18歳未満の方々がこの個人情報についてどこまで理解して捉えているのかというご質問でございますけれども、18歳とはいえども立派な大人でありまして、また今の小学5年生以上から個人情報に関する勉強会も学校で行ってということでもありますし、またSNSなどでもそういういろいろ個人情報に関する問題も様々あるので、やっぱりその辺の知識、情報は18歳でもしっかり捉えていると思ひまして、ただそれぞれの状況によってその捉え方は違うと思ひますので、それは町としてははっきりと明確には言えませんが、そういう状況であるという認識で捉えております。

以上です。

○議長（高谷 茂君） 芳形君。

○3番（芳形幸夫君） ありがとうございます。3番の項目については以上です。

続きまして、4番のほうに入らせていただきます。4つ目の質問については、次年度以降の名簿の提供は閲覧に戻すことを考え、私どもの訴えは閲覧に戻すべきという訴えと、仮に提供するのであれば当事者一人一人に同意を得る必要があるという質問をさせていただいています。これは先ほど町長のほうの見解もありますが、私たちの見解はこういうところからどうなのだろうという疑問点からの視点がそれぞれちょっと違いがあって判断が難しいところだと思ひます。

その中であって再質問なのですが、東川町、赤平市、三笠市、こちらでは一人一人に同意を得る通知文の対応と除外申請書を郵送した取組を行っています。先ほどから私がこの個人情報の提供について質問していますように、今のただいま3番でも関連しましたその判断力というのがどうなのかという視点からすると、一方的に閲覧、ホームページでの開

示そのものだけで済むのかなというのは、やはり強い思いがあります。それで、改めて閲覧ではなく、やはり一人一人に寄り添った個人情報大切にするという取組からも、ぜひこれはこちらから自衛隊の名簿の提供についてはプッシュ型の対応をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。伺います。

○議長（高谷 茂君） 町長。

○町長（後藤正洋君） 4の（4）につきましての再質問というふうに伺いましたけれども、芳形議員の再質問にお答えをさせていただきますが、私どもといたしましては先ほど来から周知の在り方等々につきましても、今東川と赤平の例を出されましたけれども、法令にのっとった形で粛々と進めていくということに変わりはありません。

以上です。

○議長（高谷 茂君） 芳形君。

○3番（芳形幸夫君） ありがとうございます。再質問はありません。ただ、個人情報の扱いというのはすごく、やはり私は現実的には難しい問題があると思っています。それを考えますと、やはり一方的にこちらのほうの広報によるものであるとか、それだけでいい、ホームページによる開示であるとか、そういうものでいいのかなというのが私の思いです。国がそれを認めていますし、確かに法令的にあります。ですが、その根拠的な解釈というのは、そこによってどうなのかなというのが私の個人的な思いです。その辺を考慮いただきたいと思えますし、またこの問題は終わりましたが、やはり閲覧と一人一人に送るというその取組、それを改めてもう一度考えていただければと思ひまして、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（高谷 茂君） 町長。

○町長（後藤正洋君） 一般質問ですので、個人的な思いでご質問していただくのは結構でありますけれども、その根拠をしっかりと示していただかないと議論に多分ならないと思いますので、要望だけではなくてそこを一般質問でなくても結構ですから、しっかりと示していただければと思います。私どもとしましては、繰り返しになりますけれども、国の方針、あるいは法令にのっとって粛々と業務を進めていくということでありまして、その業務に法的に間違いがあるとか、そういったことについてはご指摘をいただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（高谷 茂君） 以上で芳形君の質問を打ち切らせていただきます。

ここで休憩とし、午後1時から山崎議員の一般質問から再開いたします。

休憩 午後 零時16分

再開 午後 1時00分

○議長（高谷 茂君） 再開します。

次に、通告3番、山崎君の質問であります。

なお、山崎君より質問するに当たり資料を配付したい旨議長に申出がありました。これを許可しましたので、お手元にお配りをしております。

山崎君。

○9番（山崎公司君） 議長の許可をいただきましたので、今日は4項目、まずスウェーデン大通の整備について、2項目めは郵便料金値上げの対応について、3項目めは道民の森の活用について、4項目めはチャットGPTの現状について質問させていただきます。

まず、1項目め、スウェーデン大通の整備について質問いたします。スウェーデン大通は町道17線、サツドラ西当別支所がオープンし、以前にも増して地域の重要な道路となっております。2年前の令和4年3月定例会の一般質問で整備の改善を要求しておりますが、その後の状況も踏まえて質問させていただきます。

1点目、日中の交通量について、歩行者、乗用車及びバス、トラックも通行しており、計測はされておきませんが、町道で一番多い道路だと思っております。歩道、車道とも凸凹で、また消えたままの区画線、要はセンターラインだとか自転車のラインです。これを含めた整備が私は必要ではないかと思いますが、伺います。

2点目、歩道の電柱や植樹は強風で倒れ、除雪作業の障害になっております。住民の声も聞いておきと思いますが、無電柱化は電柱倒壊の危険がなくなり、歩道幅が広がり防災、交通確保、景観の形成、観光振興などの面でメリットがあります。ぜひ無電柱化を実現できないか伺います。

3点目、大通に面した空き地の草刈り及び敷地からはみ出した樹木について、それを所有している人に対してどのように日頃対策を講じているのか伺います。

4点目、サツドラ支所の設置等で交通量が増加しております。以前にも私質問しておりますが、横断歩道の設置は検討しているのかどうか伺います。

5点目、大通に面した雪堆積場の夏場の活用として公園機能を期待しておりましたが、その後どのように進行されて検討されているのか伺います。

2項目め、郵便料金の値上げの対応、コスト増の回避ということについて質問いたします。10月から郵便料金の大幅な値上げとなります。その引上げ幅は定形封書で84円が110円に31%アップ、はがきは63円が85円、35%のアップとなります。

まず、1点目の質問ですが、大幅な値上げにより封書、はがきごとに年間どの程度のコスト増になるのか伺います。

2点目に、書類等の郵送方法の改善策はないのか伺います。

3点目に、節減対策として具体的に町民の協力を得ながらどのような方法を現在検討しているのか伺います。

3項目め、道民の森の活用について伺います。道民の森は、昭和60年の国際森林年を契機として平成2年度に開園した森林総合利用施設でございます。森林の中には当別町内5

か所、月形町内1か所を設置し、道民の森林と触れ合うことができる場として提供しております。利用者は平成12年、2000年の27万1,376人がピークにして、直近では令和5年度、10万3,091人という入場者数です。設置から30年以上が経過し、施設の老朽化や道民ニーズの変化などの対応が課題となっております。新たな魅力を構築し、今後の活用の在り方や、そのために必要な施設の整備等、新たな活用方針の検討が私は必要と思います。また、これらの検討に際しては、観光の視点を取り入れることが重要と私は考えております。そのような中、本年度道民の森魅力構築委員会が設置されまして、来年7月に新しい方針が公表されると聞いております。町といたしましても積極的な意見交換を望みます。

3点質問いたします。1点目、道民の森の利用者数が減少していると聞いております。利用者が参加できるようなイベントの開催を検討してはどうか伺います。

2点目に、当別町には道の駅、ロイズ、当別ダムなど魅力ある施設がございます。これらの施設と道民の森をセットにした町内ツアーを企画することで利用者増につながると考えますけれども、このようなことを検討してはどうか伺います。

3点目、イベントやツアーの企画実施に合わせ、道民の森と町とで相互に協力し、インターネット等を活用した情報発信を強化することが必要と考えられますが、検討してはどうか伺います。

4項目め、チャットGPTの現状について伺います。業務の効率化を目指し、昨年2か月の実証実験、10月からは全庁で本格的に導入しております。ちょうど1年経過いたしますが、現状について質問いたします。

1点目、当初はどのような目標を設定し、現段階ではどのような成果が出ているのか。現在はどのような用途で活用しているのか伺います。

2点目、職員の利用割合はどの程度なのでしょう。また、利用情報交換、実際に情報交換は随時実施しているのか伺います。

3点目、1年が経過いたしました。現在何か課題が発生しているのかどうか。業務改善やコスト削減につながるような対策されているのか伺います。

4点目に、役場内の成果が町民にどのように反映されているのか伺います。

5点目に、生成AIを活用した英語の授業は実施できないのか伺います。

1回目の質問を終わります。

○議長（高谷 茂君） 山崎君の質問に対する町長、教育長の答弁を求めます。

町長。

○町長（後藤正洋君） クールビズで失礼します。ただいまの山崎議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

初めに、スウェーデン大通の整備についてでありますけれども、スウェーデン大通に限らず町道につきましても安全性、緊急性を十分に考慮し、道路状況に応じて改修、オーバーライン、穴埋め等といった整備を行っており、引き続き安全な道路の管理に努めてまいります。なお、直近のスウェーデン大通の整備で申しますと、令和3年度に区画線3.2キ

ロメートル、令和4年度に車道325メートルのオーバーレイを実施しております。また、歩道につきましては、西当別連絡協議会を通して地域の方々のご意向を確認しながら整備の方向性を見いだしてまいります。

次に、無電柱化についてのご質問でありますけれども、令和4年度第1回定例会の山崎議員の一般質問に答弁しているとおり、防災上、景観上の観点からその必要性があることは認識しておりますが、国土交通省の試算を参考にすると最低でも約10億円の費用がかかることや、維持管理面等で大きな課題があり、スウェーデン大通を含めた町内での新たな導入は考えておりません。

次に、大通に面した空き地の草刈りについてのご質問でありますけれども、民有地の草や樹木はどちらも個人の財産となりますので、所有者へ連絡し、適切な管理をお願いしているところであります。

次に、横断歩道の設置についてのご質問であります。横断歩道は横断歩行者数や交通量などから総合的に判断して、歩行者の安全確保を必要とする場所に公安委員会が設置しております。現在サツドラ太美店から北側約260メートルの西当別中学校前と南側約450メートルの道道札幌当別線との交差点にそれぞれ横断歩道と信号機が設置されております。町といたしましては、今後の利用状況等を把握しながら、当別交番を通じて公安委員会と調整してまいります。

次に、雪堆積場の夏場の活用についてのご質問でありますけれども、雪の堆積開始から地盤の状況を見ておりますが、来年度には夏場の利用ができる環境に持っていきたいと考えております。なお、整備内容につきましては、これまで地域と協議を重ねた結果、多目的な広場とする予定であります。

次に、郵便料金の値上げによるコスト増についてのご質問であります。このたびの郵便料金の値上げにより町全体の年額として封書については約550万円、はがきにつきましては約30万円のコスト増になるものと試算しております。

次に、郵送に対する改善策と節減対策の検討状況について一括してお答えをいたしますが、初めに町から発送する文書のうち多くを占めるものは住民の皆さんへの納税通知やふるさと納税の手續に関するものなどでありまして、制度上可能とされる手段の中で最も確実に送達され、かつ安価である郵便を利用しているものであります。また、職員には予算査定のアヒアリングの場面などあらゆる機会にコストの削減について周知しており、郵便につきましても適切な利用が図られているものと考えておりますが、このたびの値上げによりコストが上昇することは明らかでありますので、改めて周知徹底を図ってまいります。なお、今後郵便に代わり、例えば電子メールなどの活用が可能となる場合には、公共サービスの低下につながらないことを確認の上、適宜見直しを検討してまいります。

次に、道民の森の活用につきましてのご質問であります。道民の森につきましては北海道が設置をし、管理運営が行われている施設でありますので、このことを前提にご質問に対する町としての取組、考え方について答弁させていただきます。

1点目の道民の森でのイベント開催についてであります。議員ご指摘のとおり町といたしましても多くの観光客を呼び込むには、新たな視点で魅力あるイベントの構築が必要であると認識しております。

次に、道民の森をセットにした町内ツアーの企画についてであります。町には道の駅をはじめとした誘客施設があり、令和5年度には過去最高となる162万5,000人の観光客が訪れております。なお、道民の森への誘客につきましては、既に8月7日から9日にかけて道民の森でのキャンプを通して英語を学ぶイングリッシュキャンプを誘致した実績があり、加えて今年度から新たに当別町への人の呼び込みをテーマに町と観光協会が連携し、町内観光施設や飲食店を組み込んだバスツアーを企画した旅行会社に対する助成制度を創設をし、町内全域を回る観光客の誘致に着手をしております。

次に、道民の森と連携した情報発信についてのご質問であります。既に町と観光協会では町内外での観光PRに際し、道民の森のイベントチラシの配布のほか、観光協会のSNSにて道民の森イベントの情報発信を行っております。道民の森は管理が行き届いたキャンプ場やコテージを備え、様々なレクリエーションを通し森林の大切さを学ぶことができる魅力ある施設でありますので、この道民の森が持つポテンシャルを最大限に発揮できる仕掛けづくりが町としても必要であると認識しているところでございます。いずれにいたしましても、道民の森は北海道所管の施設でありますので、学識経験者や観光事業者などで構成される道民の森魅力構築委員会に町も参画していることから、そこでの検討を通じ、北海道に働きかけてまいりたいと考えております。

次に、チャットGPTの現状についてのご質問でありますけれども、チャットGPTは職員の業務効率を図るために全ての部署において実務で利用していただくことを目標に進めているものであります。導入以降、文章の校正や議事録の要約、アンケートの取りまとめなど、作業時間の短縮が図られたほか、挨拶文や説明資料のたたき台などの作成、新たな業務に取りかかる際のアイデア出しなどにも活用されており、導入の目的であった職員の業務効率化につながっているものと認識しております。

次に、職員の利用割合、情報交換についてであります。利用割合につきましては昨年度の実証試験時の4割の活用に対し、現在はその割合が5割を超えている状況となっております。職員間の情報交換につきましては、チャットGPTの命令文、プロンプトで言いますけれども、そのプロンプトですとか、活用事例などの共有は導入当初より現在も継続して実施しております。また、生成AIは目まぐるしく進化しており、現在使用しているチャットGPTでも月単位で新たな機能が追加されていることから、その都度職員に対し分かりやすく解説しながら情報共有を図っております。

次に、導入から1年を経過した時点での課題やコスト削減についてであります。課題につきましては現在業務で使用しているチャットGPTは、一般的な回答はできるものの、当別町の具体的な状況を踏まえた形での回答ができないという課題があります。これに対しては、あらかじめ当別町情報をAIに教えておくことで、その情報を踏まえた信頼性

のある精度が高い回答を生成することができる特化型GPTという仕組みがあり、その実証試験を行っているところでございます。

また、現在使用しているソフトに生成AIが組み込まれた製品も登場しており、現在タスクフォースを組んで検証を進めております。今後も現在のサービスに固執することなく、技術革新の動向を注視しながら日々情報収集に努めてまいりたいと考えております。コスト削減につきましては、先ほど申し上げましたとおり業務時間の短縮が図られたことは人件費等のコスト削減につながっているものと思われ、また職員の働き方の改革にも寄与できていると認識しております。

失礼しました。職員の働き方の改善にも寄与できていると認識しております。そのように訂正させていただきます。

次に、成果の町民への反映についてであります。例えば様々なデータなどを有効に活用して広報紙や案内文書等の情報提供の質が上がっていることなど、町民へのサービス向上につながっているものと認識しております。

以上、山崎議員の一般質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（高谷 茂君） 教育長。

○教育長（三澤吏佐子君） それでは、山崎議員の一般質問にお答えをいたします。

生成AIを活用した英語の授業は実施できないのかとのご質問でございますが、現在文部科学省では一部の学校をパイロット校に指定し、教育現場に生成AIの技術が活用可能かを検証している段階であります。このような検証段階である現時点において生成AIを活用した授業の実施は考えておりません。なお、当別町では昨年度よりAIドリルを導入し、児童生徒の個々の習熟度に合わせた学習を行える環境を整備しており、英会話をAIで判定する学習教材も導入しております。

繰り返しになりますが、現時点での生成AIを活用した授業の実施は考えておりませんが、今後国や道教委の動向も注視しながらICTの積極的な利活用に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、山崎議員の一般質問に対する答弁といたします。

○議長（高谷 茂君） 山崎君。

○9番（山崎公司君） 答弁ありがとうございます。まず、1項目めのスウェーデン大通の整備についての再質問になります。1点目のところですが、令和3年及び4年にいろいろと地域の意向を踏まえてやっておると思いますが、現状私も毎日5時台に基線川を中心に散歩をしているわけですが、今朝もずっとこの道を見てまいりました。私の感想としては、まずセンターラインがほとんど消えていると。さらに、中学校からこれだけ移住者が増えている。中学校から獅子内まで至るところの白線もほとんどないと。それと、ご存じのように大通は警察署、小学校、中学校、コンビニ、それから病院、ニコットやサツドラ支所等がこうなりますが、私は重要な通りだというふうに考えておりますが、町長はどのように考えておられますか。

○議長（高谷 茂君） 町長。

○町長（後藤正洋君） ただいまの質問ですけれども、歴史的にも重要な道路だと考えております。

○議長（高谷 茂君） 山崎君。

○9番（山崎公司君） そういった形でこの町内の要するに町道では、多分一番多い交通量だと私は思っておりますが、これを機会に交通量を計測してはどうですか。実際誰も分からないわけですから。ただし、非常に多いと。ですから、例えば基線川から向かって南1号のところまで右に折れる、左のほうに行く、あるいは直進する。これをそれぞれ半日やることによってかなりの実態、あるいはこういうふうにしたらどうかというところが分かりますが、そういう計測の意向はございませんか。

○議長（高谷 茂君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時28分

再開 午後 1時30分

○議長（高谷 茂君） 再開します。

住民環境部長。

○住民環境部長（種田 統君） 山崎議員の再質問にお答えいたします。

交通量の調査の関係でございますけれども、質問の4項目の横断歩道設置にも関連するのですけれども、今回のこちら担当部署の職員のほうで先日9月6日の簡易的な交通量調査でありますけれども、簡易的な交通量調査を行ったところでございます。9月6日の平日の1時間でございますけれども、その状況、結果を報告させていただきますけれども、1時間の中のこのサツドラ前の交通量でございますけれども、往復交通量261台、そのうちサツドラに入った車が65台で、徒歩でサツドラにいられた方が3名で、道路を横断した方は2名だったという、そういう調査は行ったところでございます。

以上です。

○議長（高谷 茂君） 山崎君。

○9番（山崎公司君） 事前にそのような調査をしていただいて、ありがとうございます。私は17線と同じようにこの町道で混んでおるのは14線、ちょうど札幌大橋渡って左に折れるところ。これは途中まで道道です。337とその方向については、年に二、三回やっています。そのデータがどこへ行ったか私は分かりませんが、非常にやっぱりそういった形でいろんな参考にしていただいているのだなというふうに理解しております。ですから、今後も今部長が言われましたような形で、その駅に直進する、あるいは右左に折れることによって、それとサツドラに何台といろいろとありましたけれども、その辺のところを参考にしたしながら、要するに道を直しながらそういったところを改善していただきたいと思いますと思

っております。

引き続き質問します。2点目、要は私は以前から申しますように非常に木も高くなっています。電線よりも高く及び冬の除排雪というか除雪、歩道を必ず毎朝5時から6時の間にやっているのを見ていると本当苦戦しています。電柱があるということと同時に植樹があるということです。ですから、私はこれ町民の声はもう間違いなく電柱なくしてきれいになっていただければいいだろうと思っております。国土交通省で10億円ぐらいかかると言われていますけれども、やはりその辺の電柱よりも高くなっている木の問題、それともう今朝通っても電線に絡まっている木も多々あります。それと、私が言いたいのはあの通りに、サツドラも町民だけではなくいろんな方が来ています。それと、移住者の方からも私のところに声がありまして白線がないと。要は獅子内の移住者は若手が来ています。今朝も車でずっと基線川から先もチェックしましたがけれども、ほとんどないのです。ですから、今重要なのはまずきっちりとセンターラインきれいにするという。同時に自転車ラインです。これを駅から獅子内まできっちりやると同時に、無電柱化は今後の課題で経費は10億かかるということですが、やはりあの道の重要性。

町長ご存じでしょうけれども、太美が発祥して今年は90年の節目になっております。皆さんご存じだと思いますが、昭和9年に札沼線が、蒸気機関車入ったのが11月20日です。それから今90年ですから、90年という非常に節目になっておりますので、30年前ぐらいにあそこができた道路の印象を私は覚えておりますが、今の姿が非常に、散歩しているワンちゃんもよけて歩くような歩道です。だから、その辺のところはやっぱり現状を踏まえて改善するという気持ちは引き続き、そして無電柱化についても町民の希望、町内会長も言っております。木は伸びていく。ですから、やっぱり、それと冬の除雪も5時から5時半の間にやっているのを見ていると非常にこの電柱が邪魔になって、景観的なところもありますけれども、これについては引き続きお願いしたいなと思います。

それから、3点目の質問の中で、やはり今日見ていまして敷地からはみ出して電線に巻き付いているところが何か所もあります。それから、中学校のところもそうですが、防風林からとにかく電話線をもう丸め込んでやっているというのが見られます。あれも移住者からの声では何ですか。学校なのにそばの電線が全部こういうふう。今がピークだと思いますけれども、そういう状況ですので、この3項目めの個人の財産で適切な指導をしていると言っていますけれども、具体的にいつまでこういったところをやってくださいというところはやられているのですか。

○議長（高谷 茂君） （3）の質問です。

建設水道部長。

○建設水道部長（高松悟志君） ただいまの樹木関係のご質問でございますけれども、道路の所管ということでお話をさせていただきますが、車道や歩道の道路に覆いかぶさってくるっていいですか、そういう部分につきましてはその所有者の方々に通知をしたり、直接電話、口頭でお願いをして除却をお願いしているというような状況です。道路といた

しましては議員さんご存じかもしれませんが、いわゆる建築限界というのがございまして、歩道であれば2.5メートル、車道であれば4.5メートルはきちりと空間を確保してその交通物を安全に通行させるという部分がありますので、最低限そういった空間を確保するような中で周知にも努めているということで、いついつまでにといったところはその会話の中でのやり取りになりますけれども、そういった部分でお願いをしているというような取組をしております。

以上です。

○議長（高谷 茂君） 山崎君。

○9番（山崎公司君） 分かりました。今部長から説明いただきまして、まだ今年一回も草刈りもしていないところもございまして。特にあの通りは6月は夏至祭、それと10月はスウェーデンマラソンあって、かなりあそこ走るわけです。ですから、せめてその時期にやっぱりきれいに、今以上に、今年は非常に気温がこういう状況と雨が多ということで草の伸びは半月ぐらい早いんですね、こう見ていますと。ですから、そういう意味ではそういった時期にはきちりとやっていただきたいなと思います。

それから、5点目の横断歩道については利用状況を見てということですので、私も家のそばがすぐサツドラですから、駐車がどうなっているかというのは家からすぐ分かります。やはり両方の町内会では高齢者が非常に増えてきていますので、これいづれ事故があってからでは私は遅いと思います。必ず起こります。あれだけ車が走っていて、私も出て本通で右側に折れて基線川に行こうと思ったら、ずっと来ているのが突如信号を出してサツドラに入るだとか、あるいは逆のケースもあります。買物袋を持ってあの辺の高齢の女性が買物に行っているのを見ているんですけども、そばで見えてもびくびくします。渡ってはいけないのではなくて、やっぱり1号線まで、あるいは中学校のところまで行くわけにもいけないから、どうしてもそこを駆け足でやっていますので、改めてこの利用状況を見てお願いしたいなと思います。

5点目のところですよ。この雪堆積場のところですよ。町民も非常に興味を持っていました。今年は私もあそこの草刈りを、最新ではたしか7月20日ぐらいにやっておりますが、きれいです。ただ、サツドラに来た親子もやっぱりあそこがもしきれいだったら、本当横に行って、ですから全部やらなくてもいいのです。一部だけでも先ほどの答弁のように来年できるようにするという、多目的広場、せいぜいベンチぐらいで私いいと思いますけれども、これについてはぜひ実現して町民の期待に応えるようにやっていただきたいなと思います。

2番目の郵便料金のところに入ります。先ほど約35%ぐらい上がる封書及びはがきで年間550万、封書については。それと、はがきについては30万という非常に厳しい財政の中で必然的にこれが10月から実際今までかかっているということですが、現場のほうにいろいろと効率的にやるようにと言っていますが、効率的にやるということは具体的にどのようなことですか。

○議長（高谷 茂君） 総務部長。

○総務部長（長谷川 明君） ただいまの山崎議員のご質問にお答えをいたします。

まず、郵送そのものを必要性があるのか、ないのかというところを十分精査した上で必要な郵便物を例えば複数にわたることなく一回で済ませるですとか、そういった便宜上の工夫もしながら効率よく郵送できるような体制づくりに努めているところでございます。

○議長（高谷 茂君） 山崎君。

○9番（山崎公司君） 非常に重要なことですので、その辺は徹底してお願いしたいと思うのですが、いろいろと一般的に企業の今動きを見ていますと、多分行政として私検討していると思いますが、コストの面もあると思うのですけれども、電子化で非常に改善している企業、大手関わらずあると思います。実際我々そういった導入をすることによって郵便の郵送が必要ないので、あんまり値上げの影響を受けないとか、印刷、封入、三つ折りなんかの手作業が不要になるので、請求書発行の手間、ミスを削減できる。それと、郵送と比較して取引先に早く届けることができる。電子帳簿保存法とかインボイス制度にも対応しているということで大手企業なり、それからほかのいろいろと調べると行政でも積極的にそういったことを対応してやっているということも聞きますので、この当別町においてもぜひそういったことも検討すると。コストの面とかいろいろとあるので、それは絶対やれとは言いませんけれども、一つ参考ということでお聞きしていただければと思います。

それから、3項目めの道民の森の件について再質問させていただきます。私のほうから添付資料ということで道民の森のホームページから入手したのですが、実際ピークが2000年、当別町が人口が一番多かった2000年、2万875人の人口のときが一番利用されて、直近がやはり10万人を割っているということです。私も道民の森には子ども、あるいは孫を連れて四、五回泊まってエンジョイしています。同時に、今回この質問をした背景には7月20日、フクロウを見る会というのがありまして、8人でここに泊まって実際夜フクロウを見る目的だったのですが、そこでいろいろと利用者聞いたら我々以外に1組しか利用していなかったのです。それは、東京から親子連れでした。毎年来ているということでした。そこでいろいろと聞きますと、この2枚目の資料で分かるように札幌市が利用しているのが多いのですが、当別町のお客は非常に少ないというお話をいただきました。現に当日は散歩をしたり、いろいろしていろんなお話を聞きましたけれども、そこで質問したいのはイベントです。魅力構築委員会というのが設置されたというふうに私聞いております。当別町からも職員が行っていろいろと議論していると思いますけれども、道民の森がこの地元にあるということで、それとまた地元の人が利用が少ないということ踏まえると、いろんなイベントを考えてやっぱり町民が参加できるようなイベント、具体的にどのようなことを町長はお考えですか。

○議長（高谷 茂君） 町長。

○町長（後藤正洋君） 今道民の森の再質問でありますけれども、イベントの開催につきましては、これまでも歴史的に当別町が道民の森ができましたときにも例えば物販の部分でも町内の商店街が向こうに行って物販をしたりですとか、いろいろと町としても道民の

森で行われるイベントを盛り上げるためのいろんな取組というのもしてきたのも事実であります。しかしながら、直近ではコロナもありましたし、入り込みが少なくなるという中でそういったこともできなくなってきたということでありました。また、主体が当別町ではないということもありまして、道のいろいろな施設の閉鎖ですとか、そういったことも相まってなかなか地元の人たちが施設に通うということ自体が少なくなっていったという現状があるのかなというふうに思います。

ただ、一方で森に学ぶですとか、道民の森をつくったコンセプトがそれぞれ札幌ですとか、あるいは都会の人たちに見直されて、細々と言ったら怒られますけれども、やはり来場してきていただいている方もいるということでもあります。今当別の道の駅もできましたし、そこで町内の観光施設を紹介をするということもできましたので、今年の4月から経済部の中に新たな課をつくりまして、そこが中心に新たなイベント誘致を実際に観光協会とタイアップする中で今回実現ができたということでもあります。いずれにしても、先ほど答弁いたしました、道民の森魅力構築委員会というのがあります、そこに当別町も入っておりますので、町として道民の森そのものを盛り上げていく、あるいは利活用を進めて当別をPRをする一助にさせていただくというためにもイベント等々についていろいろと提案をし、企画と一緒に道としてやっていただきたいという意見は述べさせていただきたいというふうに思っております。ただ、いずれにしても道の施設でありますので、なかなかその辺が町としての思いがすぐ通るかというところでない状況がありますので、その辺は携わる人たち、私どもも含めてですけれども、意識改革をする中であの道民の森の有効活用というものを考えていかなければならないというふうに私は考えております。

○議長（高谷 茂君） 山崎君。

○9番（山崎公司君） 町長の考えが分かりました。やはり道が運営しているということであってもこの当別町にあるわけですから、以前にはあそこで、体育館で音楽会やったり、それからスポーツをやったり、そういう意味の当別町としての催物をやっておりました。それがコロナの関係とか、いろんな形で今中止になっておりますけれども、ぜひ道民の森に、今小学校の場合は5年生だけですか、やっておられますけれども、もうちょっと幅広くあその魅力を、当別町独自のやっぱりこの日中、あるいは宿泊のプランをして親子なり高齢者なりが行けるような形のをぜひ私は、町長、企画して、バスツアーもそうですけれども、年に一、二回気軽に町民が行けるようなことを具体的に検討してほしいなと思っておりますが、いかがですか。

○議長（高谷 茂君） 町長。

○町長（後藤正洋君） 今再々質問でありますけれども、町としてもいろいろと企画を立てておりますが、許可権者が当別町ではありませんので、なかなか町の思いを現場が聞いていただける、いただけないということもあります。ただ、町としてはインバウンドも含めてやっぱり交流人口を増やすことによって、そういった旅行、ツアーを通じて町を知っていただく、あるいは森の大切さを知っていただくということは重要だと思っております

ので、繰り返しになりますけれども、道が主催をいたしておりますこの道民の森魅力構築委員会、ここが全てですので、そこにいろんな働きかけをしていくということかなというふうに考えております。

○議長（高谷 茂君） 山崎君。

○9番（山崎公司君） 分かりました。ぜひ今の町長言われたこと、以前、30年前は本来は当別ではなくてニセコ近辺にやろうというのが結果的にこちらの力が強くて道民の森がこちらに誕生したという経緯も私聞いております。それと、魅力構築委員会が設定されていますので、町としても道民の森は道だから、管理していくから云々ではなくて、やっぱり同じ地域にあるということをもっと前面に。1点、これ私は聞いているところ、何か犬との引率が駄目なのですよね。それがやっぱり犬を飼っている方は、車で向こうまで行きたいなという人も町民から声がありました。だから、それも一つの意見として言うただけであれば助かります。

4項目めの質問してよろしいですか。チャットGPTについて最初に1点目、いろいろと文章の校正とか、職員の事務効率化ということに成果が出ているということですが、具体的にどのセクションが成果が出ておるのですか。

○議長（高谷 茂君） 町長。

○町長（後藤正洋君） どのセクションということなのですが、チャットGPTを使える、使えないという部署それぞれありますので、具体的には担当部長、課長から答弁させます。

○議長（高谷 茂君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時53分

再開 午後 1時54分

○議長（高谷 茂君） 再開します。

企画部参与。

○企画部参与（長谷川道廣君） お時間いただいて、すみません。申し訳ございません。今のご質問にお答えいたしますが、最も活用させていただいている部署といたしましては、私のところにあるデジタル推進課が最も多く広報作成業務等で大きく使っております。2番目というふうに考えますと全庁的に広く、どこの部署がということではないのですが、目的としてよく使っているのが議事録作成ですとか、パワーポイントで説明資料を作成する、そういった業務に携わっている職員の方がたくさん使用しているというところがございます。

○議長（高谷 茂君） 山崎君。

○9番（山崎公司君） 分かりました。1年たっていますから、50%の方が利用しているということで費用対効果とか、そういったこともありますけれども、やっぱり適切な人員

配置、それによってかなり時間が空いていると先ほどからも言うておりますので、その辺の考えはどのように考えておられますか。

○議長（高谷 茂君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時56分

再開 午後 1時59分

○議長（高谷 茂君） 再開します。

企画部参与。

○企画部参与（長谷川道廣君） ただいまの再質問にお答えさせていただきますが、あくまでもチャットGPTを活用したことによる効果の部分で業務時間の短縮が図られた、こういったところに対するご質問だと思いますけれども、こちらについては人件費のコスト削減につながっているほか、あくまでも職員がやはり過重労働というわけではないですけれども、時間外が多かった部署が適宜減少するとか、そういうところの職場環境、労働環境の改善につながったということが大きな効果の部分だと認識しておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（高谷 茂君） 山崎君。

○9番（山崎公司君） 分かりました。4点目の非常に成果が出ていると、業務の削減だとか、働き方の改善で残業も少なくなってきたという今答弁をいただきました。

4点目に、役場内の成果がどのように反映されているかという中で広報紙等いろいろと質の向上になっておるという答弁いただきました。そこで質問ですが、私ども総務文教常任委員会で道外研修に11月、チャットGPTを都内で一番最初に採用した江戸川区役所、それと全国で一番最初にやられた横須賀市にこのチャットGPTの現状について視察することになっております。事前に調べて質問等をやっている中で、まず23区内ではやっぱり利用者の利便性を向上させるために、公式ホームページのサイト内検索にこれを導入したと。要は、区民のためにとということです。

それから、横須賀市はこれ自治体で全庁的なことは一番最初にやって、多分当別町もここをいろいろと参考にしていると思いますけれども、職員内での高い利用率とデジタル化で業務改善をやっていると。それと、生成AI活用の情報発信をして、ほかの自治体や民間企業との連携に活用の拡大を目指しているということは分かったのですが、横須賀市でもやっぱり最初に書かない窓口をとにかく市民のためにそういったことをやろうということを実現しているのですが、当別町は今役場内の形だけですけれども、ぜひこの書かない窓口ということを実現ということはできませんか。

○議長（高谷 茂君） これは、チャットGPTとその書かない窓口というのはイコールではないので、全く新たな質問になってしまうのです。

○9番（山崎公司君） 新たな質問というよりも、町民に対してそういったことの対応。行政としては、要するに、業務改善になりますよね、窓口を書かない窓口にするということは、その点可能ですよね。そういった取組に進展しないかということです。

○議長（高谷 茂君） ITならそれはなるかもしれないけれども、このチャットGPTを使うか、使わないかという話に関連しないというふうに私は思います。答えられるなら答えてもよろしいですけども。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時03分

再開 午後 2時03分

○議長（高谷 茂君） 再開します。

町長。

○町長（後藤正洋君） 今のご質問でありますけれども、細かいことは部局担当者から説明させますが、山崎議員が研修へ行かれるのはそれぞれ議会の委員長権限で行っていただいて結構なのですが、恐らくデジタル化とチャットGPTの導入と混同していかれると恥かかれますので、そこはしっかり町がどういうGPTの導入をしているかということは検証した上で行っていただければと思っています。

それで、先ほどの山崎さんの4番目の質問で、役場内の成果が町民にどのように反映されているかという点であえてここをお答えさせていただきますが、そういった意味ではまだ、例えば先ほど窓口業務にチャットGPTをと云われましたが、それはデジタル化の中の何だかボットって、ちょっと今……チャットボットというソフトというか機械がありまして、それに例えば質問すると質問に対して答えたりとか、あるいはその担当課につないだりとかということはあるのです。それは、チャットGPTと違ってデジタル化なのです。

それと、あと書かない窓口の話もされましたが、チャットGPTをすることによってそれができるわけではありません。ですから、そういったことも含めて、今山崎さんのほうからチャットGPTの現状ということいろいろ言われているわけですから、そういった点でこの4番目の答弁を先ほどしましたけれども、改めてしますと、先ほど答弁したのは様々なデータなどを有効に活用して広報紙ですとか、案内文書等の情報共有提供の質が上がっていると。そこが行政サービスの向上につながって住民のサービスに当然つながっているというお話なのです。

それで、今後このチャットGPTをさらに職員が使っていくことによって時間を効率化して別な業務ができるですとか、いろんなことが出てきます。それとは別に例えばこういったサービスをしたかったけれども、そのサービスは今までできていなかった。それは、データを基にして何かそういったことができなかった。そのためにできていなかったの

すけれども、これからはデータとデータをつなぎ合わせることによって新たなデータ、価値を持ったデータが出てきますので、そのデータでもって住民の皆さんに説得力のある説明ができるですとか、いわゆる住民の側に立った説明がよりしやすくなるですとか、そういったことが今後出てくるのだらうというふうに思っております。ですから、始めてからまだこれ1年ですので、そういった点では今タスクフォースをつくって、そこでいろいろと研究をして情報が漏えいしないように、なおかつ返ってくる答えがより精度が高いようにあるためにはどうしたらいいかという研究をしていますので、それができた暁には働き方改革も当然進みますけれども、提供する行政サービスの質も向上して、そのことが町民に還元できるというふうに思っておりますので、その点を間違わないでいただきたいと思っております。

○議長（高谷 茂君） 企画部参与。

○企画部参与（長谷川道廣君） 今の町長の答弁の中の具体的な現在のデジタル推進の部分での、今議員のご質問がありました部分の取組にちょっとお話しさせていただきますと、チャットGPTに特化する話ではございませんが、西当別支所が先般オープンいたしまして、そこではリモート相談の窓口を開設させていただきました。そこでは役場まで来なくてもよいという手続ができるスタートを切ることができました。その技術をさらに発展させたところが今の山崎議員がおっしゃられたような部分につながっていく可能性があるなどは私たちも認識しております。書かない窓口もそうですが、その先には役場とかに来なくてもよい対応、ご自宅で手続ができる、そういったところも含めて技術検証、日々進化する、進んでいる新しい仕組み、システム等を勉強させていただきながら、我が町に導入できるものを常に勉強させていただきまして、検証したり、行い、できるだけ近づければいいなということで日々努力させていただいているところでございます。

以上です。

○議長（高谷 茂君） 山崎君。

○9番（山崎公司君） 今答弁いただきました。やはりこれが1年たったということで、町民も行政もこれについてかなり行動されました。当別町は、積極的にこれについてやっているという発言もありました。町民もやっぱり期待しているのです。それだけいろんな一生懸命やっているのだから、町民にも何かプラスになることがあるのではないかという期待感からそういう話があると思います。

最後の質問いたします。5点目に、先ほど英語の授業実施できないかと。現状考えてはいないという答弁いただきましたが、参考までに日本教育新聞というのは私読んでおりますが、富山県の朝日町教育委員会では6月にこれを起用して、生徒はタブレットを使いAIと英会話を行っているというような内容が出ておりました。それから、同じようにつくば市も同様な取組です。非常にもう成果が出ているという内容も報道されておりました。ですから、今すぐできなくても時代がこれだけ進んできておりますので、うまく活用して教育関係についても今以上に頑張りたいと思います。

以上です。

○議長（高谷 茂君） 以上で山崎君の一般質問を打ち切らせていただきます。



◎散会の宣告

○議長（高谷 茂君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会します。

明日は午前10時から会議を開きます。

本日はご苦労さまでした。

（午後 2時10分）

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和6年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和6年第3回当別町議会定例会 第4日

令和6年9月13日（金曜日） 午前10時00分開議

議事日程（第4号）

開 議

議事日程の報告

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 一般質問
- 第 3 議員提案第1号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書
- 第 4 総務文教常任委員会報告
（「核兵器禁止条約締約国会議」へのオブザーバー参加を求める請願書）
- 第 5 総務文教常任委員会報告
（学校給食の無償化の早期実現を求める意見書採択を求める請願）
- 第 6 産業厚生常任委員会報告
（政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める陳情書）
- 第 7 産業厚生常任委員会報告
（「若者が地元で働き暮らせるよう、全国一律最低賃金制度の創設を求める意見書」の提出を求める陳情）
- 第 8 産業厚生常任委員会報告
（女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書の日本政府への提出についての陳情）
- 第 9 産業厚生常任委員会報告
（選択的夫婦別姓制度導入の国会審議を求める意見書の提出についての陳情）
- 第10 産業厚生常任委員会報告
（訪問介護報酬引き上げの再改定を早急に求める意見書の採択を求める請願）
- 第11 令和5年度当別町各会計決算審査特別委員会報告
- 第12 報告第 1号 専決処分の承認を求めることについて
（和解及び損害賠償額の決定について）
- 第13 報告第 2号 専決処分の承認を求めることについて
（和解及び損害賠償額の決定について）
- 第14 報告第 3号 株式会社 t o b e の令和5年度決算及び令和6年度事業計画に関する書類の提出について
- 第15 議案第 1号 教育委員会委員の任命について
- 第16 議案第 2号 令和6年度当別町一般会計補正予算（第3号）
- 第17 議案第 3号 令和6年度当別町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

- 第18 議案第 4号 令和6年度当別町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第19 議案第 5号 令和6年度当別町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）
- 第20 議案第 6号 当別町国民健康保険条例及び当別町国民健康保険税条例の一部を
改正する条例制定について
- 第21 議案第 7号 当別町子どもプレイハウス条例の一部を改正する条例制定につい
て
- 第22 議案第 8号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について
- 第23 請願継続審査の件
- 閉 会

午前10時00分開議

出席議員（15名）

1番	角田 広佑 君	2番	海野 学 君
3番	芳形 幸夫 君	4番	櫻井 紀栄 君
5番	佐々木 常子 君	6番	佐藤 立 君
7番	西村 良伸 君	8番	五十嵐 信子 君
9番	山崎 公司 君	10番	秋場 信一 君
11番	山田 明 君	12番	古谷 陽一 君
13番	島田 裕司 君	14番	稲村 勝俊 君
15番	高谷 茂 君		

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

説明のための出席者

町 長	後藤 正洋 君
副町長	岡部 一宏 君
総務部長	長谷川 明 君
総務課長	佐藤 剛一 君
財政課長	石原 信登志 君
企画部長	乗木 裕 君
企画部参与	長谷川 道廣 君
住民環境部長	種田 統 君
福祉部長	森 淳一 君
福祉部参与	江口 昇 君
経済部長	三上 晶 君
経済部参与	吉野 裕宜 君
建設水道部長	高松 悟志 君
建設水道部参与	岩城 正志 君
教育 長	三澤 吏佐子 君
教育部長	山田 雅俊 君
農業委員会事務局長	山崎 一 君
代表監査委員	岸 本 護 君

事務局職員出席者

事務局長	熊谷康弘君
次長	玉木聡美君
係長	中鉢将太君
主任	角谷光彦君

◎開議の宣告

(午前10時00分)

○議長(高谷 茂君) おはようございます。ただいまの出席議員15名、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長(高谷 茂君) 議事日程ですが、さきにお配りをいたしております日程表により議事に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○議長(高谷 茂君) 日程第1、会議録署名議員の指名ですが、会議規則第125条の規定により、

4番 櫻井紀栄君

11番 山田明君

を指名いたします。

◎一般質問

○議長(高谷 茂君) 日程第2、一般質問を行います。

質問順序は、お手元にお配りをしております一般質問通告一覧により順次行います。

最初に、通告4番、佐藤君の質問であります。

なお、佐藤君より質問するに当たり資料を配付したい旨議長に申出があり、これを許可しましたので、お手元にお配りをしております。

佐藤君。

○6番(佐藤 立君) 皆さん、おはようございます。それでは、議長の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をいたします。

今日は、子どもプレイハウスなど学校外でのいじめを含めた子どものいじめ対策についてお尋ねをいたします。なお、念のため申し上げますが、この質問は何らかの個別の案件を念頭に置いているものではなく、一般論としてお尋ねをするものです。また、配付した資料につきましては適宜触れつつ質問をさせていただきます。

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、生命、または身体に重大な危

険を生じさせるものであるとの認識に立ち、町はいじめ防止と根絶に取り組んでいます。

まず、資料1を御覧ください。資料1は、いじめ防止対策推進法や北海道いじめ防止等に関する条例などを踏まえて、平成26年12月に町教育委員会が定めた当別町いじめ防止基本方針の概要版です。

第1、いじめの定義を御覧ください。いじめの定義については、いじめ防止対策推進法の第2条に、いじめとは児童等に対して当該児童等が在籍する学校に在籍しているなど、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的、または物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものを言うとして規定されています。ここで言う一定の人的関係とは、学校、学級や部活動、塾やスポーツ少年団など学校の内外を問わず当該児童生徒が関わっている仲間や集団など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指すとされています。

次に、第2、いじめ防止対策の基本的方向性を御覧ください。いじめ防止対策推進法第3条によれば、いじめ防止等のための対策は、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならないとされ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭、その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならないとも規定されています。町では、いじめはどの集団にも、どの学校にも、どの子どもにも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害で、いじめを防止するには特定の子どもや特定の立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む必要があり、いじめの防止等のための対策を進めるため、全ての児童生徒の自己有用感や自己肯定感を育成する取組を学校だけでなく家庭、地域住民、行政、その他の関係者がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に連携、協力しながら進めるとしています。

続いて、資料1の裏面、いじめの防止に関する体系図を御覧ください。いじめ防止対策は児童生徒を中心に置き、教育委員会、学校が中核的な役割を果たしつつ、地域、家庭や警察などの関係機関と連携する体制が示されています。いじめ防止対策推進法では、いじめの定義や防止対策について学校を基礎に構成していることから、いじめ対策において学校の果たす役割はとて大きなものがあります。しかし、先ほどご説明した基本的方向性にあるとおり、学校の内外を問わずいじめが行われない当別を目指すに当たっては、学校だけでなく子どもプレイハウスをはじめとする学校外の子どもに関わる関係者の役割も重要です。しかし、町や各学校のいじめ防止基本方針には、この学校外の関係者に関する記載が決して多くはありません。特に学校外の子どもたちの居場所として町が設置している子どもプレイハウスについては、具体的な言及がありません。町いじめ防止基本方針では、基本的方向性に地域、家庭等との連携との項目があり、学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。PTAや町内会など地域の関係団体などと学校関係者がいじめの問題について協議する機会を設けたり、学校運営協議会を活用するなど地域、家庭と連携した対策を推進することが必要であると地域との連携が記載されていますが、子どもプレイハウスは指摘されていません。

資料2の1を御覧ください。これは、とうべつ学園のいじめ防止基本方針の一部を抜粋したものです。いじめに対する基本姿勢の項目で、家庭、地域等との連携に触れ、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにしますと記載されています。しかし、より具体的な行動に触れている早期発見や事案対象の項目では、学校外の関係者との情報共有等の記載はなく、子どもプレイハウスへの言及もありません。

資料2の2は、西当別小学校のいじめ防止基本方針の抜粋です。資料にはありませんが、初めにの部分でいじめ問題の解決のため、保護者や地域との連携協力体制を確立してまいりますとの記載があるほか、いじめ問題に関する基本的な考えの部分で未然防止、早期発見、早期対応のために学校、家庭、地域が一体となって継続的に取り組むことが不可欠と指摘しています。一方で、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにという点には言及がなく、具体的な行動を定めた早期発見のための手だてや資料2の2、裏面の早期対応等にも学校外の関係者との情報共有等の記載はなく、子どもプレイハウスへの言及もありません。子どもプレイハウスについては、北海道いじめ防止等に関する条例第8条で事業者の役割として、いじめが行われ、または行われている疑いがあると認めた場合に学校へ通報するなど、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする記載されているほか、北海道いじめ防止基本方針でも事業者の役割に触れています。

また、国が定めた放課後児童クラブ運営指針では、学校との連携として子どもの生活の連続性を保障するために情報交換や情報共有、職員同士の交流等によって学校との連携を積極的に図る。学校との情報交換や情報共有は日常的、定期的に行い、その実施に当たっては個人情報の保護や秘密の保持についてあらかじめ取り決めておくとの規定があります。しかし、私が調べた限り当別町子どもプレイハウスについて公開されているいじめ防止に関する基本方針等はありませんでした。

ここで、国の動きについて簡単に触れます。資料3を御覧ください。これは、いじめ防止対策推進法制定時に文部科学省が作成した概要資料です。ここでは、学校がいじめの通報窓口となりますと記載されています。学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならないいいじめ防止対策において、先ほども触れたとおり学校の役割をととても重視しています。しかし、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにするためには、いじめ防止対策推進法でも指摘されているとおり学校以外関係者の役割が重要です。

そこで、令和3年12月21日の閣議決定により、これまでの学校や教育委員会などの学校設置者、文部科学省等による取組に加え、子どもの権利利益の擁護等を担うこども家庭庁が学校外でのいじめを含めた子どものいじめの防止を担い、関係機関や関係者からの情報収集を通じた事案の把握、いじめの防止に向けた地方自治体における具体的な取組や体制づくり等を支援することとされました。今後はいじめ防止対策推進法第3条や令和3年12月21日閣議決定により、こども家庭庁がいじめの防止に向けた地方自治体における具体的

な取組や体制づくり等を推進していることを踏まえ、学校外でのいじめを含めた子どものいじめの防止を学校に過度の負担がかかることがないように実施する体制を町として整えていくことも欠かせない視点であります。

以上を踏まえて質問をいたします。まず、子どもプレイハウスではいじめ防止基本方針を作成しているのでしょうか。もしくは、子どもプレイハウスに適用、または準用されるいじめ防止基本方針はあるのでしょうか。

2点目に、子どもプレイハウスのいじめ防止対策で誰を責任者としてどのような組織体制で実施されているのでしょうか。

3点目、仮に子どもプレイハウスでいじめが発生した場合、誰を責任者としてどのような組織体制で対応されるのでしょうか。

4点目、町、学校のいじめ防止基本方針に子どもプレイハウスへの言及がないのはなぜでしょうか。

5点目、学校と子どもプレイハウスの間で連携や情報共有は定期的に行われているのでしょうか。

6点目、令和3年12月21日閣議決定を踏まえ、学校の内外を問わず当別の子どもたち全てのいじめ対策を統括する責任者を明確にするとともに、学校とは別に専任の組織を設ける必要があるのではないのでしょうか。

7点目、町が配置するスクールソーシャルワーカーは、学校や子どもプレイハウスのほか、民間の習い事などを含めて当別全体の情報共有や連携体制の推進に役割を果たすことができるのでしょうか。

以上、7点お伺いいたします。

○議長（高谷 茂君） ただいまの佐藤君の質問に対する町長、教育長の答弁を求めます。町長。

○町長（後藤正洋君） ただいまの佐藤議員の一般質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、学校外でのいじめに対して学校に過度の負担がかかるようなことは避けていかなければならないと私自身も考えているところでありまして、そのことを踏まえつつ答弁をいたしたいと思えます。

初めに、子どもプレイハウスでいじめ防止基本方針を作成、もしくは適用、または準用している方針についてのご質問でありますけれども、現在当別町で定めていますいじめに関する方針は、いじめ防止対策推進法など関係法令を基に定められました当別町いじめ防止基本方針及び各学校で定めた基本方針があり、お尋ねの子どもプレイハウスにつきましては特化した基本方針はありませんけれども、当別町いじめ防止基本方針及び国で定められました放課後児童クラブ運営指針に基づき適切に対応しているところであります。

次に、プレイハウスでのいじめ防止対策としての責任者と組織体制及び実際に発生した場合の責任者と組織体制についてのご質問でありますけれども、現在プレイハウスでのいじめ防止対策において責任者や組織体制として明記されたものはありません。いじめにつ

いての責任という点では、原因が人間関係や場所などの環境によって様々な場合があり、責任所在はケース・バイ・ケースで判断しなければならないことが言えます。ただ、こういった中でも国、都道府県、市町村、学校、プレイハウス運営事業者など、それぞれがいじめ対策に努めなければならないものと考えております。特にプレイハウスにおきましては、現場の指導員が子どもたちの状況をしっかりと観察し、未然にいじめを防ぎ、適切な指導に当たるよう日々努めていかななくてはならないものと思っております。また、保護者にも我が子がいじめをしないように教育していただく必要があるものと思っており、総じていじめの対策については全ての関係者にその責務があり、関係者が連携して解決に結びつけていくものと私は考えております。

次に、町、学校のいじめ防止基本方針にプレイハウスへの言及がないことについてのご質問でありますけれども、町、学校のいずれの方針にも直接的にプレイハウスとの名称は記載されておきませんが、学校の基本方針には地域との連携、協力といった記載があり、また町の基本方針には関係機関の連携の強化と記載されております。そもそもいじめの定義に当たる一定の人的関係というものには、議員ご指摘のとおり塾やスポーツ少年団など、学校の内外を問わず当該児童生徒が関わっている仲間や集団などでの人的関係が含まれておりますので、地域や関係機関という言葉の中にプレイハウスも当然含まれております。

次に、学校と子どもプレイハウスの間で連携と情報共有は定期的に行われているかという質問でありますけれども、本年度からプレイハウスを所管する子ども未来課を教育委員会から福祉部に移管させましたが、学校との情報交換が必要であるため、子ども未来課の職員も教頭会議へ参加させ、学校との情報交換を定期的に行っているところであります。また、プレイハウスの指導員と教職員につきましても、個人情報に配慮しながら随時情報交換を行っております。

次に、学校の内外を問わずいじめ対策を統括する責任者を明確にするとともに、学校とは別に専任組織を設ける必要性についてのご質問でありますけれども、現状において事案が発生した場合は個別具体的に関係機関への聞き取り等を行い対応いたしますが、こども家庭庁では発足時からいじめ防止対策の強化に取り組むとなっております。令和5年度におきましては、学校外からのアプローチによるいじめ解消の仕組みづくりに向けた手法の開発、実証事業を実施しており、この中で特に組織体制の在り方を明らかにすることを重点に調査研究が行われております。今後こども家庭庁から自治体に向けた組織体制に関する通知等があるものと思っておりますので、その内容を確認して検討してまいります。

以上、佐藤議員の一般質問に対する私からの答弁といたします。

○議長（高谷 茂君） 教育長。

○教育長（三澤吏佐子君） それでは、佐藤議員の一般質問にお答えをいたします。

従来学校のみで対応してきた児童生徒の問題や保護者からの相談が複雑、多様化しており、学校だけでは解決が困難な場合にスクールソーシャルワーカーが関係機関との情報共有や連携、調整を図りながら適切なサポートを提供しております。そのため、子どもプレ

イハウスのほか民間の習い事等を含めた町全体の連携体制の推進に向けた中心的な役割を担うものではございません。

以上、佐藤議員の一般質問に対する答弁といたします。

○議長（高谷 茂君） 佐藤君。

○6番（佐藤 立君） それでは、順番に何点か再質問をさせていただきます。

今町長からのご答弁の中で、冒頭に学校に過度の負担をかけることなく仕組みをつくっていくことが重要であるという言及をいただきました。その方向性は全く同じだと思っておりますし、今後の専門体制の部分等のご答弁等を踏まえても、恐らく大きな方向性は同じところを向いているのではないかなというふうに思っております。一応それは私も前提とした上で、とはいえ日々子どもたちの状況も動いておりますので、まずは現時点のところから質問をさせていただきたいと思っております。

初めに、1点目、子どもプレイハウスにおいていじめの基本方針を持っているのかという部分についてですけれども、この点については現時点では持っていないものの、町の方針や放課後児童クラブの運営指針等で適切に対応がされているとのご答弁でした。まず、現状での対応が適切にできているというのは、それは私も前提としております。その上でですけれども、先ほど資料等でも簡単にご紹介をいたしました、当別町のいじめ防止基本方針は、策定は教育委員会の名前でなっておりますけれども、その中で対策の内容等についても教育委員会が実施をする施策と、各学校が実施をする施策とというような形で、あくまでも学校をベースにした形でつくられております。これはいじめ防止の法体系自体が学校をベースにしたところから拡張されているので、やむを得ないところもあるかなとは思いますが、現状では教育委員会、学校という役割です。

昨年度までであれば、子どもプレイハウスについても教育委員会が所管をしておりましたので、教育委員会という枠の中でしっかり読み込むことができるという解釈もでき得たかとは思いますが、当別町の体制を今後整えていく上に当たって、福祉部のほうに移管をして町全体で進めていこうという動きになっておりますので、結果としてこの基本方針の中にももちろん関係機関等で読み込めなくはないですけれども、教育委員会、学校を中心として書かれているので、プレイハウスが主体的にどのように対応していくかというのの指針にはこれはなかなか得ていないのではないかなというふうに思っております。

そこで、本来であればやはり子どもプレイハウスとしても独自の基本方針というのを改めて策定をする必要があるかと思いますが、今後策定をする予定があるのかというところをまずお尋ねをいたします。

○議長（高谷 茂君） 町長。

○町長（後藤正洋君） 佐藤議員の再質問にお答えをいたします。

7項目あるうちの1項目めということで、プレイハウスでの条文というか、決めというか、そういったものをつくったらどうかというご趣旨かなというふうに思っておりますが、基本的には今回国のほうから示されていますいじめ防止対策推進法の中にも学校の中、あ

るいは外で起きたことのいじめについては、それぞれ設置者の責任もありますけれども、学校と教職員がどう対応するかということが定められていまして、プレイハウスの中でこういうことがあったということで、軽微なものについては恐らくプレイハウスの中で処理がされるというケースもあるとそれは思います。ただ、そこだけで処理ができないものについては、先ほども答弁で申し上げていますが、学校との連携という状況がありますので、こういうことがありましたということは学校のほうに報告をいただく。なおかつ推進法の中でも学校がその学校の内外で起きた状況というものを把握をして、未然に防止するなり、対応するなりということになっておりますので、プレイハウスの中で事ここでそういった条文ですとか状況をつくっていくということは考えておりません。

○議長（高谷 茂君） 佐藤君。

○6番（佐藤 立君） 今の点、次にもう一度質問させていただきます。

恐らく今町長大きく2つのポイントでお話をいただいたかと思いますが、まず実質的な対応として、やはり今の我が国のいじめ防止対策の形であれば学校を基準につくられていますので、あと子どもたちの様子を本当によく把握できているのは学校の先生方だということもあるので、仮にプレイハウスで何かあったときにも、それは学校のほうでの対応がしっかり取れますよというところが1点だと思います。その現状については、私も全くそのとおりだと思っております。

そこのお話ともう一つ、そういう現状はそういう現状であるとしても、ただプレイハウスのところを、特にエリアを分けたプレイハウスでいじめがあったときにどういう対応をするのだというものの決まりが今形になったものとしてはない状態ですので、まずその形式面のほうからいきますと、そういうような形で学校とちゃんと連携をしていくのだということを書くという意味でもプレイハウスとしてのいじめの防止基本方針と。これもしかしたら町ではなくて受託事業者がつくるものなのかもしれないですが、プレイハウスとしては学校と連携してこういうふうに動いていきますというのは明示したものをちゃんとつくる。また、つくったものを保護者の方にも、うちのプレイハウスこういうふうにやっていますよというふうにお見せをすることは、保護者の方との信頼関係構築にもつながっていくかと思っておりますので、まず実態をいじる、いじらないとは別の問題として、形式的にそういうものって必要ではないでしょうかというのがまず1つ目のところ。

なので、その点についてもう一度お考えをお聞きしたいところと、もう一点その中身のほうについては、これ後半のほうの質問にまさにつながるところですが、先生方がよく分かっていると同時に、そういった形でいじめの対策を学校を基準に進めていってしまうと、結局最終的に先生方の負担がどんどん、どんどん重くなってしまうと、これプレイハウスは町営でかなり公的な組織ではあると思います。とはいえ、学校の中か外かと言えば学校の外になる。そうなったときに、では学校の外って今それこそサークルとかチームとかいろいろところがあるのも密接な関係がある、人的な関係があるということで、形式上はどこかの塾の中で子ども同士がけんかをして何かがあったとしても、被害児童が当

別の小学校の児童であれば、そこで対応しなければいけないというのが今の立てつけになっています。私は、それが非常に先生方に過度の負担をかけてしまうことになるのではないかと。むしろ、そこは町全体でしっかりした体制をつくっていく必要があるのではないかと。というのが大きい趣旨で質問させていただいています。この点は後半のほうで改めてお聞きをいたしますので、まず現状で学校の先生のほうでの対応がきちんと取れている。それはもちろんそれを前提としてですけれども、まずはプレイハウスのほうとしても私たちはこういうふうに動くのですよということを明示するものをつくっていく必要があるのではないかなということも質問させていただきましたので、その内容面というよりは形式面といえますか、側の部分といえますか、そこでの必要性についてちょっと改めてお聞きをお聞きしたいと思います。

○議長（高谷 茂君） 町長。

○町長（後藤正洋君） 再々質問にお答えをいたしますが、再質問でもお答えをしましたように、基本的に推進法の中で定められていますものを今基本に町としては進めています。その具体的なものについてまだ国のほうから今後示されてくるものがありますので、今の段階ではその方針、国から示されるものについてどういうものになるかということが分かりませんので、平成25年に示された指針に基づいて行うという形で思っております。その中では放課後児童クラブの運営指針がありますので、そこでその指針にのっとって行っているということと、それと今の学校現場での取決めというのは、学校の内外で起きたことについては学校の中でそれを把握をして、トータルで防止をしたり、対応をしたりということが前提になっていますので、その方針にのっとって現在は進めていくという形になります。ただ、放課後児童クラブ自体もそれぞれ子どもが学年も違うという前提もありますので、そこについてはしっかりと指導をされる方がいじめという認識を持った中でそこが起きないような、未然に防ぐような、そういったことについての取組はさせていただいているというふうに認識をしておりますので、そういった条例というか、規則にのっとって行っていくということで、今のところは指針をさらに深めて変えていくということは考えておりません。

○議長（高谷 茂君） 佐藤君。

○6番（佐藤 立君） この点で最後の質問になりますけれども、そうしますと当別町のいじめ防止の基本方針ですとか、放課後児童クラブの運営指針等に基づいての対応をしっかりと今後も取っていくということになるかと思えます。その中で特に町の当別町いじめ防止基本方針についてですけれども、これ再質問の冒頭でも申し上げましたけれども、やはり教育委員会と学校という基本的な立てつけになっていまして、この基本方針をばあっと見た中でプレイハウスを所管している町福祉部がどういう動きをしていくのかという部分については記載が今ない状態になっています。これは先ほど申し上げましたけれども、この計画つくった当時はプレイハウスが教育委員会の中にいたので、教育委員会でまとめて書けていたというところのテクニカルな話かもしれないですけれども、やはり当別町の

子育ての環境をよりよいものにしていくために今回組織改編をして福祉部のほうに所管をして、恐らく町長部局、教育委員会が一体として取り組んでいくということですので、その方向性を踏まえれば、このいじめ防止基本方針の中で実態を大きく変えるとかという話ではないですけれども、プレイハウスを所管している福祉部というのがどういう役割を果たしていくべきなのか、もしくはこの動きにどう関与していくのか、そういったところを最低限書き込んでいく必要はあるのではないかなと思いますけれども、当面準拠していくことになるこの当別町いじめ防止基本方針の中に子どもプレイハウスを所管する福祉部の関与について記載をするということについてはいかがお考えでしょうか。

○議長（高谷 茂君） 町長。

○町長（後藤正洋君） 冒頭答弁で申しましたように国の指針が出てきまして、それに準拠する形で改善しなければならない部分については改善をしていこうというふうに思っております。ただ、今この法律ができてから3年間全く地方に下りてきていないという現状がありまして、そこは国としてももっと早めに指針を示すと、あるいは方針を示すということがあっていいなと個人的には思っております。ただ、そこはもう待っておられませんので、そういった意味では今回4月に組織改編をして福祉部に子ども未来課を移しまして、なおかつご指摘いただいているように教育委員会がそれを所管をしておりまして、福祉部に移ったということもありまして、ただそこは学校との連携もしっかり取らなければならないということもあって、先ほど申しましたように教頭会の会議の中に福祉部の職員が行ったりですとか、あるいは所管するプレイハウスですとか、そういったところとの情報交換を単にプレイハウスと学校だけの情報交換ではなくて、常に福祉部がいろいろと情報を取ってそういったことに対応ができるような体制づくりをしているというのが現状でございます。そういった点で、将来必要があればいろいろな地域団体のどう関わるかというようなことも決めていくということもあり得るかもしれませんが、現状ではそういうことだということでご理解をいただければと思います。

○議長（高谷 茂君） 佐藤君。

○6番（佐藤 立君） 7個あるうちの1点目のところはこれで回数になりましたので、町長の長い目で見たときに見られている方向性というのは、私も十分理解をしております。また、国の動きが大変遅いというのは、もう本当に何とかしてくれよというふう思うところですので、国が遅いときには逆に国を動かしていくのは現場を持っている地方自治体のできる場所でもありますので、国の動きを後ろから追い立てるようなくらいの勢いで当別町ならではの動きというのを積極的にぜひ取り組んでいけたらいいなというふうに思っております。

再質問は項目でいいますと3点目のところ、仮にいじめが発生した場合の対応ということで、もちろん全ての関係者の方々がしっかりと連携を取りながら対応をしていただいているというのはそのとおりで思っております。その中で、ただやや懸念をされるところがどうしても学校外で起きている、特にプレイハウスで発生をしているような事

案に対して、学校側がそれに対してしっかりと恐らく対応はしていただいているとは思うのですけれども、保護者の方とのやり取り等を通しての中で、先生方がそこはプレイハウスで起きていることですからというようなニュアンスのお話をされてしまったりですか、これは私も直接のやり取りを聞いているわけではないので、少なくとも保護者の方はそういうような印象を受けてしまったりとかということも過去にはあったというふうに聞いております。

今の町長のお話ですと全ての関係者が、特に今年度に入ってから子ども未来課も教頭会議に入るような形で緊密な連携が取られていますので、現時点においてはそのようなことは一切ないというふうに私は信じておりますけれども、仮にプレイハウスを含む学校外でのいじめ、もしくはそのような事案があったときに学校側からそれは教室の外、もしくは学校の外で起きたことですよというようなニュアンスのお話が外に出るということは、それは現状ではないというふうに理解をしていいでしょうか。

○議長（高谷 茂君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時41分

○議長（高谷 茂君） 再開します。

町長。

○町長（後藤正洋君） 答弁調整に時間をいただきまして、ありがとうございます。今教育委員会にも確認をさせていただきましたけれども、基本的に議員がおっしゃられたようなことで教育委員会が把握をしていると。あるいは、役所のほうでも把握しているという事案はないというふうに理解をしております。ただ、制度的にも基本的に例えば推進法の中で決められていますように設置者の役割ですとか、学校及び学校の教員の責務ですとか、保護者の責務というのが決められていますので、そういったものが基本的にはいじめを全体でなくしていく、あるいは抑えていくということが推進できるような体制づくりをしていかなければならないというふうには思っております。

○議長（高谷 茂君） 佐藤君。

〔発言する人あり〕

○議長（高谷 茂君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時43分

再開 午前10時43分

○議長（高谷 茂君） 再開します。

佐藤君。

○6番（佐藤 立君） すみません、失礼しました。ちょっと私の聞き方も分かりづらいところがあって、申し訳ありませんでした。今のご答弁で私が懸念しているようなことというのは事態としては恐らく、私は過去にもと申し上げましたけれども、町教育委員会で把握している範囲ではないということは確認をいたしました。

念のためこの質問をして確認をしたかったのは、現在、また今後においても例えば教室外、学校外で起こったことなので、それは学校では対応できませんよというようなニュアンスを保護者の方が受けるようなことというのはないですよと、そういうような対応することは現在においても、また今後においてもないというふうに理解していいですかというところの確認ですので、念のためですので、もう一度お願いいたします。

○議長（高谷 茂君） 教育長。

○教育長（三澤吏佐子君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

そういうことがないように、そういう誤解を生むような先生方の対応や発言がないように指導をしております。

○議長（高谷 茂君） 佐藤君。

○6番（佐藤 立君） 今の点あくまでも今後に向けての念のための質問ですので、そこはご理解いただければと思います。

それでは、先に進ませていただきます。今が3のところまで質問をいたしました。4のところの言及がない等については、恐らく今までのやり取りを聞いている限りでは、現状の今の法体系の中では今このような書き方になっているけれども、地域や関係機関という表現の中でしっかりと読み込むことができるということだと、というご答弁だったというふうに思っております。

1つ目の再質問等でも申し上げましたけれども、そこを明記していくということにはまた非常に大きな異議があるのかなというふうに私は思っておりますけれども、恐らくこれは今後の話になるのかと思います。

また、5番目の連携のところについても今非常に緊密な連携が取られているということで、そこは大変安心しておりますし、こういった連携というのは継続をしていくことによってどんどん、どんどん情報の密度も上がって価値も上がってくることだと思いますので、どうしても担当の方や学校の先生方には一定程度負荷がかかるかもしれないですけども、そこはぜひ継続をして進めていただきたいなというふうに思っております。

質問としては6番目のところになります。いじめ対策を統括する責任者を明確にするとともに、学校とは別に専任組織を設ける必要があるのではないかと。恐らく将来的な話でいえば、ここもかなり同じ方向性を町長も考えていらっしゃるのではないかなというふうには思っておりますが、と同時にやはりまだ国からの方向性がしっかり出てきていない中で、国の方向性も見極めながら町としてやるべきところを取っていくというのが現時点での整

理だというふうに理解をしました。

この部分ですけれども、やはり国は国として考えてはいきますけれども、では当別町は、町としては当別の子どもたちのためにどういう環境をつくっていくのかというところを国の動向も見極めつつ、国の方針が示されたときには、それに合わせて当別はすぐにこう行くのだというのをばっと示せるような形でしっかりとした準備を整えていくことというのは非常に重要だと思います。これは、たしか子ども施策の大綱等のやり取りの中でもしっかり準備をしていくところと、かといって後から国が少しまた方向性が変わったりとか何かがあったときのずれがあったときに様々な混乱も生じるので、そこは慎重にというようなお話がありました。その考え方は私も一定理解をいたしますので、まずは今の当別の状況等もしっかり踏まえながら、国の方向性が示されたときには速やかにやはり学校の内外を問わず地域全体でいじめがない子どもたちを支える体制を構築をしていくために必要な準備というのは現時点で町長部局、教育委員会と連携しながら進めていく必要があるかと思っております。その辺り、準備については現時点でも取りかかっている、もしくは研究等は既に始まっているというふうに理解をしていいのか、お願いいたします。

○議長（高谷 茂君） 町長。

○町長（後藤正洋君） 今佐藤議員のほうから6番目について再質問がございました。冒頭答弁の中で学校現場にこれ以上の負荷をかけるということは、なかなか今の家庭環境、教育環境、あるいは子どもさんや親御さんが置かれている社会的な状況等々を考えますと、これ以上先生にいろんな意味でご迷惑と言うと変な言い方かもしれませんが、負荷をかけるということは避けなければならないということを申し上げましたのは、今回国のほうでこども家庭庁ができるということで、昨年の春にできたわけでありましてけれども、そこから具体的にいろんな状況が出てきて、全国的に教育については財源的にも地方がしっかりできるような、そういう体制づくりをするように国が方向性を示してくれるというふうに私は期待をしていたのでありますけれども、残念ながらそれが今に至ってもできていないという状況があります。そういった中で特にこのいじめの問題については、どこでも起こり得る問題でありますし、そこを未然に防ぐという努力は教育委員会は当然でありますけれども、行政としても、あるいは学校の設置者である町がどう責任を取るかということは考えなければならないというふうに思っております。そういった点では、私個人としてはそれなりの決意を持って教育委員会から福祉部に子ども未来課を移したという思いがあります。ただ、現状で国がどういう方向に行くかということも見極めながら、それを地方の中で具現化していくということは私の責任だというふうに思っておりますので、そういった意味では冒頭から言われていますこの推進法に書かれているその精神というものをしっかりともう一度地域の皆さんとも、あるいは議員の皆さんとも共有する中で町としての責務ですとか、学校が果たすべき責務ですとか、あるいは子どもさんをお育ていただいている各家庭、保護者の責務ですとか、そういったことがトータルで合わさっていかないと、この問題はなかなか解決していかないのかなというふうに思っておりますので、そういった

ことが総合的にどうできていくのかということ国の方針が出た段階で改めて町としても協議をしていきたいというふうに思っておりますし、教育委員会もそういう気持ちでいただいていると思っておりますので、そこはそれぞれの地域におられる各団体の皆さんですとか、いわゆる家庭の教育力、学校の教育力、あるいは地域の教育力というものを結集する中でこのいじめの問題をどう解決するかということは、当事者である子どもたちの意識も改革する中でやっていければというふうに思っておりますので、いずれにしてもその点については今後皆さんとも協議する中で、町としてどうあるべきかというのはしっかりと示していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（高谷 茂君） 佐藤君。

○6番（佐藤 立君） 本当に様々な方がそれぞれの立場からいろいろなご意見もお持ちのところだと思いますし、私もまだまだ分からない現場の様子等もありますので、この点は今後も議論をさせていただきたいと思っておりますし、町、また教育委員会においてもぜひしっかりと検討、研究を続けていければと思います。

一応冒頭にも申し上げましたけれども、質問でこれだけ何度もいじめ、いじめと言うと、何かさも当別町ですごくいじめの問題があるように聞いている方に受け取られてしまっは大変まずいと思っております。現時点で本当に何かの案件を想定しているというよりは、今後備えて地域全体でどう体制をつくっていくかというための議論ですので、その点はしっかりとご理解をいただければと思います。

最後の点です。スクールソーシャルワーカーの部分で、スクールソーシャルワーカーの目的や役割について教育長のほうからもご説明をいただきました。ご答弁の中で当別全体の情報共有、連携体制の推進に中心的な役割を果たすものではないというご答弁ございましたけれども、私中心的な役割をお聞きしているのではなくて、スクールソーシャルワーカーというのはその中で一定の役割を果たしていくことができるものなのかという趣旨で質問をしております、ここも書き方が悪くて申し訳ないのですけれども、スクールソーシャルワーカーを中心につくりましょうということではなく、今町長もおっしゃった町全体での動きを考えていく中で、スクールソーシャルワーカーもその専門性を生かし一定の役割を果たしていくことができるのではないかなと私は思っておりますけれども、その点改めて教育長のお考えをお願いいたします。

○議長（高谷 茂君） 教育長。

○教育長（三澤吏佐子君） 議員ご指摘のとおり、スクールソーシャルワーカーには専門的な知識もございますし、今まで学校やいろいろな団体とつながってきた実績もございます。そういう中で、協力体制の輪の中にしっかりと入っていくということは大切なことだと思っております。

○議長（高谷 茂君） 佐藤君。

○6番（佐藤 立君） これ先ほどの教頭会等の情報共有のところでも申し上げましたけ

れども、やはりこういう体制というのは継続して動き続けることが非常に大事ですし、こういった専門的な知見を持った方々というのも常に当別町の動きに関与をし続けていただいて、それによってより正確なといいますか、現場に合った対応ができるようになってくるかと思えます。そうしますと、今年度大変残念ながら今一時的に配置ができない状態にはなっておりますけれども、単年度、単年度というよりは、これはもう長期にといいいますか、安定して配置をするための体制づくりというのが必須ではないかなと思えますけれども、その点について今教育長お考えありましたらお願いいたします。

○議長（高谷 茂君） 教育長。

○教育長（三澤吏佐子君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

私どもとしましては、スクールソーシャルワーカーの役割非常に重要だというふうに思っております。今の議論のように、これからもスクールソーシャルワーカーはさらにいろいろな活躍ができる立場であるというふうにも思っておりますので、安定的な雇用に関しては私どもも必要というふうに思っております。

○議長（高谷 茂君） 町長。

○町長（後藤正洋君） 今教育長から答弁がありましたけれども、私からは答弁を含めて一部お願いもしたいなというふうに思っております。手を挙げさせていただいて許可をいただいたのですけれども、どちらかという今まではいじめが起きるという事象がいつあるかということのを常に待っているという状況だったのかなというふうに私は感じていまして、ただそれではいけないということに社会全体が気づいて、そこをどう変えていくかという発想を持たなければならないのだろうなと思っております。

今スクールソーシャルワーカーの話がありましたけれども、やはり学校現場に入っているいろいろと悩みを持たれている方、あるいは悩みを持っていないけれども、その事象を見た段階でこれはいじめではないかとか、その子が悩んでいないのかということに寄り添って発見をしていくということがやっぱり大事になってくるのだろうと思っております。そういった意味では、常にいじめは潜在的にあるという前提で物事に対処していかなければならないというふうに思っておりますので、そういった点でこれまでの感覚を私も含めて議員の皆さんも、子どもさんを育てていただいている保護者の皆さんも、学校現場も、学校に関わる父兄のPTAの組織、あるいはその周りの地域の組織も発想を変えていかなければならないというふうに思っておりますので、そういった取組を地域全体ですることによって抑止をしていくということにもつながっていくと思っておりますから、そういった点では先ほども申し上げましたけれども、地域の教育力と言っていいかどうか分かりませんが、そういったものをもう一回再構築していくということが国から示される組織再編の中にあれば私はいいなと思っておりますので、そういったことも含めて皆さんとも協議する中で今後どうあったらいいかということを検討してまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（高谷 茂君） 佐藤君。

○6番（佐藤 立君） 今教育長、町長おっしゃったことは全くそのとおりだと思っております。

最後に町長に1問だけ。今の町長のお話まさにそのとおりだと思いますし、それを触媒していく一つの専門的な役割としてスクールソーシャルワーカーというのは、これはやはりもう常に町にいていただかなければいけないと思っております。そのために必要な動きというのを町長部局としてもしっかりと取り組んでいただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（高谷 茂君） 町長。

○町長（後藤正洋君） その辺を誰が担うか。責任を取るという点では、覚悟は私はできています。ただ、それを未然に防ぐためにどういう組織でどうやるかということは、それは多分予算が伴うことだと思いますので、例えばソーシャルワーカー以外のそういった専門的な人員配置をするとか、国が示すかどうか、それは分かりませんが、そういったあらゆる可能性を含めていじめを根絶していくということはぜひ取り組んで当別の教育というものの在り方のベースをしっかりとさせていきたいというふうには思っております。

○議長（高谷 茂君） 以上で佐藤君の質問を打ち切らせていただきます。

暫時休憩します。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時00分

○議長（高谷 茂君） 再開します。

次に、通告5番、角田君の質問であります。

なお、角田君より質問に当たり資料配付をしたい旨議長に申出がありました。これをお手元に配付しております。

角田君。

○1番（角田広佑君） 議長の許可をいただきましたので、一般質問始めさせていただきます。

その前に、9月6日、北海道胆振東部地震から6年が経過いたしました。北海道を襲った未曾有の直下型地震、全道域に発生したブラックアウトなど、北海道に大地震は起こらないというある種の神話のようなものがもろくも崩れた瞬間であったと記憶しております。

先日、私安平町のほうにお伺いをさせていただきまして、町民の方とお話する機会がありました。表向きは復興していたとしても転出者、それから離農者が多く、経済面などにおいてはまだまだ復興道半ばというところもお伺いしております。やはり大規模災害の復興は長期化するものなのだと改めて実感いたしましたところであります。

当別町では、8月に町主催による親子de防災体験が執り行われたほか、昨日は当別高

校で防災に関するイベントが行われました。また、昨日の五十嵐議員の一般質問に対する答弁で、11月には町主催の防災セミナーが開催されるとの答弁がありました。町民に対する防災、減災意識の醸成に時期を問わず、今後ともぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思います。今回防災関連の質問はございませんが、そのことをまずお伝え申し上げ、前置き長くなりましたけれども、一般質問に入りたいと思います。

それでは、通告に従い2項目3点より一般質問、1回目始めさせていただきます。まず、第1項目、1つ目、庁舎設備の修繕計画の進捗状況についてお伺いいたします。北海道医療大学の移転方針により、当別町庁舎の新築移転の計画を含めた町中心部のにぎわい創出においてもその影響が出ているところであります。その中で今年2月に示された当別町新庁舎建設検討委員会検討報告書の整備方針において、建設時期は町を取り巻く情勢を見定めるため遅らせることもやむを得ないと判断と考える。新築までの期間は現庁舎の耐震性の確保が優先事項となるため早急に調査を行い、耐震補強に向けた検討を進めることが必要と考えるとの報告がなされたところであります。また、町長の年頭挨拶においては労働環境の改善、特にトイレの改善について言及されたところでしたが、トイレについては現在改修を進めているところであると伺っております。

その中でバリアフリーの視点について質問をさせていただきます。現在本庁舎にはエレベーターがなく、上層階の外からの来庁者に制限がある現状です。医療福祉関係の所管事務はゆとろで取り扱うこととなるため、お年寄りや障がい者、車椅子利用者などはそちらに行くことが主となりますが、それ以外の所管事務においては本庁舎への来庁が必要となります。住民課関係は1階で完結しますが、農政や建築、教育委員会関係については2階、3階へ上っていく必要があり、階段昇降が困難な方にとってはバリアとなっている状況です。

さて、ここで資料1を御覧いただきたいと思います。資料は、国土交通省のバリアフリーに関する資料より一部抜粋したものです。2006年に制定されたバリアフリー法では多数の者が利用する建造物を特定建造物、不特定多数の者が利用し、または主として高齢者、障がい者等が利用する建築物ほかを特別特定建築物とそれぞれ定めており、4ページ、上のスライドに示しております。

そして、下の5ページのスライドでは、その基準が示されているところであります。その中で上のページ左側の表の特定建築物は新築、増築、改築、用途変更、修繕または模様替えについて建築物移動等円滑化基準への適合の努力義務が課されています。一方、特別特定建築物では2,000平方メートル以上、公衆トイレについては50平方メートル以上の新築、増築、改築、または用途変更において建築物移動等円滑化基準への適合義務が課されているところであります。この基準を鑑みると、当別町役場は上のスライドの右側、特別特定建築物の8番、保健所、税務署、その他不特定かつ多数の者が利用する官公署に該当するものと考えられます。

そこで、町長にお尋ねいたします。本庁舎の改築において、バリアフリー法の基準を基

にしたバリアフリー対策について町長のお考えをお伺いいたします。

次に、今夏の酷暑対策への取組について質問いたします。毎年気候変動における暑さは重篤化、さらに期間も長期化しており、6月から気温30度の真夏日を記録することもあるなど北海道も涼しい夏とは言えない状況にあります。その中で昨年9月定例会で小中学校クーラー設置について一般質問させていただき、その結果12月に補正予算が生まれ、今年の7月までに西当別の小中学校にクーラーが設置され、とうべつ学園におきましても今会期中に開催されました総務文教常任委員会におきまして、来年7月までの設置について補正予算を計上すると報告を受けたところであり、執行部の迅速なご判断とご対応にこの場を借りて厚くお礼を申し上げます。

さて、8月31日の新聞報道によりますと、道内の観測地点で最高気温が35度以上となる猛暑日が観測されたのは計5日で、15日だった昨年の3分の1にとどまったとあり、今年の夏は昨年よりも幾分暑さは和らいだものとされています。

ここで資料2、資料3を御覧いただきたいと思えます。資料2は今年の7月と8月の白樺公園の気象観測データより気温を抜粋したもの、資料3は昨年9月定例会において私が資料としてお示しした新篠津村の気温データです。これによりますと、気温30度以上の真夏日については昨年19日記録したのに対し今年は9日と約半分、気温35度以上の猛暑日に至っては昨年2日記録したのに対し今年はありませんでした。このように観測データでも今年の夏は昨年よりも幾分暑さは和らいだと言えると分析できます。しかしながら、それでも真夏日に達すると本庁舎も高温となり、そして湿度が高い日が多く、特に上層階の職員にとっては苛酷な状況であることは執行部の皆様もお感じになられていることと思えます。役場庁舎において夏の酷暑対策についてもその必要性は高いと考えます。

町長に質問いたします。昨年9月定例会でも同内容の一般質問いたしましたが、今年度における役場庁舎の冷涼対策について改めてお伺いをいたします。

次に、観光プロモーションの実効評価について質問いたします。今年度より観光振興課が設置され、当別町の観光振興においてより一層力を入れている状況にあり、ホームページやSNS等での発信で見受けられていることは大変喜ばしいことでもあります。また、移住定住のプロモーションとして企画課の予算においてテレビ番組の特番を予算編成し、制作、放送されました。これについても当別町の魅力を発信するものとして効果的であったと感じています。また、放送内容をSNS等への掲載ができる権利も当別町が有しているとのことで、多様なコンテンツでの利活用、プロモーションが期待されるところです。移住定住を目的とした番組ではありましたが、この番組、テレビ特番を見た視聴者等が当別町へまず遊びに来る、その魅力を肌で感じる、そして移住定住を検討し、実際に移り住むといったスキームの構築が期待される所であり、その第一義的な顔としての観光振興策もより一層魅力的なものが期待される所でもあります。

実際さきに行われましたロイズタウン2周年記念の団体臨時列車の企画の際にも、ツアーの参加者の方が当別に足を運ばれて実際に就職したという事例も伺っており、これを見

でもまず当別町に足を運んでもらうという仕掛けが重要であることがうかがえます。

そこで、町長にお伺いいたします。これまでのプロモーションを行った結果、現段階で把握している範囲において当別町への観光客の来訪客数はどのくらいいらっしゃったのかお伺いいたします。1回目の質問、よろしくお伺いいたします。

○議長（高谷 茂君） ただいまの角田君の質問に対する町長の答弁を求めます。
町長。

○町長（後藤正洋君） ただいまの角田議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

初めに、バリアフリー法の基準を基としたバリアフリー対策についてのご質問でありますけれども、現庁舎はバリアフリー法施行前に建設されていることから、同法の適用を受けない建物となっており、議員ご発議のとおりバリアフリー施設が少ないため、来庁者の皆さんに対しましては、必要に応じて上層階の職員が1階のロビー等まで赴くなど丁寧な対応をさせていただいているところであります。なお、バリアフリー法への対応につきましては、現在実施しています庁舎耐震化検討委託業務を踏まえ、今後庁舎の新築はもちろんのこと、大規模な増築、改築が必要となった場合においても同法に基づく建築物移動等円滑化基準への適合義務を果たしてまいります。

次に、資料を示していただきまして、職員に対する庁舎の冷涼対策についてのご質問でしたが、この夏は防災備蓄品として購入したスポットクーラーを一時的に借用し、庁舎3階に職員の通常業務を可能とするためのWi-Fiを設置した冷涼なオープンスペースを設営したほか、同じく防災備蓄品の大型扇風機をフルに活用させていただきまして、各階の執務室や会議室にも配置するなど、現状に鑑み職員の労働環境に最大限配慮させていただき、過大な二重投資とならないよう工夫を講じて対応をさせていただきました。

次に、観光プロモーションの実効評価に関するご質問についてであります。令和5年度の観光客入り込み客数は、昨日もお答えしたとおり道の駅とうべつとロイズタウン直売店を中心に過去最高の162万5,000人となっております。なお、議員ご指摘の町のプロモーション番組であります「当別町に住んでみたらちょうどよかった件」という放映につきましては、町の魅力発信事業として札幌テレビの制作によりまして6月15日に放送され、約7万6,000人の視聴者数であったと報告を受けております。この番組が放送され、6月の観光客入り込み客数を確認しましたところ、昨年同月比で3万2,000人増となっており、一定のプロモーション効果が得られたものと考えております。

以上、角田議員の一般質問に対する答弁といたします。

○議長（高谷 茂君） 角田君。

○1番（角田広佑君） ご答弁ありがとうございます。それでは、まずバリアフリー法、1番目の質問に対してですが、こちらにつきましては特に再質問は行いませんが、当該職員が下に下りて対応してくださるということを答弁されました。ご答弁いただきました心のバリアフリーとして寄り添う姿勢を取っているということで大変喜ばしいことですので、今後も続けていただきたいなと思っております。

それで、庁舎のオープンスペースについてですが、こちらのほう再質問をさせていただきたいと思います。3階のところでWi-Fiを設定し、役場職員の避暑場所として活用しているということでお伺いいたしました。ただ、その広さがかなり狭いのではないかと。それで、ごく一部の職員しか対応できないので、たくさんの職員が利用しづらいのではないかなというふうにちょっと懸念をしております。そういったところについては改善の余地があるのではないかと私も感じているところであります。

ここで町長にお伺いいたします。例えば1階会議室などの広いスペースに移動式クーラーを設置するなど、酷暑時により多くの職員が避暑できる環境設備ができたのではないかと考えます。来年度以降の対策について、現時点での町長のお考えお伺いしたいと思います。

○議長（高谷 茂君） 町長。

○町長（後藤正洋君） 角田議員の再質問にお答えをさせていただきますけれども、より多くの職員が避暑できる環境整備と来年度以降の対策についてということのご質問だったかというふうに思います。

まず、今回設営をさせていただきました冷涼なオープンスペースについて、職員の感想も聞きながら来年度以降の対応を検討してまいりたいと考えておりますが、いずれにいたしましても繰り返しとなりますが、現状に鑑み職員の労働環境に最大限配慮した上で過大な二重投資とならないよう工夫をしながら進めてまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解のほどよろしくお伺いいたします。

以上です。

○議長（高谷 茂君） 角田君。

○1番（角田広佑君） ご答弁ありがとうございます。町長も今ご答弁があったように職場環境の改善というのはやっぱり職員の労働環境の改善、そして職員のいわゆる離職というか、定着に資するものと考えておりますので、その辺今後ともご対応のほど何とぞよろしくお伺いしたいところであります。

それでは、この点の再質問は以上といたしまして、観光プロモーションに関しての再質問させていただきたいと思います。まずは、観光入り込み客数162万5,000人、そして先日のテレビ放送後の6月期が3万2,000人増ということでかなりの効果があったのかなというふうに私も答弁を聞いて感じているところであります。私も見ましたけれども、コンパクトに当別町のよさがまとめられていたのかなと思って非常によかったなというところがあります。

さて、ここで本定例会開催前の議員協議会におきまして、町長、副町長よりGX、DX人材育成のまちづくり構想案について図面も含めお示しをさせていただきました。北海道医療大学移転後の当別町を新学園都市として多様な人材を育成するまちづくりを推進し、町民と共に成長できる町を目指すとお示しいただきました。その中で西当別、太美地区を新しい町の顔として道の駅やロイズタウンを軸とした次世代技術、観光で人を呼び込むエリ

アとし、今後の関係人口増加の切り札と考えているところとお伺いします。この観光客をいかに本町地区へ流動させるか、そして本町地区の観光振興に寄与していきたいという視点も盛り込まれておられました。私もこの構想に関しては大賛成でございます、道の駅、ロイズタウンを基準として中心市街地の観光客誘致活性化を目指していくべきだと考えております。

そこで、町長にお伺いいたします。本町地区における観光振興のコンテンツについては、どのようなものを考えておられるのかお伺いいたします。

○議長（高谷 茂君） 町長。

○町長（後藤正洋君） 角田議員の再質問にお答えをいたします。

冒頭まちづくりの柱を示させていただいた件に触れていただきましたけれども、西地区のほうでは新しいまちの顔づくりということでいろいろとこれまでも事業を展開してまいりました。そういった点では西地区だけのコンテンツを活用するというのではなくて、町全体の強みをどう発信していくかということこれから皆さんと一緒にやっていかなければならないというふうに思っております。

そういった中で、今回観光プロモーションの実効評価に関するご質問、そしてまた本町地区をどうするのかというご質問がありましたけれども、その点についてお答えをしたいというふうに思います。先ほど申しましたように、令和5年度の観光入り込み客数につきましてはお答えをさせていただいておりますけれども、本町地区への観光客の誘致ですとか活性化、そのコンテンツというご質問でありましたけれども、誘客におきましては本町地区ならではの観光コンテンツというものが必要に多分なるのだろうと思っておりますし、道の駅との連携をどうするかということもあると思っております。そういった中でその要素といたしましては、例えば魅力ある食ですとか、地域が培ってきた歴史や風土に根差した、あるいはそれを生かしたストーリー性のある観光スポットの大きく2つが考えられるかというふうに思っております、一例で申し上げますと例えば本町地区にあります農産物を主体とした食の文化、食そのものですとか、歴史的にも栽培をしており、今お祭りも行われておりますアマに注目したアマの生産ですとか、歴史のいろいろな史跡、あるいは歴史そのものといったものが新たなコンテンツになっていくのかなというふうにも思っておりますので、そういった意味では町独自の歴史、風土に根差したストーリー性を組み合わせた観光コンテンツが本町地区への誘客に有効であるというふうに考えておりますので、いろいろと皆様からもアイデアをいただきながら、新設をした部署でなるべくお金をかけずに多くのお客様を呼べるような、そういう取組をこれから行政として行っていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（高谷 茂君） 角田君。

○1番（角田広佑君） ご答弁ありがとうございます。食、歴史、風土、例えばアマというような固有のものも出ましたけれども、そういったものを活用した観光振興をお考えだ

ということで、ご答弁ありがとうございます。

私この後もう一つ質問、再々質問させていただくのですが、この当別町、歴史を遡ると北海道胆振国に移住し、当別町と兄弟都市を提携している伊達市と、その伊達市を開拓した伊達邦成の先祖は戦国時代の武将、伊達成実公です。これは諸説ありますが、伊達政宗のいとこであったとされる人物だと。それに対し、当別町を開拓した伊達邦直公は岩出山伊達家出身でまさに伊達政宗直系の家系であるということです。この点を見ると、私は当別こそ伊達政宗ゆかりの地とアピールすることも重要であると実は認識をしており、歴史ファンにとっても町外、さらには道外からの歴史ファンが訪れるポテンシャルを秘めているのではないかと考えます。

2000年に有珠山が噴火しまして、その際伊達市のほうに私ボランティア活動で入った経緯があるのですが、それ以来伊達市とも関わりがあるのですが、その中で伊達市で行われている伊達武者まつり、ご存じかと思うのですが、複数回拝見をしています。その中のお祭りでは、騎馬隊やよろい、甲冑を着た武者行列が行われており、大変迫力があり注目度も高いものであると感じております。岩出山のお祭りもそういった形でよろい、甲冑を着て、町長も昨年着用されたということでされていましたが、ここで町長にお伺いいたします。町を挙げて当別町で伊達家ゆかりの祭りを開催し、武者行列を行い観光振興を図ることで当別町の関係人口増加に寄与するものと考えます。先ほどお金をかけずにとということでご答弁もありましたけれども、その辺りどうお考えかお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（高谷 茂君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時28分

再開 午前11時29分

○議長（高谷 茂君） 再開します。

町長。

○町長（後藤正洋君） 再々質問にお答えをいたします。

今、いわゆる当別の歴史を踏まえて、伊達市とも6年前でしょうか、6年、7年前になるのかな。胆振の伊達市と殿様同士が兄弟ということで、歴史友好都市ということで前任の宮司町長のときに姉妹都市の盟約を結ばさせていただきました。また、先週の土曜、日曜は姉妹都市であります大崎市、旧岩出山町で開かれました政宗公まつりにも参加をさせていただき、昨年とおととしは甲冑をつけて騎馬にも乗せていただいたということで、それぞれ交流をさせていただいているところでもございます。

また、伊達市につきましては姉妹提携というか、歴史兄弟都市の盟約を結ぶ以前から民間の交流がいろいろとありまして、商工会の皆さんですとか、商工会の女性部、青年部、

農協の皆さんですとか、あるいは当別の道の駅を造るときに伊達の道の駅を参考に研修をさせていただいたりですとか、議会の皆さんもそれぞれ交流をさせていただいております。そういった点では、当別のすずめ踊り隊が伊達市の武者行列に数回過去参加をさせていただいたりですとか、いろいろと当別がそういったことで伊達市の中ですずめ踊りを披露することによって伊達市の小学校の中ですずめ踊りが今行われているという、そういった交流も深まっているということもございます。また、そういった文化的な交流から経済的な交流に発展をしてはどうかということも仙台市の青葉まつりで民間交流がされている中でもありますので、そういった機運を高める、あるいはそういったことを一定程度精査をさせていただく中で、今後どうあったらいいかということをも町としても検討させていただければなというふうに思います。今やりますということは言えませんが、ご指摘をいただいた中で、いわゆる交流人口が当別町のいろいろなサポーターになっていけるような、あるいはまたそれぞれの町と協力することによって新たなその経済効果ができるような仕掛けというものも観光ですとか、そういったことを通じてできるようになればよろしいかなというふうに思っていますので、参考にさせていただければと思っております。

○議長（高谷 茂君） 角田君。

○1番（角田広佑君） 大変丁寧なご答弁、そして前向きなというか、非常にこれまでの交流の歴史も踏まえて今現状でもそういった関わりのある中で、いわゆる歴史的交流も息づいているというところのご答弁いただきました。ありがとうございます。数年後には町長がよろい、甲冑を着て当別町内を歩いている姿をちょっと想像したりと夢見ております。よろしく願いいたします。

質問に関しては以上になります。最後ですけれども、今最後観光振興に関しての質問させていただきました。当別町は様々なコンテンツがあり、それを活用することで交流人口増加、ポテンシャル秘めている、町長もご答弁いただいた内容、本当にそのとおりだと思っております。例えば鉄道の廃線跡に興味を示す方も一定数おられ、札沼線のみならず当別、江別間を走った江当軌道や僅か7年で廃線となった当別町営軌道の廃線跡、そういったものを巡るツアーなどはアクティビティーとして例えばふるさと納税の返礼品にそういったものをコンテンツとして用意するとか、そういった方法も面白いのかなと思っております。

また、8月の広報にも掲載されていましたが、7月に北海道医療大学の学生らが主催した第1回モルック大会 in 当別が開催されまして、100名以上のプレーヤーが町外から訪れ、道の駅で提供された昼食や商品で提供された産品をおいしいと絶賛されてSNSに投稿しているものも見受けられていました。町のPRに一役買ったものであると認識をしております。その大会私も出ましたけれども、2勝6敗という惨敗でしたけれども。

今後様々な魅力あるコンテンツを最大限PRし、当別町への関係人口、交流人口増加に町全体を挙げて尽力されること改めてご期待申し上げます。私もSNS等でシェアし、情報発信をして共に盛り上げていくことをお誓い申し上げます、今回の一般質問終了とし

たいと思います。ありがとうございました。

○議長（高谷 茂君） 以上で角田君の質問を打ち切らせていただきます。
ここで45分まで休憩をいたします。

休憩 午前11時35分

再開 午前11時44分

○議長（高谷 茂君） 再開します。



◎議員提案第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第3、議員提案第1号を上程します。
提案理由の説明を求めます。

山田君。

○11番（山田 明君） それでは、私のほうから説明させていただきます。

議員提案第1号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書。

国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出について、当別町議会会議規則第14条の規定により、下記のとおり提出します。

令和6年9月13日提出。

提出者、当別町議会議員、山田明。賛成者、同じく、当別町議会議員、島田裕司、同じく、当別町議会議員秋場信一、同じく、当別町議会議員、山崎公司、賛成者、同じく、当別町議会議員、五十嵐信子、賛成者、同じく、当別町議会議員、西村良伸、賛成者、同じく、当別町議会議員、佐藤立。

当別町議会議長、高谷茂様。

提案理由。

本道の道路を取り巻く環境は、高規格道路におけるミッシングリンクをはじめ、自然災害に伴う交通障害、幹線道路や通学路における交通事故、道路新設の老朽化など、多くの課題を抱えている。

これらの課題を解消し、「食」や「観光」に関連する地域が持つ潜在力を最大限発揮させるためには、平常時・災害時を問わない安定した物流や、広域周遊観光を支える道路ネットワークが必要不可欠である。加えて、積雪寒冷地である本道では、安定した除排雪体制の確保など、冬期間の住民の安全・安心を確保することが必要である。

そのため、地方財政が依然として厳しく、また資材価格の高騰や賃金水準の上昇に対応する中でも、道路整備・管理に必要な予算を安定的に確保することが重要である。

よって、国においては、巨大地震を踏まえ、高規格道路から市町村道に至る道路網の整備や老朽化対策など、国土強靱化の取組をより一層推進するため、特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記、1、国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書（案）。

意見書案につきましては、別紙ご参照いただきたいと思います。

皆様方のご賛同、よろしく願いいたします。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議員提案第1号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、議員提案第1号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

なお、決定されました議員提案第1号について、意見書及び派遣する場合の議員の取扱いには議長に一任願います。



◎総務文教常任委員会報告

○議長（高谷 茂君） 日程第4、総務文教常任委員会に付託しておりました「核兵器禁止条約締約国会議」へのオブザーバー参加を求める請願書について委員長の報告を求めます。

委員長。

○総務文教常任委員会委員長（山崎公司君） 総務文教常任委員会報告書。

本委員会に付託された陳情について、令和6年6月17日、8月30日、9月4日に委員会を開催し、慎重審議の結果、次のとおり報告する。

記、「核兵器禁止条約締約国会議」へのオブザーバー参加を求める請願書。

核兵器禁止条約締約国会議は、核兵器根絶に関する重要な議論を行う国際会議であり、条約締結国以外でも、オブザーバーとして取組や方針について討議することが許されている。しかしながら、現状では、核兵器国が一か国もオブザーバーとして参加していない状況が続いている。

日本政府は、核兵器のない世界を目指すという現実的な取組を主張してきたが、全ての国が核を廃絶しなければ、非保有国の脅威が増大する可能性が懸念される。

また、日本の安全保障体制はアメリカとの関係性に基づいており、その観点からすれば、

オブザーバーとしての参加は必ずしも必要と言えるものではないと考える。

よって、本件、不採択とすることが適当と認めた。

以上、本委員会の報告とする。

令和6年9月13日、当別町議会議長、高谷茂様。

総務文教常任委員会委員長、山崎公司。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「議長、討論」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 今討論の声がありました。質疑を打ち切り、討論に移ってよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対者の発言を求めます。

芳形君。

○3番（芳形幸夫君） 核兵器禁止条約締約国会議へのオブザーバー参加を求める請願書の不採択の報告に対する反対討論を行います。

反対理由を述べます。2024年3月18日、国連安全保障理事会の核軍縮についての会合が開かれ、アントニオ・グテーレス国連事務総長はこう演説しました。核兵器の保有を不道徳と言うフランシスコ法王から広島と長崎の勇敢な生存者（被爆者）、そして「オープンハイマー」が世界中の何百万もの人々に核の終末の厳しい現実を伝えたハリウッドまで、人々は核の凶器の終えんを求めている。グテーレス氏の警告です。英紙フィナンシャル・タイムズ2024年2月28日付は、2008年から2014年に作成されたロシアの秘密資料を入手し、ロシア軍が大国との武力衝突の初期段階で戦術核兵器の使用に踏み切る訓練を行っている」と報じました。この2つの事柄から皆様は何を思い、感じられますでしょうか。警告と核兵器の訓練です。1945年8月6日午前8時15分、ウラン型原子爆弾が広島に、同年8月9日午前11時2分、プルトニウム型原子爆弾が長崎に投下されました。日本は世界で唯一核の戦争被爆国です。1度ならず2度です。その悲惨な事実は皆様も一度は映像を見られたと思います。私が皆様にお伝えしたいのは、広島、長崎の悲惨な事実、そして日本国憲法の前文に日本国民は恒久の平和を念願しとあります。前文の最後に、日本国民は国家の名誉にかけ、全力を挙げてこの崇高な理想と目的を達成することを誓うと書かれています。前文の中にあるこの崇高な理想と目的は何か。この崇高な理想と目的とは、その一つが私は平和な世界の実現と解釈しています。日本はオブザーバー参加をして日本国の立場からできること、できないことを発信していくことを今被爆国日本に多くの国が求めていることだと考えます。よって、不採択には反対です。

反対討論を終わります。

○議長（高谷 茂君） 次に、賛成討論ありますか。

山田君。

○11番（山田 明君） 私は核兵器禁止条約締約国会議へのオブザーバー参加を求める請願書に対し、不採択に賛成の立場で討論いたします。

核兵器禁止条約は核兵器のない世界という大きな目標に向け重要な条約ではありますが、アメリカ、ロシア、中国など核保有国は一国たりとも参加しておりません。そこに日本がオブザーバーとして加わって議論しても、実際に核廃絶にはつながらないと私は考えます。日本としては、核保有国と非保有国の双方が加わるNPT、核拡散防止条約の再検討や会議への枠組みなどを通じて唯一の被爆国として双方の橋渡し役となり、現実的に核軍縮を前に進めるべきであると考えます。最近の世界情勢において、ウクライナ侵攻を続けるロシアは核使用を示唆して威嚇を強めたり、覇権主義的な動きを強めている中国や、核ミサイル開発を続ける北朝鮮など、日本を取り巻く安全保障環境は日々厳しさを増しております。核保有国が現状核兵器を手放すことはあり得ないし、このようなときに核廃絶と言えればアメリカの核戦力も含めた拡大抑止を否定することにもなり、現実的な選択とは言えないと考えます。非核三原則をうたっている日本は、残念ながらアメリカの核の傘に依存して安全保障を確保している状況です。このような現実を鑑みて、本請願書は不採択することが適当と考えます。議員各位の賛同をお願いいたします。

○議長（高谷 茂君） 反対討論はありますか。

佐藤君。

○6番（佐藤 立君） では、核兵器禁止条約締約国会議へのオブザーバー参加を求める請願書を不採択とする委員会報告に反対の立場から討論をいたします。

委員会報告は、核保有国の不在、非保有国の安全保障への懸念、日米関係を理由にオブザーバー参加に否定的ですが、これらの論点は核兵器のない世界という理想と核抑止に依存せざるを得ないという現実という国際社会が直面するジレンマを表しています。

まず、核保有国不在を理由とするならば、それはむしろ日本がオブザーバー参加を通じて核保有国と非保有国の橋渡しを積極的に行うべき理由となります。核軍縮は先ほど山田議員もご指摘されたとおり、保有国と非保有国双方の参加と協力なくしては達成できません。日本は唯一の戦争被爆国として核兵器の非人道性を世界に訴えるだけでなく、核抑止力に依存せざるを得ない現実も踏まえ双方の懸念を理解し、対話と協調を促す役割を担うべきです。

次に、非保有国の安全保障への懸念については、核兵器禁止条約が目指す核兵器のない世界の実現こそが究極的な安全保障の確保につながるという視点を忘れてはなりません。核抑止は核兵器が存在し続ける限り偶発的な使用や核拡散のリスクを排除できません。日本はオブザーバー参加を通じて核兵器の法的禁止という規範を強化し、核軍縮に向けた国際的な機運を高めることで非保有国の安全保障にも貢献できます。

最後に、日米関係については日米同盟が我が国の安全保障の基軸であることは揺るぎませんが、それは核兵器禁止条約へのオブザーバー参加を妨げるものではありません。むしろ日本は同盟国である米国に対しても核軍縮に向けた具体的な行動を促し、核兵器のない

世界の実現に向けたリーダーシップを発揮するよう働きかけるべきです。

日本政府は、核兵器のない世界の実現に向けて核兵器の非人道性と安全保障の2つの観点を考慮しながら、現実的かつ実践的な核軍縮のための措置を着実に積み上げていくことが重要としています。現実的かつ実践的な核軍縮とは、核保有国と非保有国双方の安全保障上の懸念に対処しつつ、段階的に核兵器を削減していくプロセスを指します。オブザーバー参加は、このプロセスにおける日本の貢献を可能にします。締約国会議で議論に参加することで核軍縮に向けた具体的な課題や障害を把握し、国際社会における日本の発言力を強化することもできます。日本は唯一の戦争被爆国としての経験と核抑止力に依存する現実との間で複雑な立場に置かれています。しかし、だからこそ日本は核兵器のない世界の実現に向けた橋渡し役として独自の役割を果たせるはずで、オブザーバー参加は、その第一歩となるでしょう。したがって、核兵器のない世界の実現に向けて現実的かつ実践的な核軍縮のための措置を着実に積み上げていくためにこそ核兵器禁止条約にオブザーバー参加する必要があり、本請願は採択すべきものと考えます。議員各位のご理解をお願い申し上げます。

以上、反対の立場からの討論といたします。

○議長（高谷 茂君） 賛成討論ありますか。

秋場君。

○10番（秋場信一君） 私は、賛成の立場で討論いたします。

オブザーバー参加には私は反対の立場です。不採択の立場の討論を申し上げます。私は、核兵器廃絶を心から願う一人でもあります。可能な限り思う人はほとんど全ての人でしょう、世界中。私は可能な限りと言いましたが、それがどうすれば可能になるのか、今これを聞いている全ての人に聞きたい。どうすれば。物すごく険しい難問でもあり、着地点のない道のりを何百年もかけて歩まなければならないかもしれません。

核兵器禁止条約と核廃絶の国際法が核軍縮にどう導かれるのかステップが示されていません。そんな中、道のりを示すための参加だとしたところで核保有国がテーブルに着かないルールづくりに疑問が多く、全ての国が遵守していく現実性に乏しい。国際法を無視する国は既に核保有国で存在している現実は無視できません。

現在世界中にある核兵器の数は1万2,121発、保有国は国連理事国5か国を含めインド、パキスタン、イスラエル、北朝鮮の9か国。イランとミャンマーとちよっとグレーな国もありますけれども、今のところ宣言しているところは9か国です。そのうち1万2,000発以上あるうちの1万624発の全世界の核兵器の88%をロシアと米国、アメリカが持っています。それぞれ5,000発以上持っています。他国を圧倒して各大国の威信を保持していると言ってもいいでしょう。それでも対立する2つの大国、米国とロシア、ソ連ですね、当時は。建設的な関係を構築するため、この課題に向き合った時期も過去に何度かありました。特に2009年、オバマ大統領就任3か月後プラハのフラチャニ広場で実現に向けたアメリカ大統領として初めて核兵器の存在しない世界の実現を訴え、その実現に向けた取組

を表明しました。世界が注目したあのプラハ演説と言われております。世界の平和にとって根本的な課題、すなわち21世紀における核兵器の未来というテーマでした。何千発もの核兵器の存在は、冷戦が残した最も危険な遺産です。米国、ソ連の間に核戦争が起こることはございませんでしたが、後にロシアのメドベージェフ大統領と新戦略兵器削減条約の調印が2011年から行われ、両国は2011年から数百発の削減をしたものの長くは続きませんでした。これが現状です。あのオバマ大統領でさえ難しい核兵器のない世界の構築という難題があったわけですから。これまで廃絶に欠かすことのできない米ロ核兵器大国の近年の動きを見てきて核兵器のない未来をどう構築できるのか、アメリカと同盟国日本の置かれた立場を考え、ICANの提唱する核兵器禁止条約、核廃絶国際採択に至りノーベル平和賞受賞の評価を得られましたが、核なき世界へ平和へのステップを踏んだとは私には見えません。

広島、長崎原爆が使われて以来もうすぐ80年になります。使ってはいけない兵器、使えない兵器とされていた核兵器です。2022年2月に使えるかもしれない兵器として転じたロシアによるウクライナ侵略、開戦を宣告した際の2月の24日の演説でプーチン大統領はロシアは核保有国の一つだと発言しました。侵略の邪魔立てする国々に対しては、核兵器も辞さない報復の構えを見せました。使える兵器としての存在に脅しとも言える、本気とも取れる発言だったわけですが、それでも使えばどのような事態が想定できるのか。2024年、今日これまで核の使用はない。保有国ではないウクライナの後ろ立てにNATOを含め保有国がいる現状です。戦術核ですら使用するに至っていません。核戦争に勝者はいない。この認識の下に世界は核保有国間の抑止力が機能していると言わざるを得ない不都合な事実が現実ではないでしょうか。2023年、G7広島サミットにおいて核軍縮に焦点を当てた初のG7首脳文書である核軍縮に関するG7首脳広島ビジョンが採択されるなど国際社会は様々な取組を試みてきましたが、状況の悪化を抑制するには至らなかったものの、戦争被爆地である広島での開催は平和の象徴の地として歴史的意味を有するものと私は考えております。

NPT、核兵器不拡散条約上の5つの核兵器国、フランス、ロシア、中国、アメリカ、イギリス、またほかの核保有国含む191か国で日本の戦争被爆国として悪夢の惨劇を訴えることのできる唯一の国として広島アクションプランで提唱したCTBT、包括的核実験禁止条約、あるいはFMCT、これは高濃縮ウランやプルトニウムなどの生産を禁止する条約です。これらの取組を一つ一つ実行していくこと、今日本にできる大きな役割と考えます。核禁止条約会議に国連理事国5か国を含む核保有国が、このオブザーバー参加が1か国もオブザーバーとしても参加がない会議が実現の取組や方針について議論できても道のりを示すことの困難は明らかであろう。核保有国含む191か国が加盟しているNPT、核兵器不拡散条約ですら実現への道のりの核軍縮に逆行の動きも見せている核保有国が存在している中ではとても厳しい、難しいテーマであることに間違いはございません。核軍縮前進のための抑止力に頼らない国際安全保障の研究についても多極化する世界、不安定

化する地域情勢、安全保障を取り巻く環境が大きく変化している中、我が国の安全保障体制はアメリカの関係との基軸に基づいていることから、請願項目であるオブザーバー参加は決して有効な手段ではないと言えるものではないでしょうか。

ここで私の最後の説明に、最後に紹介したいものがあります。岸田文雄首相が昨年主要7か国、G7サミットの閉会に伴って広島平和記念、原爆ドームの原爆資料館を臨む位置に立ち、首相は核廃絶に向けた思いを問いかけました。1945年の夏、広島は原爆によって破壊されました。この場所も一瞬で焼土と化し、その後被爆者をはじめ広島の人々のため努力によって広島がこのように美しい町として再建され、平和都市として生まれ変わることを誰が想像できたでしょうか。我々首脳は2つの責任を負っていますと指摘し、一つは現下の厳しい安全保障環境の下、国民の安全を守り抜くということ。厳然たる責任です。同時に核兵器のない世界という理想を見失うことなく、それを追い求め続けるという崇高な責任ですと強調し、将来の世代が核の恐怖におびえることなく、平和と繁栄を享受できるようにすることは我々の信念であり責務であります。だからこそ、核兵器の使用が筆舌に尽くしがたい惨状を現にもたらしたこと、そして核戦争が我々人類そのものを破壊しかねないものであることを被爆地広島から我々の世界に訴え続けていかなければなりませんと訴えかけ、最後に首相は我々は皆広島の市民です。世界80億の民が全員広島の市民となったとき、この地球上から核兵器はなくなるでしょう。私はそれを信じています。ということは、私も同感でございました。これはとても僕も感銘した文面だったので、皆さんに紹介しました。よって、オブザーバー出席をすることが、これは法律、あるいはルールをつくることは非核へのあくまでも手段です。目的は今述べたことでありますから、私はこのオブザーバー参加をすることが必ずしも有効な手段とは思っておりません。

よって、この採択には賛成の立場で皆さん各議員の賛同をよろしく願いまして終わります。

○議長（高谷 茂君） 以上で討論を終わります。

それでは、本件については採決を行います。

採決は、起立によって行います。

本件について、委員長提案のとおり不採択に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高谷 茂君） 7名です。着席してください。

次に、委員長提案の不採択に反対の方の起立を求めます。

〔反対者起立〕

○議長（高谷 茂君） お座りください。

賛成、反対同数になりましたので、地方自治法第116条第1項の規定に基づき議長が本件に対して採決をいたします。

本件については、委員長報告のとおり不採択とすることにいたします。

◇

◎総務文教常任委員会報告

○議長（高谷 茂君） 日程第5、総務文教常任委員会に付託しておりました学校給食の無償化の早期実現を求める意見書採択を求める請願について、委員長の報告を求めます。委員長。

○総務文教常任委員会委員長（山崎公司君） 総務文教常任委員会報告書。

本委員会に付託された請願について、令和6年9月4日、9月10日に委員会を開催し、慎重審議の結果、次のとおり報告する。

記、学校給食の無償化の早期実現を求める意見書採択を求める請願。

学校給食法では、第1条において、「学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものである」と定められている。

また、国が令和5年6月13日に策定した「こども未来戦略方針」では、「学校給食費の無償化の実現に向けて、まず、学校給食費の無償化を実施する自治体における取組実態や成果・課題の調査、全国ベースでの学校給食の実態調査を行い」、「小中学校の給食実施状況の違いや法制面等も含め課題の整理を丁寧に行い、具体的方策を検討する。」としている。

今現在、無償化の議論は進行中であるものの、無償化は早期に実現すべきであると考えることから、本件、願意妥当と認め、採択とすることが適当と認めた。

以上、本委員会の報告とする。

令和6年9月13日、当別町議会議長、高谷茂様。

総務文教常任委員会委員長、山崎公司。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 委員長報告のとおり決定してご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

ただいま決定されました総務文教常任委員会報告について、意見書及び派遣する場合の議員の取扱いは議長に一任願います。

◇

◎産業厚生常任委員会報告

○議長（高谷 茂君） 日程第6、産業厚生常任委員会に付託してありました政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める陳情書について、委員長の報告を求めます。

委員長。

○産業厚生常任委員会委員長（五十嵐信子君） 産業厚生常任委員会報告書。

本委員会に付託された陳情について、令和6年6月18日、8月28日、9月5日に委員会を開催し、慎重審議の結果、次のとおり報告する。

記、政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める陳情書。

政府は、看護師や介護職など社会基盤を支える労働者が、その役割の重要性に比して賃金水準が低い状況であることから、2024年の診療報酬・介護報酬・障害福祉サービス等報酬を改定し、賃上げに特化した「評価料」や「加算」を盛り込んだが、いまだ労働者の賃金水準は全産業平均から大きく下回っている。

本陳情の項目1中「政府の責任において、全額公費による追加の賃上げ支援策を実行すること」、2「診療報酬と介護報酬を抜本的に引き上げる随時改定を実施すること」については、昨今のケア人材不足の深化からも、労働現場における改善の要望については願意妥当と認めた。

しかしながら、3「医療や介護現場における「夜勤交替制労働」に関わる労働環境を抜本的に改善すること」、4「公立、公的病院を拡充・強化し、保健所の増設など公衆衛生体制を拡充すること」、5「患者・利用者の負担を軽減すること」については、公的病院の拡充の適否等について検討が必要となる懸念もある。

よって、陳情事項1及び2を採択するものとし、本件陳情は、一部採択とすることが適当と認めた。

以上、本委員会の報告とする。

令和6年9月13日、当別町議会議長、高谷茂様。

産業厚生常任委員会委員長、五十嵐信子。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） ただいまの委員長報告のとおり決定してご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、そのように決定します。

ただいま決定されました産業厚生常任委員会の報告について、意見書及び派遣する場合の議員の取扱いは議長に一任願います。

◇

◎産業厚生常任委員会報告

○議長（高谷 茂君） 日程第7、産業厚生常任委員会に付託しておりました「若者が地元で働き暮らせるよう、全国一律最低賃金制度の創設を求める意見書」の提出を求める陳情について、委員長の報告を求めます。

委員長。

○産業厚生常任委員会委員長（五十嵐信子君） 産業厚生常任委員会報告書。

本委員会に付託された陳情について、令和6年6月18日、8月28日、9月5日に委員会を開催し、慎重審議の結果、次のとおり報告する。

記、「若者が地元で働き暮らせるよう、全国一律最低賃金制度の創設を求める意見書」の提出を求める陳情。

今年7月、中央最低賃金審議会で定めた2024年度の最低賃金は10月から適用の見通しである。全国一律最低賃金制度は地域間での賃金格差をなくし、経済的公平性の保証と、都市部と地方の格差の軽減を目指すこととされているが、中小企業の負担増により経営が困難になることも懸念される場所である。

よって、本件、不採択とすることが適当と認めた。

なお、全国一律が世界の主流となる中、地方創生による地域間格差の解消を目指す政府においては、時間をかけてでも全国一律に向けた議論・調査を進められたいとの意見があったことを付記する。

以上、本委員会の報告とする。

令和6年9月13日、当別町議会議長、高谷茂様。

産業厚生常任委員会委員長、五十嵐信子。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） ただいまの委員長報告のとおり決定してご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、そのように決定しました。

ただいま決定されました産業厚生常任委員会の報告について、意見書及び派遣する場合の議員の取扱いは議長に一任願います。

◇

◎産業厚生常任委員会報告

○議長（高谷 茂君） 日程第8、産業厚生常任委員会に付託しておりました女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書の日本政府への提出についての陳情について、委員長の報告を求めます。

委員長。

○産業厚生常任委員会委員長（五十嵐信子君） 産業厚生常任委員会報告書。

本委員会に付託された陳情について、令和6年6月18日、8月28日、9月5日に委員会を開催し、慎重審議の結果、次のとおり報告する。

記、女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書の日本政府への提出についての陳情。

1985年、日本は女性があらゆる分野でいかなる形態の差別も受けない権利と平等の権利を保障する「女性差別撤廃条約」に批准しているが、条約の実効性を高める「女性差別撤廃条約選択議定書」について日本はいまだ批准していない。

日本政府は第5次男女共同参画基本計画において、「選択議定書については諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進める。」としていることから、速やかな批准を行うべきと考える。

よって、本件、願意妥当と認め、採択することが適当と認めた。

以上、本委員会の報告とする。

令和6年9月13日、当別町議会議長、高谷茂様。

産業厚生常任委員会委員長、五十嵐信子。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） ただいまの委員長報告のとおり決定してご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、そのように決定しました。

ただいま決定されました産業厚生常任委員会の報告について、意見書及び派遣する場合の議員の取扱いは議長に一任願います。



◎産業厚生常任委員会報告

○議長（高谷 茂君） 日程第9、産業厚生常任委員会に付託しておりました選択的夫婦別姓制度導入の国会審議を求める意見書の提出についての陳情について、委員長の報告を求めます。

委員長。

○産業厚生常任委員会委員長（五十嵐信子君） 産業厚生常任委員会報告書。

本委員会に付託された陳情について、令和6年6月18日、8月28日、9月5日に委員会を開催し、慎重審議の結果、次のとおり報告する。

記、選択的夫婦別姓制度導入の国会審議を求める意見書の提出についての陳情。

1996年に法制審議会が選択的夫婦別姓導入に関する民法改正要綱を答申したが、今日まで法整備がなされておらず、いまだなお見通しが立っていない。この選択的夫婦別姓については強制されるものではなく、改姓するかどうか選択できるもので、現在、夫婦同姓を法律で義務づけている国は、極めて少ない。

世論調査においても、選択的夫婦別姓制度導入に賛成する割合が反対を上回っていること等、社会的にも議論が活発に行われており、夫婦別姓制度導入に対する国民の機運も高まっている。

家族の在り方の多様化が進む中、社会の考え方や価値観も変化しており、国においては制度の在り方について審議を進めるべきものとする。

よって、本件、願意妥当と認め、採択とすることが適当と認めた。

以上、本委員会の報告とする。

令和6年9月13日、当別町議会議長、高谷茂様。

産業厚生常任委員会委員長、五十嵐信子。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 委員長報告のとおり決定してご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、そのように決定しました。

ただいま決定されました産業厚生常任委員会の報告について、意見書及び派遣する場合の議員の取扱いは議長に一任願います。



◎産業厚生常任委員会報告

○議長（高谷 茂君） 日程第10、産業厚生常任委員会に付託しておりました訪問介護報酬引き上げの再改定を早急に求める意見書の採択を求める請願について、委員長の報告を求めます。

委員長。

○産業厚生常任委員会委員長（五十嵐信子君） 産業厚生常任委員会報告書。

本委員会に付託された請願について、令和6年9月5日、9月11日に委員会を開催し、

慎重審議の結果、次のとおり報告する。

記、訪問介護報酬引き上げの再改定を早急に求める意見書の採択を求める請願。

本年4月には介護報酬の改定により、訪問介護の基本報酬が引き下げられたが、訪問介護事業者の倒産が相次ぐ中、基本報酬の引き下げによって、事業者の経営状況のさらなる深刻化が懸念されている。

訪問介護の根幹となる在宅サービスを提供する人材確保も厳しい状況にあることや訪問介護の次期改定までにさらなる経営悪化が懸念されることから、早急に訪問介護報酬引き上げの再改定を行うべきと考える。

よって、本件、願意妥当と認め、採択とすることが適当と認めた。

以上、本委員会の報告とする。

令和6年9月13日、当別町議会議長、高谷茂様。

産業厚生常任委員会委員長、五十嵐信子。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 委員長報告のとおり決定してご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、そのように決定しました。

ただいま決定されました産業厚生常任委員会報告について、意見書及び派遣する場合の議員の取扱いは議長に一任願います。



◎令和5年度当別町各会計決算審査特別委員会報告

○議長（高谷 茂君） 日程第11、令和5年度当別町各会計決算審査特別委員会の報告を求めます。

委員長。

○令和5年度当別町各会計決算審査特別委員会委員長（佐々木常子君） 令和5年度当別町各会計決算審査特別委員会報告書。

令和5年度当別町一般会計、国民健康保険特別会計、下水道事業特別会計、介護保険特別会計、介護サービス事業特別会計、後期高齢者医療特別会計並びに水道事業会計決算について、令和6年9月10日から12日の3日間にわたり慎重審査の結果、次のとおり決定したので報告します。

1、審査の結果、（1）、認定第1号 令和5年度当別町各会計歳入歳出決算、（2）、認定第2号 令和5年度当別町水道事業会計決算、本各案件は、原案のとおり認定すべき

ものと決定した。

令和6年9月13日、当別町議会議長、高谷茂様。

令和5年度当別町各会計決算審査特別委員会委員長、佐々木常子。

○議長（高谷 茂君） ただいまの委員長報告のとおり認定し、理事者に送付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、令和5年度当別町各会計決算は認定することに決定いたしました。



◎報告第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第12、報告第1号を上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（後藤正洋君） ただいま議題となりました報告第1号 専決処分の承認を求めることにつきまして、提案の説明を申し上げます。

令和6年6月1日に発生した車両の損傷事故につきまして当別町が支払う損害賠償額を3万1,086円と定め、和解することにつきまして地方自治法第179条第1項の規定により令和6年6月25日付をもって専決処分をいたしましたので、これを報告し、ご承認をいたどうかとするものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、報告第1号は原案のとおり承認することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、報告第1号は原案のとおり承認することに決定いたしました。



◎報告第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第13、報告第2号を上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（後藤正洋君） ただいま議題となりました報告第2号 専決処分の承認を求めることにつきまして、提案の説明を申し上げます。

令和6年6月24日に発生した車両の損傷事故につきまして当別町が支払う損害賠償額を3万4,122円と定め、和解することについて地方自治法第179条第1項の規定により令和6年7月10日付をもって専決処分をいたしましたので、これを報告し、ご承認をいただこうとするものであります。

よろしくご審議をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、報告第2号は原案のとおり承認することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、報告第2号は原案のとおり承認することに決定しました。



◎報告第3号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第14、報告第3号を上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（後藤正洋君） ただいま議題となりました報告第3号 株式会社t o b eの令和5年度決算及び令和6年度事業計画に関する書類の提出につきまして、提案の説明を申し上げます。

株式会社t o b e代表取締役、宮司正毅氏から株式会社t o b eの令和5年度決算及び令和6年度事業計画に関する書類の提出がありましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定により、これを提出するものであります。

よろしくご審議をいただきまして、ご承認をお願いいたします。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、報告第3号は原案のとおり承認することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、報告第3号は原案のとおり承認することに決定しました。



◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第15、議案第1号を上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（後藤正洋君） ただいま議題となりました議案第1号 教育委員会委員の任命につきまして、提案の説明を申し上げます。

教育委員会委員、小林泰雄氏は、令和6年9月30日をもって任期満了となりますので、同氏を再任するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、議会の同意を得ようとするものであります。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第1号は原案のとおり同意することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、議案第1号は原案のとおり同意することに決定いたしました。



◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第16、議案第2号を上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（後藤正洋君） ただいま議題となりました議案第2号 令和6年度当別町一般会計補正予算（第3号）につきまして、提案の説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出ともに2億6,788万2,000円を増額し、その総額を131億9,502万7,000円といたしました。

補正額につきましては、1ページと2ページに記載の「第1表 歳入歳出予算補正」をお目通しいただきたいと存じます。

次に、債務負担行為の補正につきましては、3ページに記載の第2表を、地方債の補正につきましては、4ページに記載の第3表をご高覧いただきたいと存じます。

歳出の主なものにつきましては、自動運転社会実装推進事業業務委託3,499万7,000円、定額減税調整給付金に係る補助金3,000万円、新型コロナウイルスワクチン接種に伴う予防接種業務委託2,862万9,000円、公共施設及び町道除排雪業務委託3,175万9,000円、学校施設における空調設備改修工事2,688万3,000円などを増額するもので、この財源といたしましては国庫支出金6,672万5,000円、道支出金5,018万6,000円、繰入金4,425万円、繰越金6,594万2,000円などを増額して措置いたしました。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第2号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、議案第2号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第17、議案第3号を上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（後藤正洋君） ただいま議題となりました議案第3号 令和6年度当別町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案の説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出ともに475万7,000円を増額し、その総額を21億4,468万5,000円といたしました。

補正額につきましては、1ページから2ページに記載の「第1表 歳入歳出予算補正」をお目通しいただきたいと存じます。

歳出といたしましては、諸支出金475万7,000円を増額するもので、この財源といたしま

しては、繰越金475万7,000円を増額して措置いたしました。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第3号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、議案第3号は原案のとおり可決することに決定しました。



◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第18、議案第4号を上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（後藤正洋君） ただいま議題となりました議案第4号 令和6年度当別町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案の説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出ともに9,087万8,000円を増額し、その総額を17億5,778万2,000円といたしました。

補正額につきましては、1ページから2ページに記載の「第1表 歳入歳出予算補正」をお目通しいただきたいと存じます。

歳出といたしましては、諸支出金9,087万8,000円を増額するもので、この財源といたしましては繰越金8,938万2,000円などを増額して措置いたしました。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略し、議案第4号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、議案第4号は原案のとおり可決することに決定しました。

◇

◎議案第5号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第19、議案第5号を上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（後藤正洋君） ただいま議題となりました議案第5号 令和6年度当別町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案の説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出ともに650万円を増額し、その総額を1億1,171万8,000円といたしました。

補正額につきましては、1ページから2ページに記載の「第1表 歳入歳出予算補正」をお目通しいただきたいと存じます。

歳出といたしましては、サービス事業費650万円を増額するもので、この財源といたしましては繰入金650万円を増額して措置いたしました。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略し、議案第5号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、議案第5号は原案のとおり可決することに決定しました。

◇

◎議案第6号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第20、議案第6号を上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（後藤正洋君） ただいま議題となりました議案第6号 当別町国民健康保険条例及び当別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定につきまして、提案の説明を申し上げます。

被保険者証の廃止に伴い、所用の改正を行うため、それぞれの条例の一部を改正しよう

とするものであります。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第6号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、議案第6号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第7号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第21、議案第7号を上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（後藤正洋君） ただいま議題となりました議案第7号 当別町子どもプレイハウス条例の一部を改正する条例制定につきまして、提案の説明を申し上げます。

子どもプレイハウスの利用対象の追加に伴い、所用の改正を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略し、議案第7号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、議案第7号は原案のとおり可決することに決定しました。



◎議案第8号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第22、議案第8号を上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（後藤正洋君） ただいま議題となりました議案第8号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議につきまして、提案の説明を申し上げます。

被保険者証の廃止に伴い、地方自治法第291条の3第1項の規定により協議するため、同法第291条の11の規定により議会の議決を得ようとするものであります。

よろしくご審議をいただきますようお願いいたします。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第8号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、議案第8号は原案のとおり可決することに決定しました。



◎請願継続審査の件

○議長（高谷 茂君） 日程第23、請願継続審査の件についてお諮りいたします。

産業厚生常任委員会より閉会中の請願継続審査を実施したい旨、申出がありましたので、これを許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、そのように決定しました。



◎閉会の宣告

○議長（高谷 茂君） 以上で本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。本日の会議を閉じます。

令和6年第3回当別町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 1時00分）

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和6年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員